

平成26年12月1日（月曜日）第4回定例会

○出席議員（17名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
14番	内藤明	議員	15番	高橋勝文	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	木村寿太郎	議員			

○欠席議員（1名）

13番	佐藤良一	議員
-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会会長	奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長
月光龍弘	政策推進課長	宮川徹	財政課長
松田幸彦	税務課長	小林友子	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	森谷孝義	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	秋場礼子	商工振興課長
原田真司	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	軽部賢悦	病院医務主管
荒木利見	教育長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
安達晃一	監査委員会 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	渡邊拓也	総務係長

議事日程第1号

第4回定例会

平成26年12月1日(月)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 議員派遣について
- (3) 第132回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- (4) 議会運営委員会行政視察報告について
- 〃 4 行政報告
- (1) 市政の概況について
- 〃 5 質疑
- 〃 6 報告第7号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 7 質疑
- 〃 8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第4号))
- 〃 9 議第58号 平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- 〃 10 議第59号 平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 〃 11 議第60号 平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 〃 12 議第61号 平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 13 議第62号 平成26年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 14 議第63号 寒河江市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正について
- 〃 15 議第64号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 16 議第65号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 〃 17 議第66号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
- 〃 18 議第67号 寒河江市立みなみ保育所に係る指定管理者の指定について
- 〃 19 議第68号 寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定について
- 〃 20 議第69号 損害賠償の額を定めることについて
- 〃 21 議第70号 西村山地区視聴覚教育協議会の廃止について
- 〃 22 請願第8号 農協改革に関する請願
- 〃 23 請願第9号 米の需給安定対策に関する請願
- 〃 24 議案説明
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号と同じ

開 会 午前9時30分

- 鴨田俊廣議長** おはようございます。
- ただいまから、平成26年第4回寒河江市議会定例会を開会いたします。
- 本日の欠席通告議員は、13番佐藤良一議員であります。
- 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- 本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

- 鴨田俊廣議長** 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において、8番工藤吉雄議員、11番荒木春吉議員を指名いたします。

会 期 決 定

- 鴨田俊廣議長** 日程第2、会期決定を議題といたします。
- 本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。内藤議会運営委員長。
- 〔内藤 明議会運営委員長 登壇〕
- 内藤 明議会運営委員長** おはようございます。
- 本日招集になりました平成26年第4回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る11月26日、委員全員出席、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。
- 会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問通告等を勘案し、本日から12月12日までの12日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付しております日程表のとおり決定いたしました。
- 以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげまして、御報告といたします。
- 鴨田俊廣議長** お諮りいたします。
- 本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 御異議なしと認めます。
- よって、会期は本日から12月12日までの12日間と決定いたしました。

第4回定例会日程

平成26年12月1日(月)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
12月 1日(月)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、行政 報告、質疑、報告、質疑、議 案・請願上程、同説明	議 場
12月 2日(火)	休 会(議案調査)			
12月 3日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月 4日(木)	休 会(議案調査)			
12月 5日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月 6日(土)	休 会			
12月 7日(日)	休 会			
12月 8日(月)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、 委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科 会分担任付託	議 場
	予算特別委員会 終了後	総務文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第5会議室
12月 9日(火)	午前9時30分	総務文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第5会議室
12月10日(水)	休 会(事務処理)			
12月11日(木)	休 会(事務処理)			
12月12日(金)	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討 論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報 告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

○鴨田俊廣議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について、(2) 議員派遣について、(3) 第132回山形県市議会議長会
定期総会の報告について、(4) 議会運営委員会行政視察報告については、お手元に配付しておりま
すプリントによって御了承願います。

行 政 報 告

○鴨田俊廣議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 皆さん、おはようございます。

初めに、9月定例会以降、現在までの主な市政の概況について御報告を申し上げます。

最初に、慈恩寺の国史跡指定の決定について申し上げます。

去る10月6日発行の官報告示をもって慈恩寺旧境内が国史跡指定に正式決定されました。まことに喜ばしく市民の誇りとするところでございます。

今回の指定に当たっては、「我が国の仏教信仰のあり方を知るうえで極めて重要」と高い評価を受けたところであり、去る10月26日には文化庁記念物課の佐藤主任文化財調査官による記念講演会を開催し、多くの市民の方々に参加をしていただきました。今後は、保存管理計画や整備計画などを策定し、史跡の保存、活用を図っていくとともに、国史跡指定を契機として、これまで以上ににぎわいを創出し、寒河江の魅力を市内外に発信して観光や地域信仰につなげてまいりたいと考えているところでございます。

次に、農作物の作柄状況について申し上げます。

まず、水稲についてでございますが、8月の日照時間が平年を下回りましたが、田植期から出穂期まで天候に恵まれたことから、10月15日現在における村山地域の水稲の作況指数は105、やや良となっております。また、一等米比率も11月19日現在のJ Aさがえ西村山管内の状況は95.0%と昨年を上回っております。つや姫につきましても、一等米比率は95.0%で、より販売を期待しているところでございます。

去る9月21日には、つや姫ビラージュで稲刈・自然乾燥作業交流会が実施をされ、仙台寒河江会の皆さんからも参加していただきまして、サポーターの方々と一緒に手刈り、くいかけ作業を行い、つや姫のPRに大きく貢献しているものと考えているところでございます。

また、秋の果物の作柄につきましては、リンゴについては、昨年の夏の暑さの影響で花芽が少なく、5月、6月に乾燥した影響で小玉傾向にはありますが、収穫前に好天に恵まれたため生育が進み、着色、品質とも良好となっております。ラ・フランスにつきましても、リンゴと同様に収穫前に好天に恵まれたことから、生育が進み、品質は申し分のないものとなっております。また、適期収穫と産地追熟の期間を考慮し、統一販売開始基準日を10月25日に設定し、おいしいラ・フランスを全国の消費者へ出荷しているところでございます。

なお、先般、11月13日、14日にかけて西村山1市4町の合同によるリンゴとラ・フランスのトップセールスを東京太田市場と東京ソラマチで行ってまいりましたが、とても甘くおいしいと好評を得てきたところでございます。

今後とも関係団体とともに、良質な農産物の精算、流通、販売に向け、努力してまいりたいと考えているところでございます。

次に、雇用状況について申し上げます。

国の11月の月例経済報告では、「景気は個人消費などに弱さが見られるが、緩やかな回復基調が続いている」としております。また、山形労働局発表の10月の県内有効求人倍率は1.27倍で、ハローワークさがえ管内においても1.07倍と9カ月続けて1.0倍以上となっており、県内の雇用情勢は「改善が続いている」としております。

また、来春卒業予定の県内高校生を対象とした県内企業の求人倍率は、10月末現在で前年同期よりも0.39ポイント高い1.96倍と全業種で上昇している状況であります。今後とも社会経済情勢の変化に対応した効果的な本市の雇用対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、姉妹都市締結40周年記念式典について申し上げます。

大韓民国安東市と本市が姉妹都市の盟約を締結し、ことしで40周年を迎えたことを記念し、安東市長、安東市議会議長、安東市商工会議所会長を初めとする12名の訪問団の皆様をお迎えして、去る11月1日に姉妹都市締結40周年記念式典を開催いたしました。これまで両市は相互訪問や文化交流を通じて互いを理解し、深い友情を育んでまいりましたが、さらにきずなを深め経済交流を推進し、心の通った関係を永く続けるために共同で交流発展宣言をしたところでございます。市議会議長初め、議員各位にも御出席いただきましたこと、まことにありがとうございます。今後とも両市の友好親善のために努力してまいりたいと考えているところでございます。

次に、市制施行60周年記念事業として開催いたしました寒河江公園つつじ園リニューアル記念植樹式及び寒河江でがんばる商工展について申し上げます。

去る11月1日に寒河江公園つつじ園リニューアル記念植樹式を開催いたしました。長岡山寒河江公園のつつじ園は、昭和46年度から段階的に整備を進め、現在、9種類、3万2,000本が植樹され、東北最大級のつつじ園として親しまれております。市制施行60周年に当たり、今年度、1万1,000本を新たに植樹し、市の人口と同じ4万3,000本にふやすことにしているところでございます。当日は寒河江公園つつじ園において、近隣の町会の皆さん、ボーイスカウト、ガールスカウトの皆さんや寒河江高校、市内保育所の園児の皆さんなど市民266名から参加をいただき、また、安東市を初めとする訪問団の皆さんとともに1,200本のツツジを記念植樹したところでございます。皆さんが植樹したツツジも来年の春には花が咲きそろい多くの来場者の目を楽しませてくれるものと考えております。

また、11月1日から3日までの3日間、市内商工団体と商工業者による寒河江でがんばる商工展がチェリーナさがえを会場に開催されました。市内の約40の事業者が手がけた製品を一堂に集め、寒河江の地で培った「ものづくりの心」、「技術の粋」を多くの皆さんに知っていただく絶好の機会となり、広くアピールできたものと思います。3日間で3,400名余りの来場者を数え好評を得たところでございます。市といたしましても、今後とも機会を捉え寒河江の商工業の高い技術力を広く内外にPRし、商工業の振興に努めてまいりたいと考えているところでございます。

さて、本年1月から市制施行60周年記念に当たり各種の事業を実施してまいりましたが、これらをもちまして一連の記念事業は無事終了と相なりました。議員各位、そして多くの市民の皆様にご参加、御協力をいただきましたこと、改めて心から感謝御礼を申しあげる次第であります。

以上、9月定例会以降の主な市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りながら市政の運営に努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

質 疑

○鴨田俊廣議長 日程第5、行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの市政の概況について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

報 告

○鴨田俊廣議長 日程第6、報告第7号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題といたします。

市長からの報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 報告第7号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを御説明申し上げます。

本年10月9日に寒河江市大字寒河江字赤田地内の駐車場内において、市有自動車の公務運転中、駐車していた普通乗用車に接触して発生した車両の事故について、示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告を申しあげる次第でございます。

以上であります。

質 疑

○鴨田俊廣議長 日程第7、これより質疑に入ります。

報告第7号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 日程第8、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第4号））から日程第23、請願第9号米の需給安定対策に関する請願までの16案件を一括議題といたします。

□

議 案 説 明

○鴨田俊廣議長 日程第24、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 承認第5号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを御説明申し上げます。

第47回衆議院議員総選挙執行に係る経費の追加を内容とする平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）について、議会を招集する時間的余裕がなく急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであり、その承認を得ようとするものでございます。御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議第58号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、山形県人事委員会勧告を踏まえた特別職及び一般職の給与改定並びに人事異動に伴う給与等経費の調整を行うとともに、林業振興設備の整備に係る農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業費補助金を計上し、ふるさと納税制度寄附金の増加による基金管理事業費等を追加するものでございます。

その結果、1億262万円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ157億9,269万7,000円とするものでございます。

次に、議第59号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、山形県人事委員会勧告を踏まえた一般職の給与改定及び人事異動に伴う給与等経費の調整を行うとともに、流入量の増加等に係る浄化センター管理費等を追加し、浄化センター建設費を減額するものでございます。

その結果、899万9,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ14億2,607万6,000円とするものでございます。

次に、議第60号平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、簡易水道事業に係る計装通信設備の修繕に係る施設維持管理事業費を追加するものでございます。

その結果、30万円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ636万5,000円とするものでございます。

次に、議第61号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、山形県人事委員会勧告を踏まえた一般職の給与改定及び人事異動に伴う給与等経費の調整を行うとともに、一般被保険者療養給付費の増加に伴う保険給付費等を追加するものでございます。

その結果、1億3,123万7,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ46億777万8,000円とするものでございます。

次に、議第62号平成26年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申しあ

げます。

このたびの補正予算は、山形県人事委員会勧告を踏まえた一般職の給与改定及び人事異動に伴う給与等経費の調整を行うとともに、制度改革に伴う介護保険システム改修に係る一般管理費等を追加するものでございます。

その結果、84万円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ34億9,994万7,000円とするものでございます。

次に、議第63号寒河江市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正について御説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第64号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

山形県人事委員会の給与改定に関する勧告を踏まえ、特別職の期末手当について所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第65号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

山形県人事委員会の給与改定に関する勧告に準じ、給料及び勤勉手当について所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第66号寒河江市国民健康保険条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第67号寒河江市立みなみ保育所に係る指定管理者の指定について及び議第68号寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定についてにつきまして一括して御説明を申し上げます。

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため議会の議決をいただくようとするものでございます。

次に、議第69号損害賠償の額を定めることについてを御説明申し上げます。

市報さがえに使用したイラストレーションの使用許諾に係る損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決をいただくようとするものでございます。

次に、議第70号西村山地区視聴覚教育協議会の廃止についてを御説明申し上げます。

地方自治法第252条の2の2第3項及び第252条の6の規定により、西村山地区視聴覚教育協議会の廃止について議会の議決をいただくようとするものでございます。

以上、13案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

散 会 午前9時54分

○鴨田俊廣議長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成26年12月3日（水曜日）第4回定例会

○出席議員（17名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
14番	内藤明	議員	15番	高橋勝文	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	木村寿太郎	議員			

○欠席議員（1名）

13番	佐藤良一	議員
-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会会長	奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長
月光龍弘	政策推進課長	宮川徹	財政課長
松田幸彦	税務課長	小林友子	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	森谷孝義	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	秋場礼子	商工振興課長
原田真司	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	軽部賢悦	病院医務主管
荒木利見	教育長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
安達晃一	監査委員会 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	渡邊拓也	総務係長

議事日程第2号

第4回定例会

平成26年12月3日(水)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、13番佐藤良一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

○鴨田俊廣議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、一議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成26年12月3日(水)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
1	地方創生と農業施策について	(1) 今後、自治体で考えられる施策について (2) 首都圏への販売拡大について (3) 子姫芋の登録商標について	7番 沖津一博	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		<p>(4) 農業の6次産業の取り組みについて</p> <p>(5) 冷凍野菜で特産品をつくることについて</p> <p>(6) 専業農家の後継者への支援策について</p>		
2	市立病院の改革状況について	<p>(1) 改革プラン、アクションプランの状況は市のホームページに載っているが、マイナス実績の結果にしか理解できない。これをどう思っているか。</p> <p>(2) 負担金、補助金の平成19年度からの累計額はいくらになっているか。</p> <p>(3) 人口減少が見込まれる中、税の減収、患者の減少が見込まれるであろうと思うが、今後の見通しと対策は。</p>	9番 杉 沼 孝 司	市 長
3	手狭になっている市立保育所の移転について	<p>(1) なか保育所の運動広場の確保策について</p> <p>(2) 先行取得用地の有効活用について</p>		市 長
4	市営住宅の建て替えと高齢者住宅について	<p>(1) 地域住民から問題提起されている市営住宅の整備について</p> <p>(2) 買い物難民の解消につながる高齢者住宅の建設について</p> <p>(3) 市営住宅や高齢者住宅の建設によるまちなか賑わいの創出について</p> <p>(4) 旧寒河江服装専門学校跡地の有効活用について</p>		市 長
5	安定した農業経営をめざして	<p>(1) 生産者米価下落の原因と採算の取れる米価の実現のために</p> <p>(2) 米価問題で自治体の取り組みは。 ア 市内農家の米作を守るために関係機関へ強く働きかけることについて イ 小作料の見直しについて</p> <p>(3) 重大な局面を迎えているTPP問</p>	3番 遠 藤 智与子	市 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
6	福祉灯油の実施について	<p>題での市長の見解を伺いたい。</p> <p>(1) 低所得高齢者を取り巻く経済状況を踏まえ、今冬の福祉灯油を実施すべきことについて</p> <p>(2) 県の動向にかかわらず市独自の施策として実施することについて</p> <p>(3) 実効のある効果的な実施時期と金額について</p>		市長
7	若い世代の人口減少対策について	<p>(1) 寒河江市の総人口、合計特殊出生率、出生数の動向について</p> <p>(2) さらに第三子以降への支援拡充について</p> <p>(3) 赤ちゃんの駅認証と子育て支援情報マップ作成について</p> <p>(4) 地元の素晴らしさを学び発信する取り組みについて</p> <p>(5) 地元の仕事と大人を知る取り組みについて</p>	4番 後藤健一郎	市長 教育委員長
8	慈恩寺の今後の取り組みについて	<p>(1) 今後計画推進の中心となる組織について</p> <p>(2) 至急解決しなければならない課題について</p> <p>(3) 寒河江市民が一体となるような取り組みについて</p>		市長

沖津一博議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号1番について、7番沖津一博議員。

○沖津一博議員 おはようございます。

ことしも残すところ1カ月を切り慌ただしくなり、寒さも一段と厳しくなってきました。昨日、公示になりました衆議院選により、より一層慌ただしくなったところであります。

ここ最近の地方情勢を見ますと、円安が進み、ガソリン代の高騰、電気料金の値上げ、軽自動車税の値上げ、さらには米価の暴落、個人戸別所得補償も廃止になる予定であります。物価や材料費は上がりましたが、給料や賃金は上がっておりません。中央一極集中が進み、東京では年間6万人の人口がふえております。大変な時代となっております。

国は地方創生と言っておりますが、政策の中身はなく、地方自治体がみずからアイデアを出し、画

期的なことを考えた自治体にはお金を出しますと言っております。本市でも、みんなで知恵を出し合い地方創生を進めていき、市民が少しでも豊かに暮らせるようにしていきたいと思っております。本市の基幹産業でもあります農業を若者が希望を持って従事できるような野菜や果物、農産加工品の複合経営を目指したシステム、グループ、組織づくりを行い、特産品の開発や販路の拡大なども考えていきたいものであります。

私は、新政クラブの一員として寒河江市の活性化を図るために通告してありますことについて質問をさせていただきます。

地方創生と農業政策について。

初めに、地方創生について質問をさせていただきます。

先ほども言いましたが、地方自治体としてみずから地域の活性化のために、新たな政策としてみんなで知恵を絞り思い切ったことを考えいかなければならない時代に入ったと思っております。市長は、寒河江市でこれから何に力を入れ、どんなことを考え、市民が幸せに暮らせる未来をどのようにしていきたいと考えておられるのか伺いたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

沖津議員から寒河江の将来像的な御質問をいただきました。ことしは、市制施行60周年ということでもあります。人間で言えば還暦ということ、暦が一めぐりする、新しいスタートを切っていく、そういう1年にしたい、そういうことを考えるスタートの年にしたいということを申しあげました。

そういうことで1年が終わろうとしているわけでありますので、どういふことをこの1年間考えてきたかということをお願いしたいというふうに思いますが、いろいろな課題はあるわけですが、短期的な当面取り組まなければならない課題、それからもう少し長期的にじっくりと、そしてきちっと計画を立てて取り組む課題と、こういうふうにあろうかというふうに思います。

短期的に取り組む課題の中心なのは、やはり大変異常気象が起こっている。直下型地震などというものも懸念されるわけでありますし、そういう意味では、市民の皆さんが安全で安心して暮らせる寒河江のまちをどうつくっていくか、さらに強固なものにしていくかということが大きい当面の課題なのではないかというふうに思います。安全ということであれば、やっぱり災害に遭ったときに強いまちづくり、防災行政無線も間もなく完成をするということでありますが、減災そして地域ごとの防災組織の拡充ということが重要であろうかというふうに思いますし、また安全と同時に安心をどうつくっていくかということだろうというふうに思います。

医療、福祉、そして介護、さらには高齢者の割合がだんだん高くなってまいりますから、やっぱり健康というものを中心に取り組んでいくというのが、市民の皆さんが「寒河江は安心して暮らせるところだ」というふうな認識を持っていただくようになっていくのではないかというふうに思いますので、そういったところが当面、今すぐ取りかからなければならない大きい課題の一つではないかというふうに思います。

それから、中長期的に考えていくと、やはりただいま御質問にもありましたけれども、人口減少社会というものに対してきちっとした対応をしていく必要があるというふうに思っております。もちろん、これは寒河江市のみならず山形県、そして日本全体ということでありましようけれども、人口減少対策ということをきちっと打ち出していかなければならないというふうに思っているところであります。

ます。

御案内のとおり、新第5次振興計画、来年度で今の計画は終了年を迎えるわけであり、終了年を迎えるということは、次の新しい計画などを見据えていかなければならないというふうなことになるかというふうに思います。人口減少対策というのが大きな柱になっていくのではないかとこのように思っています。

その中身としては、1つはやはり少子化対策ということがあるんだろうというふうに思っております。それから、少子化対策と同時に、やはり人口が減っていく原因というのは、子供さんが少なくなっていく、その最大の根本的な原因というのは若い人たちの雇用というものになっていくわけであり、寒河江の商工業、農業というものの産業の活性化というものもやはり大きい課題なのではないかとこのように思います。そういう意味で、人口減少対策の柱は少子化対策と産業の振興ということになるかというふうに思います。

商工業の振興も大変重要でありますし、工業団地に新しい優秀な企業を誘致していくということも重要であります。さらには、おっしゃるとおり寒河江は農業が基幹産業でありますから、その農業をさらに充実していく、そして6次産業化を進めていくということによって、総合的に地域の経済の活性化を図っていくということが大変重要になってくるのではないかとこのように思います。それが新しい雇用を生み出していくんだというふうに思います。

先ほどありましたけれども、国のほうではまち・ひと・しごと創生法というものを成立させて、総合戦略を立てていくということでもありますから、それを市町村の段階の戦略をつくっていくことを求められているわけでもありますので、ぜひそういった国の制度なども十分活用しながら寒河江の特徴ある地域振興策をつくっていききたい、努めていききたい、取り組んでいききたいというふうに考えております。

○**鴨田俊廣議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** 市長からは将来のことをいろいろ伺いましたが、やはり安全・安心なまちづくりとか人口減少などに関しても、やはり経済というのは非常に大切になってまいりますし、人口減少の対策といたしましては新しい住宅団地なんかをつくることも視野に入っているのかなというふうに思います。どうもありがとうございました。

次に、先日、寒川の産業まつりに参加をさせていただきました。市の観光物産協会でも多くの方々が寒河江市の物産を持参して、一生懸命販売しておりました。完売したということでありました。

寒川産業まつりも、3年ほど前から協会として参加をしていただいておりますが、今後これまでの経験や実績を生かしながら、友好や販路の拡大に取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますが、このことについて市長の見解を伺いたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 姉妹都市であります神奈川県寒川町の寒川産業まつり、大変盛大なお祭りですが、その中に参加をさせていただいて寒河江の観光さらには物産、そして農産物などを大いにPRしていくということで、市の観光キャンペーン推進協議会が中心となりまして参加をさせていただいております。ことしで3回目ということでもあります。

1回目は平成22年に姉妹都市交流の20周年、さらには寒河江市観光キャンペーン推進協議会の設立を記念して参加したところでありますが、この際は私もお邪魔をして大いに寒河江の物産などもPRを

させていただきました。2回目は翌年の平成23年ではありますが、これは大震災のあった年でもありますので、その復興推進ということで寒河江市の農産物の安全・安心情報を発信してまいったところでもあります。そして、今回が3回目ということで、これは寒川の産業まつりがちょうどことしで30回目ということで、そういう記念をして寒川町のほうから参加要請がございました。そういったことで、市の観光キャンペーン推進協議会と観光物産協会が共同で参加をさせていただいたところでもあります。

そういうことで、3回目でもありますけれども、御案内のとおりこれまで青年会議所の皆さん、それから寒河江臥龍ライオンズクラブの皆さんには毎年参加をしていただいてPRをしていただいているということで、本当にありがたいことだなというふうに思います。

今後どうしていくかということでもありますけれども、今回の取り組みなどを通じて寒河江市の観光物産協会と寒川町の観光協会が相互に窓口となって、特産品の委託販売を行うなどを進めていきたいなというふうに話しているところでもあります。大変我々としても、ああいった規模のところでは寒河江のPRができるというのは、大変いい機会でもありますので、できれば毎年参加をさせていただいて、寒川町、姉妹都市との交流をさらに深めると同時に、寒河江市の観光、農産物、物産のPRに努めていきたいというふうに考えているところでもあります。

○鴨田俊廣議長 沖津議員。

○沖津一博議員 ただいま、産業まつりのほうには毎年これからも参加をさせていただきたいということで、寒河江市の観光物産協会と向こうの観光物産協会と提携をして委託販売などをやるということではありますが、今後さらに、寒川町の近隣には20万から30万都市がびっしりくっついているわけがあります。平塚とか茅ヶ崎とか藤沢ですね。そういったところにも寒川を通して何かほかの町とか、そういうところにも販売できるようなシステムを考えていただければいいのではないかなというふうに思いますけれども、この件に関して市長の見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 手のうちを明かすのもあれですけども、基本的に寒川4万数千人の町ではありますが、その周辺は大変人口が多い地域でありますから、我々としては寒川をきっかけにして、その周辺の大消費地にいろんな物産を売り込むという一つのきっかけになるのではないかなというふうにも考えているところでもあります。そういったところで、寒川町とのさまざまな連携、交流を深めながら、そういう情報発信のパイプをさらに大きく、広く持っていくということで取り組ませていただいきたいなというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 沖津議員。

○沖津一博議員 ありがとうございます。まさしく寒川町の周りには100万人近くなると思うんです。いろんな市を合わせますとね。そういうところにもぜひ進めていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、農業政策について伺います。

寒河江市は、特産品として南部地区で多く栽培されております子姫芋に力を入れ、特産品として頑張っていくというふうに私は四、五年前ですかね、聞いた覚えがあります。ところが、一向に進んでおりません。聞いたところによりますと、1人の方が子姫芋の登録商標を取ったため子姫芋の名称で販売できないことがあって、多くの生産者の農家が迷惑をしている実態があります。なぜこのような実態になったのか。今後の対応についてと現状についてお伺ひしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 登録商標のお話がありました。登録商標というのは一般的には商標権とこういうわけでありまして、商標権というのはその商品、さらにはサービスに使用するマークなどを保護していくということですので、登録することによって登録者には絶対的な使用権ということですね、独占権が生じる。そして、消費者にとっても品質等の信頼が保証される機能が発生するということになるわけですが、商標の種類というのは1種類だけではなくて、文字の商標、それから図形の商標、それから記号の商標、そして立体商標、それから結合商標と色々な種類があるわけですが、お尋ねの子姫芋の登録商標については平成24年の4月に登録されているようであります。

その登録商標の種類としては、図形と文字を組み合わせた結合商標を取られているというふうに聞いております。それは文字と図形の結合、これが商標であります。子姫芋という名称については、里芋の品種の名称でありますから、商標としては誰でも一般に商標として登録することはできない、誰でも一般的に使える、そういう普通名称になっているというふうに理解しております。

そういうことで、御指摘のとおり子姫芋については寒河江の伝統野菜の一つ。大変、我々としてもこれから大いに特産品として生産拡大をしていきたいというふうに思っている農産物でありますから、そういう方向で我々も進めていきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 沖津議員。

○沖津一博議員 それでは、その子姫芋の登録のマークとか名前を登録しただけで、芋は誰でも子姫芋という名前で、別なシールでもつくって売れば大丈夫ということなんですね。そうなりますと、やはり南部地区でこれまでつくっていた方々も来年、今後子姫芋の名前で大きく販売ができるのではないかなというふうに思いますので、大変よかったなというふうに思います。大変おいしい里芋でありますので、ぜひ寒河江市の特産品として寒河江市の活性化になるようにしていただきたいなというふうに思います。

次に、新第5次振興計画もいよいよ最終段階に入っております。農業の6次産業化も推進するというということも入っておりますが、力を入れておりますが、現在の進行状況や現在考えられている6次産業化はどのようなものになっているかお聞かせをいただきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 6次産業化につきましては、考え方として取り組みの形態としては、いろいろ形態があるというふうに言われております。1次産業である農業などの生産者が、例えば加工販売までを行うという場合、それから生産者と食品製造業者の連携として取り組む、さらには地域の多様な主体の連携、協働によるなどということによって多様な形態があるわけでありまして、その特性に応じた取り組みを推進していくということがその振興にとっては大切だなというふうに思います。

事例としては、御案内かと思っておりますけれども、耕作放棄地を利用してニンニクの生産をして、その加工品の製造販売を行っている事例、さらには山形牛にこだわって、その肥育から加工販売を行っているなどという寒河江のほうでの事例もあるわけでありまして。また、伝統野菜、先ほどお話ありましたけれども、そのほかにも谷沢梅、もって菊などについても産地の強化あるいは付加価値をつけた加工品の開発などについて、こういうことについては市でも支援をしているというところであります。

また、今年度に入りまして市民の皆さんの関心をさらに高めていただくということで、技術振興協会と共催で6次産業を考える特別市民講座を4回にわたって開催しているところでございます。

今後の取り組みというお尋ねでありますけれども、農業、商業、工業という異業種間の6次産業化ネットワークなどが形成できないのか、それからそういった活動への支援を取り組んでいくということなどを通じて、いろんな資源を最大限に活用して、農というものを起点にしながら新しいビジネスの創造などにも取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 沖津議員。

○沖津一博議員 後ほどの質問とも大分かぶるようなところで答弁をいただきましたけれども、やはりありましたように農業、商業、工業の連携をますますこれから盛んにしていただいて、やはりそういったものを勉強する機会でありますとか場所を提供していただいて、新しい農業につなげていただければ大変いいのではないかなというふうに思います。

今、市長から答弁をいただきましたのは、私が後から質問することと大分かぶりますけれども、続けさせていただきます。

次に、中学校給食も軌道に乗り、最近では大変評判もよく喜んでおります。地産地消も寒河江市ではよその自治体よりも大変多く利用されているというふうに聞いております。しかし、カボチャやブロッコリーなど時間の都合上、地元でない冷凍の野菜を使っているものも多々あるんですね。そこで、寒河江市で大型の冷凍庫を備えた農産物や特産物の開発や加工のできる施設を提供し、若い農業者らのグループに運営をしていただいて、ブロッコリーや里芋あるいはもっての菊とか秘伝豆などの冷凍野菜をつくる新しい特産物の開発、販路の拡大などにつなげていただける若いグループを募り、支援をしていただければどうかというふうに思います。

こういったものを地方創生の例えば補助金などがあって、来れば大変いいのではないかなというふうに思っておりますけれども、市長の見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としても農産物、大変品質がよくて、安心・安全な農産物が寒河江で数多く生産されておりますから、そういう地産地消というものを推進していく必要があるということで、とりわけ食育推進計画というものを策定させていただいて、学校給食などについても地産地消促進事業として取り組んでいるところであります。御案内のとおりであります。そういった意味で、子供の食育などでも大変効果が出てきているのではないかなというふうに思っているところであります。

冷凍野菜への支援というお尋ねでありますけれども、先ほど来申しあげておりますけれども、6次産業化の推進というのがやっぱりこれからの農業の一つの切り札というんですかね、一つの方向性として大きくあるのではないかなというふうに思いますので、さまざまな寒河江の特産物を活用して新たな加工品、そして流通販売までもを含めて、そしてブランド化を推進していくということについては、我々としても市としても、また県あるいは国などのいろんな制度を活用しながら、しっかりとサポートしていかなければならないというふうに思っているところであります。

とりわけ学校給食への活用ということで具体的なお話もありましたけれども、その点については御指摘のとおり地域創生の事業、具体的にどういものが活用できるかということについてはこれからの話でありますけれども、ぜひ活用して検討していく必要があるというふうに認識しております。

○鴨田俊廣議長 沖津議員。

○沖津一博議員 ありがとうございます。

私は、先ほど子姫芋のお話もさせていただきましたが、誰でもその名前で販売できるということで

あります。例えば、子姫芋をおいしい時期に収穫して、きれいに洗って、すぐに調理ができるようにして真空して冷凍しておけば、地元の飲食店はもちろん、例えば寒川の産業まつりとか年間を通して観光客においしい芋煮を食べさせることができるのではないかなというふうに思っております。

私もいろんなところで芋煮会といいますか飲食店でごちそうになりますけれども、やはり芋がかたくて余りおいしくないものもたくさんあります。なぜかという、やっぱり板前さんは農家の方から土の芋をどっと持ってこられても、それを洗ってきれいにする暇もないと。例えば、農家の方にそれではきれいに洗ったものを出荷してくださいと言っても、それもなかなかできないということで、新たにきれいに洗った芋を冷凍して販売できるようにすれば、観光客などにもおいしい山形の芋煮をごちそうすることができるのではないかなというふうに考えております。ぜひこういったことを進めていきたいなというふうに思いますが、見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 いろんな形で寒河江の特産品を売り出していく、あるいは多くの市内外の皆さんに御利用いただいて、さらに生産を充実していく、それが経済の活性化にもつながっていくということになるかなというふうに思います。

我々としては、そういう具体的な事業を展開していきたいという意欲のある事業者、生産者あるいは若者などについて、いろんな形で支援をしていながら特産品のブランド化に向けて、6次産業化の推進に向けて努力をして、協力をしていきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 沖津議員。

○沖津一博議員 ぜひそのように進めていただきたいなというふうに思います。

例えば、田代小学校の跡地などに寒河江市で里芋を洗う機械を取りつけていただいたり、あるいは真空パックをする機械とか、それから冷凍庫などもつけていただければ大変いいのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひいろいろと研究、勉強をしていただけて進めていただければというふうに思います。

次に、農業の後継者についての支援策についてお伺いをいたします。

農業関係につきましては、さくらんぼの雨よけハウスでありますとか紅秀峰の苗木などさまざまな支援を行っておりますが、新規就農者などにも支援をしております。しかし、専業農家の高齢化が進み、大変な状況にあります。さらには、後継者不足にもなりますし、代々続いてきた農家の後継者がいなくなれば、日本の自給率や食の安全・安心、さらには美しい故郷を守ることはできません。

そこで、農業後継者に対する支援を今後どのように考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 後継者の問題というのは、大きな課題の一つになっているわけでありまして。寒河江市の農業就業人口、農業センサスによりますと、平成17年から22年までの5年間の間に3,340人から2,449人ということで3割弱の891人、農業人口が減っているわけでありまして。また、人・農地プランに位置づけられている地域の中心経営体の約半数が60歳代と高齢化している。新規の就農者、若い農業者の育成、確保というのが急務になっているわけでありまして。これも寒河江市のみならず日本全体の問題でありますから、国のいろんな制度、青年就農給付金、経営体育成事業などを活用して取り組んでいますし、また市独自の支援として担い手新規就農支援事業で施設、機械等の整備、あるいは農地の借り入れのための賃借料の助成なども行っているところであります。

そうした助成とともに、県、それから農業委員会、それからJA、農業士の皆さんなどから組織をしていただいて、寒河江市新規就農者育成支援協議会というものを平成21年度に立ち上げさせていただいて、新規就農者の相談会あるいは指導、アドバイスをさせていただいているということでもあります。そういった効果が、徐々に出てきているのではないかというふうに思います。県内の他市町村に比べても、例えば平成25年度には12名、平成26年度には11名ということで10名を超える新規就農者が確保されているところであります。

しかしながら、先ほど申しあげましたけれども、農家数の減少に対しては新規就農者の人数というのはまだまだ少ない状況でありますので、市といたしましても今後とも専業農家の後継者も含めた新規就農者に対するさらなる支援策を充実しながら確保してまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 沖津議員。

○沖津一博議員 先ほどからいろいろと質問をさせていただきましたが、私が一番感じるのは山形といえばおもてなし、山形の食べ物といえばやはり芋煮であります。市民はもちろん、観光に来ていただいた方々皆さん、下り芋でない本物のおいしいやわらかな里芋を食べていただきたいという思いであります。農家や観光、商業、飲食店の活性化につながり、やがては地域の活性化につながるものと思います。

最後になりますけれども、農家の人たちが心から笑える国は本当に豊かな国であるというふうに書いてありました。私も全くそのとおりでと思います。今後、農業政策について頑張ってくださいようお願いを申しあげ、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

杉沼孝司議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号2番から4番までについて、9番杉沼孝司議員。

○杉沼孝司議員 私ごとで恐縮ですが、自分の不注意からけがをし、9月定例会を欠席したことをまづもっておわび申し上げます。今後、健康に注意し、議員活動に励んでまいりたいと思います。

昨夜からの大雪で交通事情も悪くなっております。交通事故等には十分注意をしていただきたいと思います。

ことしも残すところあと1カ月余りとなり、衆議院の解散総選挙と慌ただしい年の瀬となるようです。また、先日11月22日、夜の長野北部地震で被災された方々にお見舞いを申しあげたいと思います。幸いにして、負傷者や住宅の損壊はありましたが、お亡くなりになった方などはいなかったのは、不幸中の幸いではなかったかと思えます。

私は、新政クラブの一員として通告番号に従って質問させていただきます。

通告番号2番、市立病院の改革状況について市長に伺います。

平成21年度に市立病院改革プランを策定し、平成24年度には市立病院アクションプランを作成しております。その進捗状況について市のホームページで公表されておりますが、計画と大きな乖離があるように見受けられます。なぜそうなっているのか、計画に甘さはなかったのか、改革プランでは平成23年度の黒字化が目標であったが、現在の状況はどうであるのかお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市立病院の改革プランについては、平成19年度に総務省が示した公立病院改革

ガイドラインというものに基づいて策定がなされているところであります。平成21年度から23年度までの3カ年の取り組みということでありましたが、それに対する評価についてでありますけれども、評価については毎年度ごとに1回、合計で3回開催された市立病院改革プラン評価委員会におきまして、計画値と実績値がかけ離れており、当初計画の目標設定に無理があったのではないかなどの意見が出されているところであります。

総務省が示す目標設定は、この3カ年で計画年度内での黒字化を求めるものでありまして、1日平均入院患者数を100人、1日平均外来患者数を270人と設定したところでございます。結果として、患者数は目標には到達せず医業収益減少となりまして、また給食調理業務委託により人件費総額の削減に努めたところでありますが、まだまだ経営努力が足りないとの御指摘を受けたところでございます。

また、一方で常勤医師11名を前提として計画を策定いたしました。が、プラン実施直前に内科医1名が退職、さらに翌年の平成22年9月には整形外科医1名が退職したことも医業収益の減少に拍車をかける結果となったところであります。

現在の経営状況については、平成25年度の決算で既にお示しをしたとおりでございます。当年度純損益は一般会計から繰り入れ後で1,813万円余となっているところでございます。以上であります。

○**鴨田俊廣議長** 杉沼議員。

○**杉沼孝司議員** 改革プラン評価委員会でもさまざまな意見が出ておる、計画どおりの成果を上げられなかったということのようですが、繰出金の削減を図るためにも改革プランの基本方針の③の中に経営形態の見直しの中には今後の経営状況を踏まえた上ではあるが、企業感覚による病院経営を進めていくため、公営企業法の全部適用への移行や指定管理者制度の導入及び独立行政法人化などへの経営形態の見直しを含めて検討を行うとしているが、どのように検討をされたのか、さらには民間移譲などは検討されなかったのかお尋ねしたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 経営の改善という取り組みの中で、さまざまこれまでもいろんな努力をしてきたところでありますが、なかなかその経営改善の目標設定あるいはプランどおりに進んでいかないというようなか中で、経営形態の見直しなどについても、やはり検討の材料になるのではないかとということで、ただいま杉沼議員から御指摘がありましたけれども、公営企業法の全適、あるいは指定管理者、あるいは独法化、あるいは民間委託などという経営形態の見直しなどの方法についてもやっぱり検討していかなくちゃならないというふうに思って、今、庁内でタスクフォースをつくって鋭意検討させていただいているところであります。

私としては、できれば年度内に、その検討結果を踏まえてその方向性を決めていきたいというふうに考えているところであります。

○**鴨田俊廣議長** 杉沼議員。

○**杉沼孝司議員** これから見直し等については検討されると、年度内に検討されるというようなことでありますが、少し遅過ぎるんじゃないかなというふうに思うんです。というのは、これまでも一般会計からの繰出金が、大幅な繰り出しが年々、毎年毎年ふえているわけじゃなくて、若干減ったりする場合もありますけれども、相当大的な金額になっているということから、やっぱり病院で病気などを診察する場合も早期発見・早期治療というものが大事だと思います。したがって、経営についてもそのように早目にしていかなければならないのではないかなというふうに感じるわけであります。

特に、指定管理者や民間移譲などについては、やっぱり真剣に考えて検討をしていただきたいというふうに思っているところであります。できるだけ早く、これらが出ましたならば早急に公表をしていただきたいというふうに思います。

次に、アクションプランについて御質問したいと思います。

アクションプランについては、初期診療の充実など5つの基本的な方向性が掲げられているが、その方向性が適切に行われているのかお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今、経営形態のお話をしましたけれども、その経営健全化に向けては経営形態を見直すことだけでなく、現状のこの病院経営の中でやっぱり最善の努力をしていくという余地はまだまだあるというふうに思っています。そういった中で、いろんなプランを立てて、そのプランの実現、そして結果を出すということについて努力をしていくということだろうというふうに思います。

ですから、一気に経営形態の見直しということにいかなくても、その以前の段階でいろんな取り組みができる。その市民のニーズを捉えた病院の運営というものを図っていけば、おのずと患者さんもふえて、その経営もよくなるということがあるわけでありますので、そういった意味でこのアクションプランというものを平成24年から27年度までの4年間の計画ということで、県とも一緒になって立てさせていただいて、5つの柱があるわけでありますけれども、基本的な方向性というものを立てさせていただいて、今取り組んでいるところであります。

この5つの柱のうち、今3つが成果として出ております。1つは、療養病床の導入、これは平成25年の1月から導入をさせていただきました。2つ目は、3次医療機関での急性期医療終了後の患者の入院受け入れを図っていくこと、これも進めています。それから、3つ目は、在宅医療の支援と地域連携の構築として、ことしの10月1日から地域包括ケア病床の開設をいたしまして、医師会や訪問看護ステーションと連携して在宅復帰支援、それから在宅医療の支援に取り組んでいるという、5つの項目のうち、方向性のうち3つ、今取り組んでいます。

残った2つの課題というものは、市民ニーズに応える初期診療、なかなか行っても診てもらえないとかそういう話もありますから、そこら辺をきちっとやっぱり初期診療を充実していく。さらには、もう一つは休日、夜間の初期救急医療体制の充実。これはなかなか難しい課題があるわけでありますけれども、これももちろん病院の中の医師だけでは取り組むことができませんので、地区医師会の皆さんなどとも十分話し合いを進めている、そういう状況にあります。

そういったところで、今アクションプランを進めておりますけれども、そういう成果も出てきているというふうなことを御理解いただきたいなというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 ただいまの御答弁の中にありましたように、5つの基本的な方向性の中で3つほどは現在も行っているというふうなことであります。さらに、ありました初期診療でやっぱり市民よりニーズのあるものということですので、若干ですが初期診療で市民の方より不満の出ているものもあるようですので、経営改革の上でも市民病院として不平不満の出ないような診療にさせていただきたいと思います。

先ほどありましたようなことで、ひとつお願いをしたいと思っております。

次に、不採算医療や高度医療に対する一般会計からの繰り出しが行われておりますが、基準以内及

び基準以上の繰出金は、市立病院経営改革プランを策定した平成19年度からの合計でおのおの幾らになっているのかお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 一般会計からの繰出金については、お尋ねは平成19年度から25年度までの累計ということですので、7年間で約40億4,200万円とこういうふうになっております。

先ほど基準内繰り出しと基準外繰り出しというお話がありましたけれども、一般的に自治体病院というのは、先ほどお話ありましたけれども、救急医療あるいは高度医療などを含めて民間の医療機関では取り組むことが難しい、いわゆる不採算部門というものを抱えているところであります。それが住民の医療、福祉にとっては極めて不可欠だというふうな認識のもとにそういう部門を担っていただいているということですので、そういったことに、不採算的な部門については一般会計から繰り出しをさせていただいているということですのであります。

そういうことで、その中で地方公営企業法に基づいて総務省が毎年定める基準により支出をする部分、基準内繰り出し、それから独自に支出をする基準外繰り出しというふうにあるわけであります。7年間の合計で言えば、基準内繰出金というのは23億2,100万円というふうになります。それから、基準外の繰出金というのは7年間で17億2,100万円というふうな内訳になっているところでございます。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 不採算部門に対する繰り出し、総務省で決められておるということでありますが、一般会計の繰り出しが今お聞きしましたところ、19年度からの7年間の累計で40億円。半端なお金ではないんじゃないかなというふうに思います。しかも基準外が17億2,100万円ということは、1年当たり2億5,000万円ほどになるのかなというふうに思います。

そんなことからしますと、2億5,000万円、1年間でですからね。市民の健康は大事であることはもちろんでありますけれども、市民生活の中にいろんな要望なり、あるいは道路側溝等の整備、これらのものもあろうかと思えます。それらについて回せたら、どんなに市民生活がよくなるのかなというところが一番の私の狙いでもあります。その辺についてどのように考えられておるのかお聞きしたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 杉沼議員御指摘の点については、大変市民の皆さんの非常に疑念に思っている点を代弁していらっしゃるというふうにも思っているところであります。ただ、やっぱり市立病院、今までの市民の医療、健康というものを担ってきた病院であります。寒河江市に市立病院があるということによって、多くの市民の皆さんが安全・安心に過ごせる一翼を担ってきたかけがえのない医療機関であるというふうに思っているところであります。

ただ、おっしゃるように経営はやっぱり改善をしていかなきゃならんというふうに思ってこれまでも取り組んできましたし、一般会計からの繰出金を少しでも圧縮して経営を改善していく。そのためには、やはり収入をふやしていくということが大事だというふうに思っているところでありますので、我々はぜひ病院を挙げて取り組ませていただきますが、多くの市民の皆さんにも御理解をいただいて、経営改善に向けて一層の努力をさせていただければなというふうに思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 次に、先ほどの質問とちょっと重複するところがあるかと思いますが、議員活動や議会報告会の席では市民より最も多くの意見や要望のあるのは、生活に密着した環境の整備が最も多いようであります。市当局では、要望については優先順位をつけて高いほうから順に整備をしているものと思いますが、優先順位を低いとされ整備されていない方々からは、不要なものは要望していないと不満が鬱積している感じがあるようです。

有識者たちの試算よる発表によると、県内の28市町村が今後30年間で20歳から30歳代の女性が半分以下になるとされたところがあります。幸いにして寒河江市はその中から外れた7市町の中におります。しかし、2040年に20歳から39歳の女性の減少率が当市も48.2%と推定されております。いわゆるぎりぎりの線にいることだと思います。住みよいまちだとの印象を持ってもらって人口の増加に結びつけるべきではないかと思ひます。

市立病院に対する、先ほども申しあげましたが、繰り出し基準外の補助金の支出がなくなれば生活環境の整備に使用することができ、市民の支持率も上がるだろうと思ひますが、できるだけ収入の増加を図っていただいてこれができるようお願いしたいと思ひますが、その点についてお伺いをしたいと思ひます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどお答えしたとおりということになりますが、もちろん今のままで市立病院の経営状況は非常に厳しい状況でありますので、何とか改善をして杉沼議員御指摘のような多くの市民の皆さんの声に応えられるように経営改善に向かって最善の努力をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 次に、消滅しないであろうと思われる県内7市町に入っているからといって、油断はできないのではないかと思ひます。そのようなことから、今後人口減少と人口減少に伴う患者の減少が見込まれると思ひますが、先ほどありましたように、経営の仕方によって病院も大丈夫だというふうな感じを受けましたが、今後の見通しと対策についてはさらにどのように考えておられるのかお伺いをしたいと思ひます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 人口が減っていく、それからそれに伴って患者数が減るのではないかという御指摘でありますけれども、これは国立社会保障・人口問題研究所による推計人口などに基づいて市町村別に将来の患者数の推計値というのがあるわけでありまして、そのデータをもとに市立病院の患者数を推計してみたわけでありましてけれども、2013年に比べ2035年、20年後になりますかね、20年後、2035年と比較すると入院患者数については微増するのではないかと、1.1倍に微増するのではないかとという予測が出ております。これは、あくまでも予測ですから。外来患者数は0.915倍、微減をするのではないかとというふうに予測ができるというふうに我々、理解をしているところであります。

御指摘のとおり、そういう意味で外来は減っていくということになるかと思ひます。そういった将来の地域の医療、環境に基づいて我々は今後どうしていかなきゃならないかというふうに考えているわけでありましてけれども、そういった中で今年度、地区医師会との医療懇談会というものを開催させていただきました。これは、なかなかこれまでそういう懇談会をする機会が少なかつたわけでありましてけれども、市立病院に対して医師会のほうからきちっとしたアドバイスをもらうということもで

きました。そういったことがあって、そういった懇談会などもあったからかもしれませんが、直近の9月、10月の医療収益を見ますと、病院側、医師、スタッフ、大変頑張ってください、昨年より上回る数字を出していただいているところがございます。そういった努力を着実に積み上げていくということも大事なことだというふうに思っているところであります。

それから、今後の病院経営のあり方については、先ほどお話し申しあげましたとおり政策研究タスクフォースで検討を行って、今年度中に方向性を定めて取り組みを進めていきたいというふうに考えておりますし、県のほうでも地域医療ビジョンというものの策定を進めているところであります。そういった中で、村山地域の将来の公立病院のあり方について新たに示されるということが予想されますので、そういった県の医療ビジョンなども十分踏まえながら、この市立病院の適正な運営の方向を探って、そして進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 今のお答えですと、9月、10月が医療収益が昨年より上回っているということのようでありますので、大変いいことだと思います。今後もずっと上回っていけば、収入が増加して欠損が少なくなるわけでありますので、そのように繰出金の圧縮により市民からの要望でも優先順位の低いとされているその他の事業への財源移譲というものが図られるようお願いしたいものであります。

次に、通告番号3番、なか保育所の運動広場の確保等についてお伺いをしたいと思います。

7カ所ある市立保育所で隣接地に小学校や運動場のない保育所の中で、定員数から見て毎年の入所式、修了式、秋に行われている運動会、どの場面も満杯であります。身動きがとれないような状況であるようであります。そんな中でも、保育所の先生方はよく取り仕切って頑張ってくれているようです。大変感謝申しあげたいと思います。

しかし、今、幼児保育環境、人口減少対策が叫ばれている中で、若者から見る育児、子育て環境がそのまちに魅力があるかないかの選択肢にもなっているのではないのでしょうか。そんな中で保育している現状であるが、子供たちは伸び伸びと健やかに育てられるように運動場なども改善すべきではないかと思いますが、今後のなか保育所の運営についてどのように考えておられるかお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 なか保育所を将来どうしていくのかというようなお尋ねかというふうに思いますが、御案内のとおりなか保育所については昭和53年に現在の場所に建築をされているところであります。以来、市立保育所の中核として寒河江市の保育行政の推進に大変大きい役割を担って、多くの次代を担う子供たちの健やかな成長を育ててきております。

一方で、今の園舎については大変、昭和53年ですから36年を経過しているということであります。また、保護者の朝夕の送迎の周辺道路、大変混雑をしている。それに伴う交通安全の事情の問題などが生じている。さらに、先ほど御指摘ありましたけれども、子供さんの数は減っておりますが、低年齢児保育がふえている。そういうことで保育所に対するニーズは、トータルとしてはふえているという状況にあるわけであります。そういった中で、このなか保育所、今度どういうふうに整備をしていくかということが喫緊の課題になってきつつあるというふうに理解をしているところであります。

現在、今年中に来年度からの子ども・子育て支援制度の計画を策定しているところであります。こうしたなか保育所をめぐる状況も踏まえながら、その整備については検討していただいているところであ

ります。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 ただいまのようなことで、お伺いしたようなことで計画を策定しているということですが、来年の4月から始まる新しい子育て支援制度、人口減少対策に国、県を挙げて取り組んでいる今を現在はチャンスと捉え、なか保育所をできるだけ早く移転すべきではないかというふうに思っております。

検討されるということですが、前向きに検討していただいて、できるだけ子育て環境にやさしい市だ、まちだというふうなことを皆さんにアピールできるようにお願いをしたいものだと思います。

次に、先行取得用地の有効活用についてということで、その移転についてであります、市立病院北側に当時の病院拡張後の駐車場予定地として平成9年に先行取得した未利用地の土地約4,000平米がありますが、未利用地の改善のためにもこれをなか保育所用地として有効活用すべきと思いますが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 病院北側の未利用地ということですが、市立の保育所については、なか保育所だけではありませんけれども、先ほど御指摘ありましたけれども、小学校区との関係、それからアクセス道路、送り迎えなどもありますから、そういったアクセス道の状況などを勘案して、各地区にバランスよく配置をされるというのが理想であります。

特に、なか保育所については、先ほど申しあげましたけれども、市立保育所の中核を担っているところですので、我々としては仮に移転するというところになったとしても、市の中心部にあることが望ましいというふうにも考えているところでもあります。

いずれにしても、先ほど申しあげましたとおり、なか保育所の整備については検討を進めているということですが、御指摘の病院北側の未利用地についてもその利活用を今あわせて検討中ですので、そこら辺のところと御指摘のあったなか保育所の移転先なども含めて、幅広く検討させていただきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 そのようなことであらうと思いますが、市所有の未利用地の解消に資産の有効活用ということに対しまして、積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、市営住宅の建てかえと高齢者住宅についてお伺いをしたいと思います。通告番号4番であります。

地域住民から問題提起されている市営住宅の整備についてであります。議員活動や議会報告会などにおいて、地域住民より建築後50年以上も経過した古い市営住宅の整備について、建てかえなどはしないのかとよく言われております。特に、下水道など一般家庭には接続要請があるが、市所有の市営住宅に下水道の接続はしないのかなどと問題を提起されております。

今後の市営住宅の整備はどう考えているのかをお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 現在、5カ所の市営住宅があるわけですが、中でも御指摘のあった大変築年数が古い西寒河江住宅、西浦住宅、高屋住宅、この3カ所、築年数42年から50年というわけであ

ります。市としても新たな整備を考えていかなければならない、検討していかなきゃならんというふうに思っているところであります。

そうしたときに、まず何を考えるかという、これからもそういうニーズがあるのかどうかということがまず第一であります。いろいろ担当のほうでお聞きをすると、市内の単身高齢者あるいは小規模住宅を中心に低家賃で入居できる市営住宅に対する問い合わせなども多くあるということでもありますので、これからもそういった住宅のニーズは引き続き出てきているのではないかとこのように思っているところであります。そういった意味で、改築などをしていかなければならないのではないかとこのように今は考えています。

その改築をしていく際の改築の方法についても、大きく2つの方法が今あるわけでありましてね。1つは今までどおり市が直営で整備をする方法、あるいはもう一つは大きく分けると民間の住宅を借り上げる方法。その民間の住宅も既存のアパートなどを借り上げていく方法と、民間で新たに建築をしていただいて、その住宅を借り上げるという大きく3つの方法などがあるわけでありまして。それぞれの方法について、メリットあるいはデメリットというんですかね、そういうところもあるわけでありまして、いろいろ検討をしていかなければならないというふうに思っているところであります。

我々としてもそういう、大変古い市営住宅になってきておりますから、早急に判断をして具体策を決めていく必要があるというふうに思いますし、来年度の市営住宅整備計画の策定で決めていくということになりましようから、今準備を進めているところでございます。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 市民のいろいろなニーズがあるということではあります。来年からの検討というふうなことであるようでもありますので、特に汚水のくみ取り時ににおいがきついなどの苦情がありました。これらについては、できるだけ早く整備について考える必要があるのかと思いますので、スムーズに進めてほしいと思います。

次に、買い物難民の解消につながる、ただいまと重複するところもあろうかと思いますが、高齢者住宅の建設についてお伺いをしたいと思います。

今、全国的に高齢化などによる買い物難民などが多く出ていると言われております。我が市とて同じことではないでしょうか。その解消策として役所やスーパーに近いところに高齢者住宅をつくるべきと思いますが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 日常生活をしていく上で、食料品とか生活必需品の買い物というのは当然必要不可欠なわけでありまして、車を運転できる人はいいいわけでありましてけれども、車を運転できない、あるいは運転しなくなった高齢者の皆さんの買い物に対する支援あるいは方法などとしてということが、これからも、今も問題になってきておりますけれども、これからもさらに大きい問題になってくるというふうに認識をしております。寒河江市では、公共交通機関のないエリアについてはデマンドタクシーというものを運行させていただいて、買い物あるいは通院も含めてですけれども、そういうものを利用していただいているというところであります。

徒歩などで買い物に行けるところに高齢者住宅をとこの御提案でありますから、そういったところに高齢者が、近いところであれば大変便利だろうというふうに思います。

高齢者住宅ということになると一概に、いろんな形態があるわけでありましてけれども、基本的には

バリアフリーであること、あるいは安否確認のサービスがあることなどというのが必要だというふうに思います。現在、市内で安否確認などのサービスを受けられる高齢者向けの賃貸住宅というのが2カ所ございます。どちらも徒歩で買い物に行けるところ、そういうところに建っているということがあります。入居者の皆さんのうち、3割が寒河江の方だというような状況であるというふうにも聞いているところであります。そういった意味では、高齢化がさらに一段と進むということでもありますので、こういった高齢者向けの住宅のニーズというものは大変高まってくるというふうに思いますので、市としても民間の事業者などがそういう施設を、住宅を建築しやすいような環境を整備していく、支援していくということで、高齢者が自立した日常生活を送ることができるような住環境の整備に支援をしまいたいというふうに考えております。

○**鴨田俊廣議長** 杉沼議員。

○**杉沼孝司議員** 安否確認を受けられる高齢者向け住宅が2カ所あるというふうなことでありましたが、大変いいことだと思います。

ところで、2カ所で何世帯、何名ぐらいが暮らされておるのかお伺いしたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 菅野健康福祉課長。

○**菅野英行健康福祉課長** 2カ所での定員が、合計で82名となっております。定員いっぱいだというふうに聞いておりますので、そのようになっているというふうに思っております。

○**鴨田俊廣議長** 杉沼議員。

○**杉沼孝司議員** 次に、空洞化が進むまちなかを市営住宅や高齢者住宅の建設により、まちの活性化とまちなかのにぎわいの創出を図るべきと思っております。先ほどのようなことで今もありました。82名も徒歩で行ける買い物や用向きに出かけられるようなところにおるとすれば、非常にいいわけですが、これらを先ほど市長の答弁の中にもありましたような3種類のいろんな建て方あるいは借り上げとかあるわけですが、その辺をもっと積極的に進めていただいて、特にまちの中のにぎわいを図っていただきたいというふうに思います。この辺についてはどのようなお考えがあるかお伺いしたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** まちなかの活性化というのは、寒河江市にとっても喫緊の課題というふうに認識をしているところであります。活性化の方策というのはさまざま考えられるわけですが、御指摘のまちなかへの市営住宅あるいは高齢者住宅の建設ということについても大変新たな定住人口、交流人口がふえていくということになりますから、その活性化が図られてにぎわいづくりにつながっていくというふうに認識をしているところであります。

今、御指摘のとおり市営住宅ということだけでも高齢者の方ばかり入る市営住宅ではありませんけれども、高齢者の方も入られるような市営住宅を検討するとか、そういう方法もあろうかというふうに思っているところでありますので、いろんな方法を総合的に捉えながらまちなかの活性化、にぎわいの創出に努めていきたいというふうに考えております。

○**鴨田俊廣議長** 杉沼議員。

○**杉沼孝司議員** ただいまもありませんでしたが、今後はますます元気な高齢者がふえてくるのではないかと思います。いわゆる団塊の世代、ちょうど私たちの世代になるわけですが、まだまだ元気ですし、これからも元気でまちの中のにぎわいあるいは活性化というものに尽くしていける

んじゃないかなというふうに思っております。

次に、これも市有資産の有効活用に関係がありますが、寄附を受けた旧寒河江服装専門学校跡地の有効活用についてであります。

篤志家より寄附していただいた旧寒河江服装専門学校跡地がそのままの状態になっております。現状では、八幡町側より入る狭い道路しかなく袋小路の状態ですが、敷地は2,800平米もあります。せっかくの土地の有効活用はどう考えているのか、市長のお考えを伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この寒河江服装専門学校跡地の有効活用については、昨年度、平成25年度に市が主体となりまして活用策についてワークショップを実施しているところであります。参加者の方々からさまざまな御意見を頂戴しているところであります。また、庁内でも検討委員会を立ち上げて、有効活用に向けて協議を今進めているところであります。

その中で、高齢者住宅などの選択肢も一つになっているというふうに聞いているところでありますし、また高齢者住宅のみならず、先ほどお話があったなか保育所などについても選択肢の一つとして検討の材料に上がっているというところであります。

ただ、御指摘のとおり現状では進入路があれですので、八幡町側より入る狭い道路しかありませんので、土地の有効利用を考えていけば県道側から入る道路が必要だというふうに認識をしておりますので、その有効土地利用の方向性というものを早目に決めて、対応を進めていかなければならないというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 専門学校跡地の利活用についてワークショップを開いたり、庁内でも有効活用についていろいろ検討しておるということのようであります。がしかし、これも今ありましたように、あそこの地は袋小路になっておるということでもありますので、いろんな有効活用をするにはやっぱり進入路、道路ばかりでも中が狭いというふうなこともあろうかと思えます。今、ちょうど流鏝馬通り側からの、面積ちょっと忘れましてけれども、現地が売りに出されておるようであります。これらは早く先行取得しておかないと、誰かに買われてからでは、今度はせっかくのその中のほうの跡地が利用できなくなってしまうというふうなことが心配されますので、先行取得についてどう考えられているかをお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども申しあげたんですけれども、学校の跡地をどう使っていくかということを決めて、その利用のために取りつけの道路を求めていくかということになろうかというふうに思いますので、早急に学校の跡地の利活用について検討を進め、そして方向性を決めて、そしてその段階で進入路の確保ということがセットで出てくるのではないかというふうに認識をしております。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 私が心配するのは、誰かから、あそこが今売りに出されているわけでありましてから、買われてからまた後で、そこを何とか進入路だけでも求めようとしても、非常に要らざる労力がかかるというようなことになろうかと思えますので、当然跡地の利活用をどうするか決めてからというのはわかりますが、逆に取得をしてから、こういう面積になるからどうだというふうな考え方を持っていないと、あその場所についてはどうしようもなくなるんじゃないかなというふうな気がするわ

けであります。

そんなことから心配されますので、その辺を申しあげたいというふうなことであります。できるだけ早く検討して、取得されるようなことをお願い申しあげまして私の質問を終わりたいと思います。

○鴨田俊廣議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時10分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤智与子議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号5番、6番について、3番遠藤智与子議員。

○遠藤智与子議員 おはようございます。

日本列島は、きのう、きょうと猛烈な寒波に襲われています。この寒さが、人々の命を脅かすことのないようにと願うものであります。

それでは、質問に入ります。

私は、日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下佐藤市長に質問いたします。誠意ある答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、通告番号5番、安定した農業経営を目指して、これについて伺います。

ここ数年、米価の下落はとどまるところを知りません。JA全農山形の発表した14年度の概算金の推移を見ると、山形の主力品種のはえぬきを初め、ほとんどの品種で1万円を割り込みました。はえぬきの場合、10年前の03年産米一等米60キログラム当たりの概算金は、1万5,500円でした。その後、多少の上下動を繰り返しながら引き下げられ、14年産米では前年比2,500円安の8,500円と半額近くまで下落しています。山形県が今最も力を入れて推奨、栽培しているつや姫でさえ、前年比1,200円減の1万2,500円と辛うじて1万円台を維持したものの、減少傾向に歯どめがかかりません。

東北農政局が発表した生産費によると、米60キログラム当たり平均で1万4,094円で、耕作面積5ヘクタール以上の大規模農家でも、1万1,432円で、14年産米の概算金はほとんどの品種で生産費を下回っています。このままでは、米をつくっても赤字になるばかりで、農業の将来は暗くなるばかりです。

国民の主食である米の需給と価格の安定は、政府の責任です。アメリカ政府でさえ、主要な農産物に、価格が暴落した場合に生産費との差額を補填する制度をつくり、農家経営を守っています。

日本政府も以前、2007年には米価が60キログラム当たり1万円前後に暴落したときは、過剰米の処理など一定の対策をとったことがあります。ところが、安倍政権は米価は市場で決まるとして暴落を野放しにするばかりか、減反政策を4年後の18年度をめどに廃止するとしています。既に、昨年まで米農家に支給していた10アール当たり1万5,000円の交付金をばっさり半減しています。政府は、今後生産調整に関与しないというのであれば、日本農業の将来はどうなるのでしょうか。米づくりも地域経済も崩壊しかねません。今回の米価の暴落を食いとめること、再生産可能な米価をという農家の切実な声に応えることこそが政治の責任ではないかと思えます。

アメリカやヨーロッパのフランス、イギリスなど先進資本主義諸国は、どこでも食料自給率向上を国策として取り組んでいることは、佐藤市長も御存じだと思います。そこで、米価問題での自治体の取り組みについて佐藤市長に伺いたいと思います。

第一に、私は米価の暴落を引き起こしながら何もしない政府の農業を潰しかねない農政を転換するよう求めていくときだと考えております。佐藤市長は、この問題についてどのような見解をお持ちでしょうか。まず伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 遠藤議員からは、生産者米価下落に対する御質問をいただきましたのでお答えを申し

あげたいと思いますが、ことしの米の作柄についてはさきの市政の概況でも御報告申しあげましたとおり、105、やや良ということでもあります。寒河江市産米の農協出荷の状況におきましても、11月26日現在で出荷計画数量に対して105%と高い水準で経過をしているところでもあります。

先ほど、御指摘にありましたとおり、JA全農山形が買い取りを行う26年産米の概算金、主力品種のはえぬきで前年よりも2,500円下げた8,500円、そして県産ブランド米つや姫については1,200円下げて1万2,500円となっているところでもあります。これを受けて、寒河江西村山農協では独自に加算金を支払うというようなことを聞いているところでございます。

この概算金については、御案内と思いますけれども、農協が卸売業者に販売できると見込まれる額から農協の手数料を差し引いた額というふうになっているところでありまして、実際の販売金額により精算をされるということになっているところでもあります。今年産米60キログラム当たりの販売金額を見ますと、10月末現在におきまして山形はえぬきが1万1,330円で前年度に比べて81%、それからつや姫は1万7,272円で前年度比98%、これは最も高い比率98%、前年とほぼ同程度ということになっているようでもあります。

米価が下落した場合には、収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策というものが講じられる。収入減少の9割が補填されるということになっているわけでありまして、このナラシ対策には集落営農組合でありますとか4ヘクタール以上の稲作経営を行う認定農業者が加入できるというふうになっているわけでありまして、寒河江市におきましては三泉地区を除く全地区にこの集落営農組合がございまして、ナラシ対策に加入している状況にあります。いずれにしても、こういう米価の状況、本市のみならず本県農家にとりましてまさに危機的な状況にあらうかというふうに思います。

去る10月16日に第165回の東北市長会が開催されましたけれども、山形県ほか2県が特別決議を提出して、米価下落対策及び稲作対策の体質強化等に関する決議を採択していただきまして、国に対して要望しているところであります。要望の内容としては、1つ目にはナラシ対策が経営のセーフティネットとして機能するよう改善するとともに、大幅な減収に対応できる予算措置を講じること。2つ目に、ナラシ対策等に対する支払いを早急に行うこと。3つ目に、政府主導による過剰米の市場からの隔離対策を行うこと。4つ目に、地域の担い手育成のため直接支払制度の導入や大型機械整備に対する補助率の高い支援制度の創設など支援内容の拡充を行うこと。そして、5つ目として米の需要拡大と需給見通しの策定、需給調整の実施ということで、5つの項目を要望させていただいているところであります。

寒河江市といたしましても国に対し、これは要望が、対策が十分に講じられるよう望んでいるところであります。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 やはり危機的な状況だということで、東北市長会で国に対して要望しているというお話でございました。米価がどれほど安いのかということで、市販の水、ミネラルウォーターですね、それと比べてみますと、ペットボトル500ccの水は自販機で110円から120円で売られていますけれども、これを超える米の概算金が見当たりません。ペットボトルに入る米の量は403グラム、これを概算金に当てはめますと60キログラム9,000円の米はペットボトル1本分の量として60円、同じく60キログラム8,000円の米は54円、60キログラム7,000円の米は47円、日本一とされる新潟魚沼のコシヒカリでさえも95円となっております。市場に出回る米で100円を超えるものはないということです。大

量の水を使い、種をまき、田植え、施肥、草取りなど半年もかけて収穫する米が水より安い。こんなばかなことがあっていいのかと農家の方々は怒っております。

そこで、市内農家の米作を守るために、関係機関へ強く働きかけることについてということで伺う予定でありましたが、今、先ほど市長の答弁にありましたように、東北市長会にて国に対して5つのことを要望しているということでございました。私も考えましたところ、1つは、220万トンにもなっている過剰米を市場から隔離して、需給安定を図ること。これは、市長会の要望にもございましたね。2つは、なかったと思うのですけれども、米の直接支払交付金の半減措置を撤回して、当面昨年と同額に戻すこと、これも入れていくべきではないのかなと思うところであります。また、さまざまな財政、助成制度の創設ということもありましたが、過去3年間、平均の生産費と販売価格の差額を補填する不足払い制度の創設も求めていく必要があるのではないかと考えております。この私の頭でも考えたこの3つも踏まえ、東北市長会での要望もあわせまして、このことについて新たに加えていくというような、今後そのこともどう考えていくのかということについてお伺いしたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど大きく5項目について、全国市長会で要望させていただいているということで御説明申しあげましたが、1つ目の過剰米の市場からの隔離ということについては、先ほど要望させていただいておりますが、これを受けて先月25日に国におきまして20万トン規模の米を来年11月まで出荷せずに、倉庫などに保管しておく方向で調整しているということが明らかになっております。これは、事実上、市場からの隔離ということになるのではないかというふうに思いますから、そういうことによって過剰感が一定程度改善をされて、米価が浮揚していくということを我々は期待しているところでございます。

それから、2つ目の今御指摘ありました米の直接支払交付金の半減措置撤回という御要望でありますけれども、主食である米の生産と水田の持つ多面的機能を守るために、再生産可能な収入の確保が重要であるというふうに我々は思っているところであります。このナラシ対策も含めたセーフティネットの構築が必要だということで、そういうことについては東北市長会でも要望事項に入れているということで御理解をいただきたいというふうに思いますし、また3つ目の生産費と販売価格の差額補填につきましても、先ほど申しあげましたとおり、再生産可能な収入の確保というのは大変基本的に重要だというふうに考えておりますので、その辺についても市長会としては要望項目に入れているということで御理解をいただきたいなというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 この、私が今申しあげた2つも、要望事項の中に含まれているのではないかと伺う市長のお話でした。ぜひ、このことも踏まえながら、折々に触れて申し立てていただきたいというふうに思います。

それで、次なのですけれども、ことし当初決定しております標準小作料についてであります。借り手側の農家の方が家に見えられましていろいろお話をされていきました。毎年のように続く米価下落を受けて、小作料の年度途中での見直しはできないものかという切実な要望でございました。現在、農業委員会で小作料を決めているのではなくて、各地域9地区ですか、農業地利用改善組合というところでそれぞれの実情に合わせて参考小作料などを示しながら考えていくということだそうだけれども、今回のような米価の大暴落の場合、貸し手側にも借り手側にも被害が最小限で済むような今年

度の対策として、市独自に何らかの財政支援が考えられないものなのかということをお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 標準小作料の御質問をいただきましたが、遠藤議員御指摘のとおり、以前は農業委員会において設定をしていたわけでありますけれども、平成21年の6月の農地法改正によりそういうことが廃止をされて、現在は農業委員会が毎年賃借料情報を提供して貸し手と借り手の当事者間で小作料を決定するという仕組みになっているわけであります。

本市におきましては、先ほどありましたとおり、市内9地区に農業委員や農協理事、農事実行組合長などで組織をする農用地利用改善組合がございます。その中で、農業委員会から提供された賃借料情報をもとに参考小作料を定めているということになっているのが現状であります。そういう状況であります。今回の事態を受けて、それぞれ9地区の組合の中でどういう話し合いがなされるか、我々としてもまず見守っていく必要があるというふうに理解をしているところであります。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 見守っていくということですが、やはりこれ大変な、先ほど市長もおっしゃいましたように、危機的状況であります。見守るばかりではなくて、やはり具体的な対策、これ必要じゃないかなというふうに思われます。

来年度以降も同じ問題が起こると考えておく必要があると思うのですが、このまま採算割れの米価が続けば小作地の返上が続出しかねません。農業と農地を守るためにも、この小作料問題についてはやっぱり見守るだけでなく、何らかの解決策、これを示していく、そういうことが求められるのではないかなと思います。これについて、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 さっきも申しあげましたけれども、貸し手と借り手の相互の当事者間の中で決定していく小作料というものであります。今までのように農業委員会が設定をしたものではなくてきているわけでありますので、第一義的にはやっぱり貸し手と借り手の中で決めていく、変更をしていく、見直していくということが出発点なのではないかというふうに思っているところであります。

そういったことを踏まえながら、我々としてそういう状況を受けて市としてどういうふうにしていくかということが、次の次の段階の間に出てくるんだというふうに思いますから、最初の段階から市が直接その小作料について遠藤議員がおっしゃるような形で取り組むということには、今の制度上、そういうふうにはなっていないのではないかというふうに思いますので、そういう貸し手と借り手の検討状況を見守らせていただいて、その状況を踏まえて対応が必要であれば対応していくということになるのではないかということで申しあげたところであります。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 制度上、貸し手と借り手の中で決定していくものですので、その結果、動向等を踏まえて状況判断していく、何らかの手を打っていくというようなお話だったと認識してよろしいのですか。はい、ありがとうございます。

それで、今、量販店、スーパーとかそういうところでですと、5キロ1,300円、1,400円台で安売りを競っているような状況があります。1キロ当たりの価格は、ほとんどが300円以下でございます。これをお茶碗1杯の御飯にすれば、何と20円程度ということですよ。国民の命をつなぐ米がこれほど粗

末に扱われていいものなのか、私は本当に心配しております。やはり、同じように心ある消費者は、輸入米を念頭に米価を下げているのでないか、安いのはいいけれどもこのまま国産米が食べられなくなる、そんな恐ろしいことが起きるんじゃないかというような懸念の声がそちらこちらで上がっております。これは、本当に大きな問題だと言わざるを得ません。

それで、これは重大な局面を迎えていますT P P問題ですね、これ、大変濃密な関係がございまして、T P P問題での市長の見解を伺いたいというふうに思うわけであります。

2年前の衆議院議員選挙の争点に、T P P問題がございました。私たちは、日本農業の死活にかかわるとして当然反対を表明しましたけれども、「T P P断固反対。ブレない。ウソつかない。」というスローガンを入れたポスターを水田の中やまちなかに盛大に張り出した政党が政権をとりました。まだ記憶に新しいと思いますけれども、寒河江市議会を初め全国8割を超える地方議会でもT P P反対決議を政府に届けているところであります。ところが、その公約とは裏腹にあっさりとT P P交渉に参加し、主要農産物は守ると言いながら牛肉関税の大幅削減など、次々に譲歩してきている状況であります。これは、日本農業の将来にかかわる大変重大な局面に来ていると考えます。

佐藤市長は、このT P P交渉離脱を政府に求めていただきたいと私などは強く考えるところですが、その見解をぜひお聞かせ願いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 T P P環太平洋戦略的経済連携協定についての市長の見解はどうかということですが、このT P P問題については以前もお答えをしているかというふうに思いますが、現在もその考えに変わりはないわけであります。今、12カ国が参加をして交渉を進めているという状況であります。先月10日には、北京で首脳会議なども開催をされました。

そういう中でT P P交渉については、私としては国民に対する、市民、県民もそうですけれども、国民に対する十分な情報の提供、さらに説明というものがやっぱり必要であるというふうに今でも思っているところでありますし、その内容が農家に対して悪い影響が出てこないようにしてもらいたいという気持ちでありますし、農業が持続的に発展していけるように国において万全の対応が図られるべきだということを前から申しあげておりますが、今でもそういうT P P問題に関しては、考えは変わっておりませんので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 以前と考えに変わりはないということでした。

以前と比べまして、状況はまた変わっておりますね。農家の方の悲鳴が聞こえる今、この時点でもやはりT P P交渉は続けてもいいというようなことでは、やはり農家の方が浮かばれないのでないのかなというふうに思います。首長というのは市民の皆さんの生活、命を守っているわけです。これについて、国の政策だからということではなく、切実に感じ取って行動していくということが大事だというふうに思います。考えを少しばかり変えていただくわけにはいかないでしょうか。これは同じでありますか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 同じ答えになっていくのかもしれませんが、私は寒河江市の市長として、寒河江市民の農家の方も含めて寒河江市民の生活、暮らしというものを守っていかなきゃならん立場でありますから、そういったものを阻害する、あるいは発展していくことについてなかなか邪魔をしていくよう

な行為というのは、やっぱりなかなか理解をしがたいものがあるかというふうに思います。

そういう中で、このTPP問題については、遠藤議員御指摘のとおり、なかなか多くの市民の皆さんに、また中身について理解をいただくような状況にはなっていないのが現実だというふうに思いますから、そこら辺のところは以前からもそういう説明責任ということを言われているわけですが、まずそこをきちっと果たしていただかなければ、農家の皆さんも含めてTPPの問題についてきちっとした認識を持ってないのではないかというふうにまず思います。

そういったところをなしにそういう判断というものは出てこないだろうというふうに思いますから、まずは国において多くの市民の皆さんがわかるような説明、内容というものをしっかりとさせていただく。そして、やっぱり農業を守っていただく、寒河江の農業を守っていただく内容になっていかなければならないというふうに思っているところでありますし、そういう内容が今は途中経過でありますから、その全貌がわかっていない段階であるわけでありましてけれども、我々としてはそういう交渉の結果を見た上で、やはり基本的に寒河江の農業を守る立場から改めて意見を言わせていただく場合も出てくるというふうに理解をいただきたいなというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 私も何年か前にTPP問題を取り上げておりますけれども、そのときに全貌が明らかでない、説明責任をしてもらい必要もあるし、していく必要もあり、勉強会も開いていくという答弁をいただきました。それから何年たちました。この数年で事が明らかになっていない、全て秘密にされている、これが問題だというふうに感じます。これは、もっともっと国民に知らせていくべき、そういうものの一つです。それを知らされないまま、このまま私たちが黙っていればどうなるか、そのところをやっぱり首長としてももっと真剣に考えていく必要があるというふうに私は思います。

それで、話は変わりますが、先日、俳優の菅原文太さんがお亡くなりになりました。晩年、有機農業と平和運動に力を注いだ文太さんは、政治で大事なことが2つあるとして常々お話しされていたことが思い出されます。1つは国民を飢えさせないこと、2つは絶対に戦争をしないことということです。胸にずしんと響く言葉です。今、この時代に生きている私たちが肝に銘じたい言葉でもあります。市長におかれましても、この姿勢を大切に市政執行に当たられますことを心から願うものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、通告番号6番、福祉灯油の実施について伺います。

ことし4月からの消費税の増税と物価の上昇、年金の削減などで低所得者や高齢者世帯の暮らしは厳しさを増しています。そんな中、ことし3月からの福祉灯油の助成が3,000円ということで行われましたね。これは、県の100万円の助成金と連動しての助成でしたけれども、それだけでも大変助かったのよということを私に言ってくださる方がいました。その方は、私がお邪魔しますと、ストーブは3,000円もらったけれども、もったいないからつけないんだと自分はベッドにずっと横になっているんですよ。布団にくるまれて。それを起き上がって、寒いからここさ来いとおっしゃるんです。私の、自分の、この俺のぬくもりでここは温かいから、ここさ座ってけろと言うんですね。胸が詰まりました。私は、そんな状況の低所得者、高齢者を温めるのが市政の役割じゃないかと思います。

それで、灯油の配達価格は、今1リットル100円前後でありますね。電気料金も値上げされていまして、食料品などの生活物資もじりじりと値上げされてきていて、年明けの1月にはバター、食用油など多くの食料品が値上げを予定しています。このように、低所得者を取り巻く厳しい経済状況を踏

まえて、今年の冬の福祉灯油をまた実施してはどうかと考えております。それで、その実施できるかどうかと、今年度、ことしの初め、福祉灯油を行ってくださった対象となる世帯の実際の人数、実態についてお聞かせ願いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今年というんですかね、正確には25年度になるんですかね、25年度の実績であります。対象になる世帯については約1,500世帯がございました。実際、助成を受けられた世帯は980世帯ということになっております。よろしいですか。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 1,500世帯があつて、980世帯が対象になったということでもあります。

それで、以前に担当課の方にお聞かせ願ったところでありますけれども、本市のひとり暮らしの高齢世帯が1,023世帯、高齢者夫婦のみの世帯が1,442世帯、高齢者の生活保護世帯が36世帯となっておりまして、高齢者で住民税非課税者が2,741人ということがございますね。それで、そういうことの状態の中で、きのう、きょうのこの猛烈な寒波、私は雪を見て、ああ、あのおばあちゃん、何したべと真っ先に顔が浮かびました。また、ストーブつけてたべかなというふうに思っています。また、寒いときに暖をとれない苦しさ、これはいかばかりかというふうに思います。

それで、先ほどもお聞きしましたけれども、県の動向と関係なく、この福祉灯油を市独自として実施できないものかというふうに考えているのです。そここのところの市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 12月に入りまして本当に冬になってきたわけでありまして、雪も降ってきたいということで、そういう意味で暖房用燃料というのは大変必要でありますし、また燃料費については大きい負担にもなっているというのは認識をしているところでございます。

もちろん、灯油等の石油製品の価格というのは、国際情勢や経済状況などの影響によって上下をずるわけでありまして、この福祉灯油制度というのは、御案内のとおり平成19年、20年に原油価格が高騰した際に国策として始まったものであるわけでありまして、そういった中で、この灯油価格の状況などを見ながら対応していくというのが基本だろうというふうにも思いますし、また去年は国策というより県のほうでも、3月になりましたが、そういう対応をしていただいたということでもあります。

ことしの状況、国の動きあるいは県の動向などもいろいろ聞こえてくるところもあるというふうにご理解をしておりますから、そういった状況を見ながら市としても適切に対応していきたいなというふうにご考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 平成19年、20年の際の灯油が暴騰していたときの政策だったということもございます。始まった経緯はそのようなものだったと思いますし、灯油の値上がり状態を見ながら、それから県の状況を見ながらということもございますけれども、私はこの福祉灯油についての考え方としてそれだけではない、今、高齢者の置かれている、低所得者の置かれている実情、これは本当に私たちが考えている以上の変遷があります。

先ほどもお述べましたとおりの状況であります。年金は下げられていますし、消費税は上がるけれども年金は下がっている、自分は本当にこの財政状況で、財布の中身でやっていけるのかと本当に

不安になるという方がたくさんいらっしゃいます。それで、この福祉灯油の考え方として、これは生活の一助としての制度にやっぱり移行していく必要があるのではないかとこのように考えるところでもあります。

先日、11月18日でしたけれども、私たち日本共産党地方議員団が県庁に行きまして、福祉灯油の実施で温かい県政をとということで要望させていただきました。その中で、各地方議員が自分たちの置かれている状況をさまざま述べました。その中の一部として、「年金減額が何とも耐えがたい。この上、消費税が上げられれば年金生活者は死ぬということか」という悲痛な叫びがある、それから「二人暮らしで1日1,000円で生活している人がいる」、そういうことが報告されました。そして、「お茶飲みを減らしている。お茶飲みすると、やっぱりストーブをつけなきゃならないし、灯油はかかる。お茶飲みを減らしているんだ」、それから「お風呂に入る回数を減らしている」、そして私も述べました。先ほど冒頭で言いました、ストーブをつけるのがもったいないので、ずっと布団に入っている人のお話をさせていただきました。これでは、寝たきり老人をふやすことにつながっていくと思います。

市としては、健康な高齢者をふやしていくということでいろいろな制度、事業をやっております。そうであるなら、やはりこの寒い冬に灯油を助成する、このくらいの温かい市政ですか、そういうのが必要になってくるのではないかなというふうに考えているところでもあります。ですので、いろいろな状況、動向、県の動向、そういうことを加味しながら、踏まえながらということでございましたけれども、これはぜひ市長の英断を期待したいなというふうに私は考えているところでもあります。

それでは、まずその点について市長の見解をお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども申しあげましたけれども、去年は灯油価格高騰などもありまして、緊急的に県の助成制度がありました。実際は3月からの実施ということで、我々としてもできるだけもっと早く、そういう県のほうの制度が実施されれば市のほうも一緒になってということでありましたから、よかったかなというふうに思います。そういう意味で、市独自で御英断をということではありますが、今の状況を見ますとなかなか県のほうもいろいろ検討をされているというふうにも聞いておりますし、国のほうでも新聞情報などでもいろんな形で低所得者の方々への支援という中の一環としてこういうものの支援というものも、新聞情報ではありますけれどもね、そういう状況がありますから、我々としてはできれば一緒にしていけばその分、手厚くもなりますし、わかりやすくもなるのかなというふうに思っておりますので、できるだけそういう国、県あたりの情報、状況などを踏まえて、しかるべき対応をしていきたいというのが先ほどの答弁の内容でありますので、そこら辺は御理解をいただきたいなというふうに認識をしているところでございます。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 そうですね。近隣を見回してみますと、山辺町、この山辺町はことし県がどうこうするかを決める前に、12月実施を決めております。5,000円の助成を出すということでもあります。ですので、こういうところもあります。やはり、町と市とではまた財政状況も違うということもあるでしょうけれども、やはり姿勢の問題が大きいというふうに思います。ぜひ、実効のある効果的な実施期間と、それから3,000円、本当にあっという間になくなるお金です。せめて山辺のように5,000円にするとか、検討する場合にはそのことも、支給金額の増額も視野に入れた検討をぜひお願いしたいなということを申しあげます。

それで、時間が12時でございますね。どういたしましょう。ぜひ、ちょっと悩むところでありますけれども、先ほど2回も市長が検討するので御理解いただきたいというお話でございました。この山辺町の例も頭に入れて、ぜひこの寒い冬を市民みんなが乗り切れるように行動していただきたというふうに思います。

人は寒くなりますと、何だか知らないですけども悲しくなるんですね。本当に体も心も縮こまって、ひとり暮らしの方なんかは本当に1人でぼろぼろ泣いているのよという方もおります。どうか暖かい冬を過ごすのは私たち一人一人の市民、国民の権利でもあります。最低限の文化的な生活、健康的な生活を行っていきけるようにぜひとも市長の英断を期待いたしまして、もうちょっと時間ありましたけれども、もう強く強く重ねてお願い申しあげまして、今回の私の一般質問を終わらせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○**鴨田俊廣議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時ちょうどといたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時00分

○**鴨田俊廣議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、菅野健康福祉課長から発言の訂正の申し出がありますので、議長においてこれを許可します。菅野健康福祉課長。

○**菅野英行健康福祉課長** 午前中の杉沼議員のサービス付高齢者住宅に関する質問に対しまして、その訂正につきまして、2カ所合わせて82名というふうに申しあげましたが、誤って介護サービスの定数のほうを申しあげてしまいました。住宅の定数は59でありましたので、おわびいたしまして訂正をさせていただきます。よろしくをお願いします。

後藤健一郎議員の質問

○**鴨田俊廣議長** 通告番号7番、8番について、4番後藤健一郎議員。

○**後藤健一郎議員** 私、今まで一般質問を何回もさせていただきましたが、こんなに傍聴者の方がいるのは初めてでございますので、少し緊張しながらですが、早速順次質問をさせていただきたいと思えます。

通告番号7番、若い世代の人口減少対策についてです。

私は、6月議会において似たような一般質問をさせていただきましたが、市長からも大変前向きな答弁をいただきました。しかし、日本経済新聞地域研究所が実施した全国調査によると、人口減少問題を最重要課題あるいは重要課題と位置づけた自治体は95%に上り、特に消滅可能性都市と名指しされた自治体では財政難にもかかわらず関連予算の増額に動くなど、素早くその対応に動いているところも多いようです。

寒河江市は辛うじて消滅可能性都市を免れましたが、午前中、杉沼議員の一般質問でも話されていたとおり若年女性の減少はマイナス48.2%とほぼ消滅可能性都市と変わらない状況でありますので、少し切り口を変えてこの問題について再度質問をさせていただきたいと思えます。

人口減少問題は大きく分けると、子供の数が減る、他都市へ流出するという2つの要因があります。

まず子供の数をふやさなければならないのですが、共通認識として現状を把握したいと思いますので、現在の寒河江市の総人口、そして10年前と比べての出生数と合計特殊出生率の推移を教えてください。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の総人口、合計特殊出生率、出生数ということでありましたが、お答えを申しあげたいと思います。

まず、総人口については10年前の比較ということでありますから、平成16年4万3,521人であり、平成26年10月1日現在では4万1,472人ということで、マイナス2,049人、パーセンテージで4.7%の減とこういうことでもあります。

出生数については、平成15年が372人、これは25年度統計しかありませんので、平成25年になりますが316人ということで、マイナス56人、15.1%の減ということでもあります。

合計特殊出生率、これは新しいのが平成24年しかありませんので、10年前、平成14年が1.73、平成24年が1.59ということで、0.14の減とこういうふうな状況になっております。

○鴨田俊廣議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

寒河江市は昭和初期からほぼ一定だったので、人口減少問題と言われてもぴんときない人もいますよですけども、実はここ数年で大分変わってきておまして、先ほど市長からお話しあったように、ことし10月1日時点では4万1,472名と。私もよく「寒河江市民4万3,000人」という言葉を使うんですが、現在四捨五入で言ってしまうと4万1,000人になってしまっております。

人口が与える地元への影響は大きく、特に経済効果は非常に大きなものです。官公庁がことし2月に発表したデータによりますと、定住人口1人当たりの平均年間消費額は121万円です。先ほどと同じ数字を、昨年10月1日の時点での寒河江市の人口は4万1,693名ですので、この1年間で221名減っております。計算すると、1年間で2億6,741万円の消費額が減ったということになります。もちろん買い物をするのは全て地元ではないのですが、ふだんどこで私たちが財布を出しているかと考えたら、そのほとんどは寒河江であることはまず間違いのないと思います。

1年間で約2億7,000万円のお金が寒河江に落ちなくなった、非常に大きいことだと思います。この数字をカバーするならば、宿泊旅行者なら約6,000人、日帰りなら約1万8,000人、昨年より上積みしなくてはなりませんので、観光への取り組みと労力を考えたら、この定住人口の重要性をわかっていただけるかと思います。

国立社会保障・人口問題研究所では、25年後の2040年に寒河江市の人口は3万人になると予測しております。今の寒河江っ子がすくすくと育ち大人になったとき、今に比べて1万人、このまちから人が減っています。また、2100年には日本の人口は、最悪の場合4,000万人を切ると言われております。2100年というとすごい遠い未来のような気がしますが、昨年生まれた私の長男が87歳のときが2100年になります。活動的な85歳を目指そうと、ことし、寒河江の健康体操をつくっていらっしやいまして、DVDの頭で市長もお話をされておりましたが、85歳というのはまだまだ元気な世代です。ですから、遠い未来ではなく、子供とか孫の世代にこうなってしまうという話であります。政治や経済の予測と違って、人口の予測は極めて精度が高く、むしろこれ以下になることも予測されます。今、手を打たなければならないことをぜひこの議場にいる皆さんに認識していただきたいと思ひまして、あえて総人口の数字を伺い、お話をさせていただきました。

さて、話を合計特殊出生率と出生数に戻しますが、合計特殊出生率は10年前に比べて落ちてはいますが、ここ数年は上向き傾向になっているようです。しかし、出生数はどんどん減ってきております。これは、赤ちゃんの96%以上が20から39歳の女性が産んでおりますので、その年齢の女性が減れば、合計特殊出生率は上がっても赤ちゃんの数は減るという状況です。ちょうど私が第2次ベビーブーム世代のラストで、ことし40歳になりましたので、ここから先は急激にお母さんとなる方の数が減っていく時代となります。そのため、ここから先、寒河江市の人口減少はさらに拍車がかかることが予測されます。

といっても、20歳から39歳のお母さんの数を急激にふやすことはできません。今、取り組んでも、早くて20年後にしか効果は出ませんので、これは後ほど質問させていただきますが、お父さん、お母さんがふえる取り組みを行いながら、カンフル剤的な取り組みとして今々の合計特殊出生率を上げることに力を注がなければなりません。

寒河江市でも出産や子育てを支援するさまざまな取り組みが行われております。これは前回申しあげましたが、各課でいろんな事業をしても子育て世代の方に伝わるかどうかというのが一番の焦点でありますので、ぜひやっていることが一目でわかるウェブサイトやチラシ等をつくっていただければと思います。事業をやることや情報を発信することが大事なのではなく、相手に伝わるのが大事です。また、課ごとではない全庁を挙げての組織づくりも重要です。これらについては前回質問で答弁いただいておりますので、割愛させていただきます。

さて、合計特殊出生率を上げる取り組みもさまざまありますが、私は極端な第3子支援の拡充が最も効果的ではないかと考えております。合計特殊出生率は、御案内のとおり女性が生涯に産む子供の数であり、この数字が2.07を超えない限り人口は減少していきます。先進国は押しなべて出生率が低いのですが、フランスは突出して高い数字になっております。それというのも、フランス政府は1995年に合計特殊出生率が過去最低の1.65人に低下した時点で、各種の福祉制度や出産、育児優遇の税制を整備、10年後には2.01人まで回復。2.01人というのは、先進国内では突出した数字です。

中でも特に力を入れたと言われるのが、3人子政策と言われる極端な第3子支援であります。今、お子さんが1人か2人の世帯が圧倒的に多い状態です。3人目を産むことをためらう最大の理由は、経済的な要因が大きいと言われております。逆に言えば、経済的な要因さえクリアできれば、3人目が欲しいと思っている人が多いということでもあります。したがって、3人目のお子さんを望む御夫婦に経済的な支援をして、その阻害要因を少しでも除去することが第3子の出生増加に期待でき、結果的に全体の合計特殊出生率を向上させるというのがフランスの3人子政策であり、出生率の高いフィンランドやスウェーデンでも行っている第3子以降への重点支援です。

もちろん、これらの国は国策として行っているわけではありますが、国策ではなく現在の日本の自治体でもこのような政策をとるところも少なくありません。一例を挙げさせていただきますと、お隣、秋田県の鹿角市では、第3子に対して出産から高校卒業まで切れ目なく手厚い支援をしております。出産祝い金はもとより、今年度からは第3子以降であれば保育園も放課後児童クラブもファミリーサポートセンターも完全無料、さらに教育費の支援も行っております。同市は、内閣府の調査をもとに学習塾やお祝い行事、レジャー関連費用を差し引いた高校卒業までの基礎的子育て費用を算出。このうち、国と県の公的支援に市独自の支援を加えると、その費用の65%を支援できることになるため、第3子以降は子育て費用の65%を支援しますと強く子育てをアピールしております。

もちろんながら、女性が働きやすい、職場に復帰しやすい環境整備をしなければならないのですが、まずはさらなる第3子以降への支援の拡充により合計特殊出生率が上がると考えるのですが、この件について市長の見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 出生率をいかに上げていくかということになるわけでありましてけれども、その取り組みとしては出産適齢期の夫婦の数をふやすこと、そしてもう一つは1組の御夫婦が産む子供の数をふやしていくこと、この2つがうまくかみ合っていけばそういう出生率も向上していくというふうになるわけでありまして、総合的な対策が必要だというふうに思っております。

いつも申しあげておりますけれども、こういう少子化対策、非常に総合的な施策が必要でありますので、寒河江市としても、1つは企業誘致による雇用の確保、さらには結婚支援、不妊治療費の助成、そして住宅建築費の助成でありますとか公園や遊具の整備、そして保育サービスの充実など育児と仕事の両立支援、それから子供の医療費無料化など経済的な負担の軽減などということで、これまでも鋭意取り組んできているところであります。

御質問の第3子以降の支援の拡充はどうかということでありましてけれども、先ほど申しましたけれども、1組の御夫婦が産む子供の数をふやしていくという面で出生率の向上には大変有効な対策の一つではないかというふうに認識をしているところであります。御案内かと思いますが、寒河江市におきましては第3子以降の支援ということで、平成25年度から小学校3年生以下の子供が3人以上いる世帯の第3子以降の保育料の無料化を図っているところであります。この制度のさらなる充実というものを今検討しているところでありますし、いろんなそのほかにもさまざまな多子世帯に対する経済的な支援というものを検討していかなければならないというふうに思っているところであります。

また、一方で出生率の低下、少子化の主な要因、主因というのは、御案内かと思いますが、未婚化であります。その未婚化の主な原因というのは、御案内のとおり若年層を初めとした雇用環境の劣化ということが言われているところであります。そういった観点から、先ほどの御質問にもありましたけれども、御答弁も申しあげましたが、雇用の創出というのが何といたっても重要であるというふうに考えているところでございます。そういった意味で、今後打ち出される国の施策なども十分活用しながら、市としてもタイムリーな施策を効果的に実施していくということに努めていきたい、そのための情報収集に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

今、雇用環境の劣化というお話もありましたけれども、子供を育てるには、現在大学まで考えると最低3,000万円以上で、大学が例えば公立が私立だったりするとさらに上がって行って、もう何千万円というお金が子供1人を育てるのにかかると言われております。そういった状況ですので、非常にこの先のことを考えるとやっぱり不安でなかなか産めない、もしくは例えば男性であれば自分がやっぱりまだまだ不安定なのでちょっと結婚はできないというのは非常にわかるところでありますので、ぜひそちらのほうも強力に市のほうでも進めていただければと思います。

2010年の出生動向基本調査では、理想の子供の数、平均は2.42人なんですけれども、実際に子供を産んだ数である完結出生児数は1.96人になっております。少子化、寒河江市だけではなくて日本全体で言われておりますが、無理に産めよふやせよというのは問題がありますけれども、2.42人欲しいと

思っている夫婦の理想と1.96人という現実の数字のギャップを埋めるというのは、私たちが携わっているこの政治の仕事なのではないかと思っております。

先ほど言ったとおり、子育てするには最低3,000万円かかると言われております。補助とか支援をしたところで全く足りないような金額にはなると思いますが、現在の経済動向を考えるとやっぱり少しでも経済的な要因を排除してあげて、3人目を希望している方にはもう少し背中を押してあげられるような政策があれば、子供3人を寒河江で産み育てる方もふえるのではないかと思っております。

しかもそれは、先ほど申したとおり、経済的なことで踏みとどまっている方も多いので、補助とか支援といった事業による効果というのが高いものだと思っております。

また、先ほど上の子が3年生まで保育料無料という話がありましたが、やっぱりお父さん、お母さんにお話を聞いたり、もしくは先日、私ども厚生常任委員会で関係団体の方とお話しした際にも、なぜ小学3年生なんだと、その上限を決めているのはどういうことなんだというようなお話もありましたので、やはりそれらの意見も酌み取っていただいて、今以上の第3子以降の支援について御検討いただければと思います。

また、同時に若い子育て世代の住みやすさというのも取り組まなければならない一つの課題であります。寒河江市に定住しようと思ったときに、子育て定住住宅建築事業補助金などもあります。しかし、もっと身近なところで小さなお子さんを持つ世帯が住みやすいと感じるのは、近くに遊ぶところがある、近くに買い物をするところがあるなどの外出するときであります。赤ちゃんや小さな子供がいる家族は、外出時、常に授乳やおむつがえの心配をしなくてはいけないため、買い物をするなら遠くても授乳専用スペースやおむつがえの台を備えたトイレが間違いなく整備されている郊外型の大型ショッピングモールに行く傾向にありますし、外食するなら間違いなく子供用の椅子があることがわかっているチェーン店、もしくは座敷や小上がりがあることがわかっているいつも行っているお店を選びます。一方、比較的小規模な店舗が多い本市においては、小売店や飲食店にこういった整備が導入されているかどうかは訪れないとわからないという状態で、こうした世代の客足を遠ざけている一因とも考えられます。

ことし、滑り台が整備されましたが、最上川ふるさと総合公園に今後も遊具を整備していく計画になっており、ますますふるさと総合公園に来る家族連れはふえると思います。遊具設置には大変な金額がかかりますが、この設置費用というのはもちろん今いる市民のためでもあると思いますが、市外から来ていただいた御家族がここで遊んだ後に寒河江の飲食店で食事をしてもらったり、買い物をしてもらったり、あるいは1日寒河江を楽しんでもらって「寒河江っていいところだな」と感じていただいて、移住、定住していただくための初期費用、投資だと私は思っております。それは、ふるさと総合公園に限らず、今整備をしている寒河江公園、ハートフルセンター内にあるゆめは一と寒河江、フローラ内の遊具施設など子連れで楽しめる施設全てに言えることではないかと思っております。

公共施設を初め、市内の小売店や大型商業施設、レジャー施設といった民間施設を含む各施設のうち、授乳やおむつがえのスペースを持った施設を赤ちゃんの駅として認証し、PRすることを全国多数の自治体が行っています。小さなお子さんを抱える家族や、前述した遊具のある施設を訪れる御家族から寒河江のまちを周遊していただく策の一つとして、赤ちゃんの駅認証、これ自体はほとんど予算がかからないと思うんですが、これらを行い、寒河江でも導入してみるというのはいかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 赤ちゃんの駅認証制度の導入ということでありましたが、この制度、官民が一体となって社会全体で子育てを支えるという具体的な取り組みであります。乳幼児を連れた保護者の皆さんが安心して出かけられる、そういう支援をする取り組みとしては、大変有効な方策の一つだというふうに認識をしております。

先ほどありましたけれども、寒河江市内でもフローラ・SAGAE、あるいはハートフルセンター内のゆめは一と寒河江などで授乳、おむつがえのスペースなどを整備させていただいております。子育て中の御家族が安心して遊び、買い物ができるようにしていくということ、それを普及していくということは、大変重要なことだというふうに思っています。

今、山形県と一体となってやまがた子育て応援パスポート事業というものを実施させていただいております。この事業についても、子育てしやすい社会づくりに向けて全体で支援していこうという取り組みであります。この事業に協賛をしてキッズルームの設置でありますとかミルクのお湯の提供、トイレの貸し出し、料金の割引などを行う企業や店舗にはステッカーを張ってPRするなどして、県それから民間企業と連携して子育て世帯の支援に取り組んでいるところであります。

御指摘のように、さらにそういった企業もふやしていく、そしてPRをしていく、そういう取り組みを強化していく、大変重要なことでもありますので、そういう子育て世代に配慮をした優しいまちづくりという面で、我々も御指摘の点なども十分検討をさせていただいて、安心して暮らせる、安心して訪れることができる寒河江市のまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

県との事業と一緒にそういったものもということでしたが、やはり子育てをするなら寒河江市というふうに全面的にアピールしていく上でも、さらに市のほうでいろんな取り組みをしていかなくちやいけないという必要性はあると思います。

私の経験でお話しさせていただきますが、今インターネットで情報があふれておりますので、例えばお店の名物とかメニューなんていうのはすぐに調べることができます。しかしながら、小さな子供を連れていくときに、例えば飲食店に座敷とか小上がりがあるのかどうかというのを知りたいんですけども、そういうのはネットではなかなかわからないので、結局のところ大きいお店とかいつも行っているお店というふうに行けるお店も限られてしまうと。やっぱり子育て世代も外食をしたいときもあると思うんですが、なかなか新しいお店がわからないので入ることもできないし、どんなことがあるのか、またもう入ったとしてもすぐ出てこなくちやいけないんじゃないかという、そんなことを考えながら外に行かなくちやいけないというのは、非常に大変なことだなと思います。

そこで、先ほど挙げた赤ちゃんの駅の取り組みからさらに一歩進めて、赤ちゃんの駅の一覧に加えて、子供連れでも行ける飲食店の情報とか寒河江で子育て世代に対してやっている補助とか支援の一覧などをプラスしてマップを作成して、マップといいますか1冊の雑誌のようなものでもいうんでしょうかね、を作成して、子供連れの家族が集まる施設に設置、あるいはサイトをつくってQRコードからすぐ読み取れるようにすれば、寒河江市を周遊してくれる家族もふえると思いますし、ネットで見てこういうのが近くにあるなら寒河江に遊びに行こうという方もふえると思いますし、子育てを支援しているまち、寒河江市という認知度も上がると思いますが、いかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、市外から訪れる方々、それだけではありませんけれども、子供連れの御家族の方々が安心して飲食ができたりする場所の情報を提供していくということは、大変PRにもつながっていくことだというふうに思いますし、あわせて、イベントの情報でありますとかそういう支援の制度の情報などもあわせて、一目でわかるようなマップなどがあれば大変便利だというふうにも思っているところであります。

寒河江市のいろんな観光情報を提供するマップは現在あるわけでありましてけれども、御指摘のような子育て中の御家族のために新たに加える、提供できる情報のマップというのは今までありませんでしたので、そういったところはこれからの寒河江市のまちづくりのイメージアップという意味からも大変重要な御提言だというふうに思いますので、我々としても子供連れ向けに配慮した観光マップなどを作成できるようにいろいろ団体とも相談しながら、検討を進めていきたいなというふうに思っております。

○鴨田俊廣議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 すごい大変前向きな御答弁をいただき、ありがとうございます。

こういうものは子育て支援だと捉えれば子育て推進課でしょうし、寒河江市内の商業の発展、中心市街地活性化だと捉えれば商工振興課の仕事になると思うんですけれども、結局同じなんですよね。どっちでもあると思うんです。そして、このマップをつくるときに集めたデータ、もしくは先ほどおっしゃられた今まで寒河江市内の飲食店だったりいろんなところの印刷物をつくっているもので、そういうものの情報というのはもう市にもあると思うんですが、これはいろんなところにやっぱり応用できると思うんですよね。1つの課で予算をつけてつくったものをほかの課で使うということは、行政としては余りやらないことでありますが、民間の会社だったら当たり前のことでありますので、縦割りではない全庁横断型の組織で取り組んでほしいと、私は常々言っていますが、こういうことでもあります。

続きまして、人口流出の問題についてです。

今度は、お父さん、お母さんになる方をふやすための話であります。前回の一般質問でもこれに触れましたけれども、今回はもっと若い子供たちや学生たちを対象とした話をさせていただきたいと思っております。

寒河江市の統計2014を見ますと、社会動態ではマイナス100名、つまり転入より転出が100名多いことがわかります。多分、十八、九歳といった大学入学時あるいは20代前半の就職のときに寒河江を離れる方が多いのではないかと推測しております。

行きたい大学が地元にはないとか学力的なものなどもあると思いますので、進学時に地元を離れるのはある程度しょうがないことだと思います。しかし、就職の際あるいはそれ以降の人生の区切りのときに地元に戻ってくるかどうかは、寒河江ってすてきだな、寒河江に戻りたいなと思う心が醸成されているかどうかだと思います。例えば、高松小学校では以前行ったICT活用の事業で、自分たちで慈恩寺のポスターのキャッチコピーをつくってみようという取り組みがありました。また、ことし陵東中学校の修学旅行で東京を訪れた際、自分たちが調べてつくった寒河江の観光チラシを都内で配りました。私は、こういう取り組みは物すごく重要だと思います。自分たちが調べたすばらしいふるさとの情報を人に話したり、PRすることによって、そう、寒河江ってこんなにすばらしかったん

だなど自分に言い聞かせる効果もあると思います。

今お話しした2つのことは、例えば高松小学校であればICT活用、あるいは陵東中の場合は DESTINATION キャンペーンが重なっているからということ、もしかしたらたまたまその年はやったという取り組みだったかもしれません。しかし、そうではなく年度によって変わるような一過性のものではなくて、恒常的な学習の一つとして地元のすばらしさを学び、そして発信するというカリキュラムを小中学校で取り組んでいただきたいと思うのですが、これについて教育委員会委員長の見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 後藤議員からは、地元のすばらしさを学び発信する取り組みということについてのお尋ねがありました。お答えをしたいと思います。

現在、私どもは寒河江市の教育振興計画に掲げます5つの柱の施策を推進すべく取り組んでおります。その施策の中に、1つは「郷土を愛し、次代を担う意欲ある人づくり」、もう一つ「歴史と文化を活かし、新たな文化を育む人づくり」というものがございます。これらを受けまして、各学校におきましてもさまざまな学習活動を工夫しカリキュラムに取り組んで、地元のすばらしさに触れる学習を展開しているところであります。

具体的には、各学校の総合的な学習の時間、個々におきまして行われているわけでありましてけれども、その学年ごとの探求活動のテーマを見てみますと、どの学校においても地域の自然や歴史、特産物を素材としたものが掲げられております。例えばですけれども、さくらんぼや谷沢梅、寒河江川のサケや慈恩寺のホタル、あるいは各それぞれの学校におきます地域内の歴史などが取り上げられております。そして、その魅力、すばらしさというものも感じ、子供たちなりの思いや願いというものを実現しようとする学びが展開されておるところであります。

ちなみに小学校3、4年の社会科におきましては、教育委員会で発行しております「私たちの寒河江市」という副読本、これをほぼ年間を通じて活用して学習を行っております。さらには、小学校5年の社会科の時間におきまして、「寒河江の農業」という副読本を用いております。それらによって地元をよく知るといふような学習活動が行われているわけでありまして。ただいま申しあげたのはこういう本でございまして、私から言うのもなんですけれども、よくまとめられた、簡にして要を得たものであるのではないかというふうに思っているところであります。

これらの学習におきましては、この学んだことを単に知識としてではなくて、相手意識といふようなものを持ちながら、学んだものを何らかの形にまとめて表現する、それから発信する、あるいは発表するということまで視野に入れて進められております。これらによって、子供たちの学習の意欲を高め、動機づけ、効果を高めているというふうに認識しております。

そのような意味で、議員からありましたような高松小の取り組みあるいは陵東中の実践といふようなものは、大変すばらしいものといふふうに考えているところであります。両校以外にも、いずれの学校と言ってもよろしいかと思いますが、それぞれの学校でよく工夫した特色ある学習活動、実践が展開されているという現状にあります。このような学校での学習を経て、地元、地域あるいは寒河江市に対して子供たちはさまざまな思いや願いといふようなものを抱くようになっております。今後とも、学校では地域の人や自然、歴史や特産物をテーマにしたり学習素材にするといふようなことで、カリキュラムを工夫しながら、このような学習活動の充実に一層努めてまいりたいといふふうに考え

ております。

○**鴨田俊廣議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** ありがとうございます。

非常に、やっぱり知識だけではなくて、発表したり表現するというのが非常に大事だと思います。私もいろんな講演会とかセミナーに行かせていただくんですが、なかなかそこを座学とかで聞いただけではすぐもう3日後ぐらいには忘れてしまうんですよね。それをやっぱり自分の口から表現する、もしくは書いて表現するという、体を使うことによって、ただ単に知識ではなくて知恵に変わる、そして自分たちの思いに変わっていくというところがあると思いますので、ぜひ入れるだけではなくてアウトプット、表現する、発信するというところまでぜひ取り組んでいただければと思います。

寒河江って、今いろいろ教えていただいたとおり、自然とか農産物とか歴史に触れることがあって、そういったものを子供たちに教えていただいているということなんですが、寒河江っていいなと思える心がそれによって醸成されれば寒河江に帰ってくるかということ、そう簡単ではないようです。

私もよくお話しさせていただくんですけども、東北公益大の平尾教授がこのようなアンケート結果を発表しております。かなりショッキングな内容なんですけれども、南東北に住む中高生800人にアンケートを行ったところ、地元が好きだという子供は80%以上、地元のために何かをしたいと思っている子供は70%以上、しかし大人になって地元には住んでいないなと思っている子供は約60%。地元は好きだし何かしたいと思っているのに、自分が大人になったときに地元にいることが思い描けない子供が半数以上いるという結果です。平尾教授の分析によると、子供たちと接する大人の態度や子供たちが経験する地元での活動が、将来像に影響を与えているようだということでした。これらの問題は、地域の大人の背中を見せる、話す、何かを一緒に取り組むなどを行うと解決できるのではないかと思います。

2010年に地域づくり総務大臣表彰を受賞した江戸川区では、学童保育の常識を覆した取り組みを行っております。江戸川区では、希望者は年齢や人数の制限なく全て受け入れ、学校を丸ごと開放しているために子供の7割弱が学童保育であるすくすくスクールに登録。講師役は地域住民で、勉強から趣味まで得意な分野を幅広く子供たちに教えているそうです。また、中学生になれば、他市よりも長い1週間の職場体験でしっかりと仕事、そしてそこで働く大人を学ぶ取り組みなどを行っているようです。

例えば、自分の将来像が少し見えてきて職業が認識できるようになってくる高校生を対象として、地域の大人と話をするという取り組みを行っている団体や自治体もあります。進路の相談だけではなく、将来、寒河江で働いている自分を思い描くためのきっかけにもなると思うのですが、こういった取り組みを寒河江市でも行ってみたいと思いますが、見解を伺いたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 渡邊教育委員長。

○**渡邊満夫教育委員長** 地元の仕事といますか、それにかかわる大人を知る取り組みについてというふうなお尋ねがありましたので、お答えをしたいと思います。

まずは、現実にはどのような教育といますか、学校において行われているかということからお答えをいたしたいというふうに思います。

まず、小学校ですけれども、総合的な学習の時間、それから生活科、社会科、その見学などにおい

て地元の商工業や身近な商店を見学したり、質問したりするというような活動を行っております。また、中学校では、代表的なものを挙げますと、まず1年生のときには地元企業を初めとするさまざまな職種、さまざまな方から職業についてのお話をお聞きする職業講話といったこと、2年生のときには実際に職場を訪問する、いわゆる職場体験というふうなものを行っておるところであります。このように、地元の仕事を知ったり体験したりする場や、そこに働いている人々とのかかわる機会は各学校にカリキュラムとして組み込んで、学習活動を行っているわけです。

幸い、本市には農業、商工業を初めといたしましてあらゆる産業分野と言ってもよろしいかと思いますが、他に誇るべきすばらしいすぐれた集積がございます。学校の場合におきましても、これを生かした現在の取り組みをより質的にも内容的にも高めたものというふうにしていくよう目指したいというふうに思っています。

また、議員からは地域の大人の背中を見せる、話す、何かを一緒に取り組むということはとても大切だと。私もそう思います。市内には、伝統芸能がたくさんございます。その継承のため、保存会の人たちが子供たちに教え、披露する場を設けております。実際に、その伝統芸能を小学校時代に習い、社会人になって保存会の一員として活躍しているという人もたくさんございます。

また、先月22日に開催しましたさがえっこ育みフォーラムで弁論していた子供の例を挙げさせてもまいりますと、陵南中学校の生徒ですが、小学校時代の子供みこしの楽しさから、中学生になって大人の本みこしへの参加を決意し、寒河江のみこしという誇るべき文化を守りながら、この寒河江市で自分の力を精いっぱい生かしていきたいという決意を熱く語っておりました。これらのどちらの例も地区の大人がかかわり、一緒に活動する中で精神的なことも語りかけているからこそ、子供が地区に対する思いや願いを持つものだというふうに思います。このように、地区に対する思い、願いを持てる子供を育てるためにも、現在私どもが取り組んでおりますさがえっこ育みアクションプランの推進をより一層進めていきたいというふうに考えております。

今後とも、議員の質問の冒頭の部分で言及されておりましたような現状認識といえますか課題意識、危機感というものも私どもも共有しながら、学校と家庭、地域が連携し、社会全体で子供を育むということをより一層強化すべく、教育行政、教育活動に努力してまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。大人になって、例えば卒業してから寒河江に帰ってこいと言われても、余りその思いがないとやっぱり帰ってくるという人も少ないと思いますので、そういう意味では小さいころからいろんな教育などをして、寒河江に思いを持ってもらえる方を育てていくことをぜひ行っていただきたいと思います。

それでは、続きまして通告番号8番、慈恩寺の今後の取り組みについてです。

定例会初日の行政報告でも市長おっしゃっていましたが、慈恩寺の国史跡指定が決定いたしました。国史跡指定に当たりましては、当局はもとより地域住民の方や本山慈恩寺、寒河江市慈恩寺「悠久の魅力」向上基本計画検討委員会の皆様を初め、御尽力いただいた関係者の方々に感謝を申し上げます。

しかしながら、国史跡指定はゴールではなく、スタートです。これも行政報告で市長がおっしゃっていましたが、今後は保存管理計画や整備計画等を策定し、史跡の保存、活用を図っていくとともに

に、国史跡指定を契機としてこれまで以上ににぎわいを創出し、寒河江の魅力を市内外に発信して、観光や地域振興につなげてまいりたいと考えておりますとおっしゃっていただきました。

詳しくその計画とかは、この寒河江市慈恩寺「悠久の魅力」向上基本計画に記載されているとおりでとは思いますが、市民から国史跡指定になってどう変わったのか、これからどう変わっていくのかという声を聞く機会も多いので、慈恩寺の今後の取り組みについて質問をさせていただきたいと思えます。

まずは、その組織についてです。計画の推進に当たっては、スピード感を持って進めていくことが肝要です。そのために、中心となる組織が必要です。どんな組織体で計画をどのように進めていくのか、市長の考えをお聞かせください。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今後の計画推進に当たっての組織づくりはどうかということですが、市政の報告でも申しあげましたけれども、10月6日の官報告示によりまして「慈恩寺旧境内」の名称で、県内26番目の国史跡指定というふうに相りました。きょうも慈恩寺の方いっぱいいらっしゃるようですが、関係各位のこれまでの大変な御尽力に心から感謝、御礼を申しあげたいというふうに思えます。

今回の国史跡指定につきましては、慈恩寺のみならず寒河江市の活性化に向けた大きな一歩であるというふうに思えますし、またそれと同時に国の史跡を管理していくという新たに大きな責任を担っていかねばならないという意味で、心を新たにしているところであります。

今後の慈恩寺一帯の整備に当たっては、国史跡の区域のみならず、その周辺部もあわせて推進をしていくというふうになっていくわけでありまして。国史跡の指定区域、約45ヘクタールあるわけでありまして、この区域については国において義務づけられております国史跡慈恩寺旧境内保存管理計画というものを平成28年度をめどに策定して、境内の環境整備など史跡としての保存と活用に向けた事業に鋭意取り組んでいく予定にしているところであります。

計画の策定に当たりましては、来年度の早い時期に保存管理計画策定委員会を設置する予定であります。歴史関係の有識者及び地質や植生の専門家、さらには地元代表者の皆さんなどを構成メンバーとして考えているところであります。

また、区域の外回りの周辺整備については、先ほどありましたとおり、ことし3月策定の慈恩寺「悠久の魅力」向上基本計画に基づいて事業を推進していくということになっているわけでありまして。今年度は、山形デスティネーションキャンペーン、それから秘仏の御開帳などがありました。そういった関係もあって、駐車場の環境整備、それからまち歩きマップの作成、さらにはレンタサイクルの整備、ボランティアガイドの育成、活性化センターの活用などに鋭意取り組ませていただいたところであります。

今後、ガイダンス施設さらには休憩施設の整備、トイレの改修などさらなる環境整備を推進していくということになるわけでありまして、その推進体制については年明け早々にも組織を設立していく予定でありまして、現在地元の関係者の皆さんと調整を進めているところでございます。

メンバー構成につきましては、今回おもてなしなどで大変事業推進に御協力をいただきました地元の皆さんを初め、「悠久の魅力」基本計画策定委員会の皆さん、それから国史跡指定に御協力をいただいた関係団体の皆さんの中から委員のお願いをしていきたいというふうに考えているところであります。

ます。

○鴨田俊廣議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

大きく分けると2つ、史跡の区域内と外と2つの施設で、内のほうに関しては来年度の早い時期にいろんなメンバーの方々と。区域外に関しては、この基本計画等をまとめるときとか地元の方とかを中心として年明け早々というふうなお話でありました。ぜひ、動きを早くしていただければと思いますので、そのように進めていただきたいと思います。

ちょっと国史跡指定までいろいろ取り組みが見えておりましたが、ことしはその国史跡指定を受けて非常にデリケートな時期であったために、取り組みがとまったかのように思われた方、すごくもどかしく思われた方も多数いらっしゃったようです。そのイメージを払拭するため、また国史跡指定になってからこう変わるんだと、市民の認識を新たにするため、そしてここから慈恩寺をどんどんメジャーにしていくためには、かなりの力わざが必要だと思いますし、来年度以降スピード感ある取り組みが必要ではないかと思っております。

そこでお尋ねしたいのですが、先ほど市長からもありましたが、ちょっと事細かに聞く時間ありませんので、例えば第2駐車場の水洗化されていないトイレとか、慈恩寺にたどり着くにはちょっと難しいんじゃないかと思われるような看板とか、あとデスティネーション期間中は土日祝日のみ設置されていた交流センター前のいっぷく庵とかの通年営業とか、こういった今々訪れる方、観光振興に直結する事業は至急解決しなければいけない課題だと思いますので、これらについて、取り組みについて市長に考えを伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘の3点についてお答えをしたいと思います。まず第2駐車場のトイレ整備についてであります。今後の観光集客を考えていきますと何としてもトイレの整備が求められるということですので、これは早い時期に対応をしていきたいというふうに思っているところであります。

また、誘導案内看板については、現時点で全体で14カ所程度の整備を計画しているところであります。今年度、いろんなことを整備させていただきました6カ所の整備が終わっているところであります。しかしながら、まだまだ観光施設への誘導という点からすれば、御指摘のとおり不十分でありますので、これは早急に整備を進めていきたいというふうに思っているところであります。

また、土産物販売、休憩所を兼ねたいっぷく庵についても御質問がありましたが、ことしは、先ほども申しあげましたけれども、本当に地元の皆さんから営業していただいて大変好評でありました。来年度の対応について、地元の皆さんのほうでもお話し合いをされているというふうに伺っているところであります。通年開催ということになりますと、冬期間の問題とか平日と土日祭日との入り込み客数の乖離などがあるなどという課題もあるようでありますので、今後ともいろいろ御検討していかれるというふうに聞いているところであります。その結果を待ちたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

いろんな事業のほうで、この寒河江市慈恩寺「悠久の魅力」向上基本計画には載っております。先ほどの話の中での境内、区域内と外ということで話の進め方も大分変わってくると、文化庁が絡んで

いる案件でありますので、ということはあるんですが、結局はそれらのことは来ていただく観光客の方には関係のない話でありますので、自分たちのこともあるんですが、やっぱり私たちが例えばほかの観光地に行ったらまず真っ先に何をするのかということを考えていただいて、それらのことをどんどん前倒して準備していただければと思います。

例えば、この中に載っているやつですと、観光売店の支援というのも項目がありますが、ちょっと見ると31年になって整備とか書いてありまして、やっぱり観光地に行ったら一番最初に観光売店に行くよなということを見ると、これは区域内の中なのでなかなか進めることがすぐにはできない、あとはもう地元の方とか、じゃあ誰が運営するのかいろいろあると思うのですぐすぐはいかないと思いますが、やはりこういったものをできるだけ早目に、そして全体的に前倒しに整備をしていただければと思います。

この慈恩寺の取り組みは、周辺とかあとは興味のある方だけではできないものでありまして、寒河江市全体で守り立てていかなければならないものだと思います。先ほど教育委員会委員長のほうからお話ありましたが、その副読本の中で慈恩寺が掲載されているそうですが、こちらの部分のボリュームをアップしてもらおうですか、あとことしは国史跡指定効果で応募数が倍増したと聞いておりますが、慈恩寺のスケッチコンクールというような形で子供たちにまず触れる機会を多くしていただきたいというのがありますし、そしてすぐすぐに慈恩寺の知名度と魅力を広げる取り組みとしては、例えば市内の企業さんに慈恩寺の写真データを渡して、名刺とか封筒などの印刷物、もしくはホームページのウェブサイトにて地元にはこういうのがあるというふうに慈恩寺を掲載していただくなどをお願いして、外に慈恩寺をPRしながら中に住んでいる市民の方に慈恩寺をもっと近く感じてもらうという必要もあるのではないかと思います、こういった取り組みはいかがでしょうか。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 慈恩寺の魅力を市内市外に発信していく場合に、関係者だけあるいは行政だけということではなくて、おっしゃるとおり寒河江市民全体でそういう認識を共有しながら情報も発信していくということは、大変これから大事になってくるのではないかとこのように思います。そういった意味で、我々が、行政ができることはあらゆる手だてを講じて取り組んでいくということが必要であります。

まず、簡単にできることは、我々が使っている名刺などは今まではさくらんぼ中心でありましたが、慈恩寺の名刺をつくってそれをPRに使っていくなどということも必要でありましょうし、そういう意味でいろんな形で市民の皆さんからも認識をしていただくということが大変大事だろうというふうに思います。

いろいろこれまでも慈恩寺Time sなどもいろんな形で取り組んできているわけではありますが、さらに一層充実をしていかなきゃならないというふうに思います。そういう意味で、市内の企業による写真データを活用したPR、協力などについても、もちろん本山慈恩寺、地元の関係団体とも連携をしながら機会を捉えて各企業のほうに要請をしていければというふうに思っているところであります。

○**鴨田俊廣議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** ありがとうございます。

私が思うように今はお話しさせてはいただいたんですが、やっぱり写真となったら、じゃあどの写真が使えるのかとか、もちろん慈恩寺さん方の建物的なものも、あともしくは中的なものもあると思

うんですが、どの写真が使えるとかいろいろあると思いますので、そういったところはうまく連携をしていただきながら、こういったものを進めていただければと思います。

例えば、チェリンとかは申請すれば誰でも無料で使えるということなんですが、申請すれば使えますよではなくて、企業と行政のやりとりって私、何かあると思うんですけども、その中でぜひ慈恩寺を使ってほしいと。申請すれば無料ですよではなくて、もうこれを使ってほしいというふうに一歩踏み込むことで、もう行政側のやる気も企業の皆さんが感じることはできるのではないかと思いますし、市民の皆さんも、おお、そこまで今頑張っているんだ、力を入れているんだというふうに感じるとと思いますので、ぜひこういったことは検討していただきたいと思います。

事細かにいろいろ質問したいことはたくさんあるんですが、与えられた時間のほうが間もなくなくなってしまふのでまとめさせていただきたいと思うんですが、結局先ほど前に質問をさせていただきました人口流出対策の子供たちに行う教育にしても、今申しあげた慈恩寺の観光振興にしても、事業内容としては今住んでいる寒河江市のよさを寒河江市民に感じてもらうということだと思います。

ゆるキャラで一番有名なくまモンがいますが、そのくまモンの生みの親であります小山薫堂さんもおっしゃっておりますが、観光というのは何も厚塗りの化粧をすることじゃないと。住民が人を呼ぶことに一生懸命になるよりも、まずは住民がここに暮らしていることを味わい、楽しみ、幸せだと感じる事ができれば、呼ばずとも誰もが行きたい土地になる。それが住民の豊かさにつながると言っております。これが、結局は観光客の誘客であったり、今寒河江市で力を入れておりますが、シティープロモーションにもつながっていくことだと思いますので、ぜひこういったことを全庁を挙げて取り組んでいただければと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

散 会 午後2時00分

○鴨田俊廣議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

平成26年12月5日（金曜日）第4回定例会

○出席議員（17名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
14番	内藤明	議員	15番	高橋勝文	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	木村寿太郎	議員			

○欠席議員（1名）

13番	佐藤良一	議員
-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会会長	奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長
月光龍弘	政策推進課長	宮川徹	財政課長
松田幸彦	税務課長	小林友子	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	森谷孝義	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	秋場礼子	商工振興課長
原田真司	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	軽部賢悦	病院医務主管
荒木利見	教育長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
安達晃一	監査委員 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	渡邊拓也	総務係長

議事日程第3号 第4回定例会
平成26年12月5日(金) 午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 一般質問
" 2 議第71号 平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)
" 3 議案説明
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、13番佐藤良一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

内藤議会運営委員長。

[内藤 明議会運営委員長 登壇]

○内藤 明議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、一昨日、本会議終了後に議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

本日追加されます議案は、議第71号平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)であります。

追加議案の取り扱いについては、日程第2で議案上程、日程第3で市長の議案説明を受け、散会することといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○鴨田俊廣議長 お諮りいたします。

本日の会議は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一 般 質 問

○鴨田俊廣議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

平成26年12月5日（金）

（第4回定例会）

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
9	学校教育について	(1) 県や国が進めてきた少人数学級（35人以下学級）の教育効果について (2) 山形県が進めている併設型中高一貫教育校の概要について	14番 内藤 明	教育委員長
10	ごみ問題について	(1) 一般廃棄物処理の現状と改善策について	16番 川越 孝男	市長
11	市政執行上の現状と課題及び改善策について	(1) 病院前の道路整備について (2) 災害復旧工事について		市長
12	乳幼児への歯科フッ素塗布について	(1) 劇薬に指定されているフッ素（フッ化ナトリウム）塗布の見直しについて		市長
13	土砂災害について	11月中旬に今夏の広島市の土砂災害を受けて、改正土砂災害防止法が制定された。施行されるのは2カ月後だが、以下2点について伺う。 (1) 本市内の地区名と箇所数 (2) 説明会の内容と対策	11番 荒木 春吉	市長
14	「大人のひきこもり」について	県は今春、全民生・児童委員2,426人に対し同協議会を通じ、アンケート配布・回収する方法で、いわゆる「大人のひきこもり」の調査をした。「いる」と答えた同委員は937人で、該当者総数は1,607人だった。 (1) 市内の委員割合と該当者総数 (2) 考えられる傾向と対策		市長
15	学習状況調査について	10月21日（火）に教育委員会は「平成26年度全国学力・学習状況調査に係る本		教育委員長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		市全体の状況と考察」の報告をした。その中の「2「学習状況調査」の結果から」について伺う。 (1) 校長会で発表した内容 (2) 重点的対策		

内藤 明議員の質問

○鴨田俊廣議長 質問番号9番について、14番内藤 明議員。

○内藤 明議員 おはようございます。

通告番号の9番、学校教育について教育委員会委員長にお尋ねをいたします。

初めに、県や国が進めてきた少人数学級（35人以下学級）の教育効果について伺いたいと思います。

さて、山形県は教育山形「さんさん」プランとして少人数学級を実施し、その後、国においても義務教育標準法の改正によって、小学校1学年が35人以下学級となり、基礎定数化が図られてきました。

こうした取り組みについて、本議会におけるさきの9月定例会に提出された少人数学級の推進及び義務教育の国庫負担制度の改善を求める意見書提出に関する請願の中では、実施前に比べ学力の向上や不登校児童の減少、欠席率の低下が見られ、子供や保護者からも好感触で受け入れられ、クラスの学級規模を引き下げたことによる一人一人の子供に丁寧な対応を行うことができたことによる成果として、教育的な効果を具体的に記しております。

私も保護者を初め、多くの教職員の皆さんから機会あるごとに同じような意見を伺っておりますので同じような考えを持っておりますが、改めて教育委員会の見解を伺っておきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 おはようございます。

内藤議員から学校教育について、特に県や国が進めてきた少人数学級の教育効果についてのお尋ねがありましたのでお答えを申しあげたいと思います。

議員からもありましたように、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、通常「義務標準法」というふうに称していますが、現在、小学校1年生は35人、その他の学年は40人が学級定数となっております。

本県では、平成14年から教育山形「さんさん」プランを小学校1、2、3年生からスタートさせまして、その後、順次対象学年を拡充、平成23年度には中学校3年生まで全面実施をしております。

また、特別支援学級の基準も国では8人ですが、本県は今年度から独自に6人に引き下げた学級編制を導入いたしました。

このような少人数学級編制を導入したことにより次のような評価が認められております。

まず、一人一人の理解度や興味、関心を踏まえたきめ細かな学習指導が可能となり、発言や発表の機会もふえて授業参加がより積極的になるなどして学力の向上に結びついている。

2つ目に、子供たちが抱える生徒指導上の課題に即した個別指導の充実が図られ、教員と児童・生

徒の関係がより緊密化したりするため、長期欠席率が低下したり、暴力行為なども少なくなっているという状況になっているという2点が成果として掲げられております。

このような成果を踏まえまして、県教育委員会では、「さんさん」プランを本県教育の基盤であるとして次年度以降も継続していくとしております。

本市では、本年度、小学校、中学校5校、延べ14の学年が「さんさん」プランの適用を受け33人以下の学級編制となっております。簡単に申しあげれば、14学級が「さんさん」プランの恩恵を受けているということになろうかと思えます。

また、特別支援学級のうち、1学級は8名であるため、この「さんさん」プランにより4名ずつの2学級編制というふうにすることができております。

これらの適用を受けた学校からは、一人一人の児童・生徒の実態に応じたきめ細かな教育が可能となる少人数教育のよさというものが指摘されているところであります。

このような実態を踏まえまして、本市教育委員会といたしましても、今後とも少人数学級編制のこのよさをより一層生かした指導の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

○**鴨田俊廣議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** ただいま委員長からは、少人数学級のよい点についていろいろお伺いいたしまして、今後もそれを続けていきたいというお話であったというふうに思いますが、ところで、さきにごうした少人数学級等に対して財務省は、公表した指導によると、教職員の給与が高いということで教員数の合理化が必要というふうに指摘され、具体策として35人学級を40人に戻すなどの例示をしたわけでありまして、このうち、小学校1学年の学級人数を35人に引き下げたことについて、その後もいじめや暴力が増加し、効果が認められないとしておることは御承知のとおりであります。

このいじめの認知数は、学校やまた社会全体のそれを見逃さないというふうな取り組みがあって、そうしたいじめの数といえますか、暴力の数といえますか、そういうふうなものが当面上がってくるというのは、むしろそれは当然のことであって、それは効果があったというふうに私は見るべきであるというふうに思えます。こうした一面的な財政的なものだけを見て、そうした視点からだけを見て教育的な質を考慮しないような考え方、つまり木を見て森を見ないようなものだというふうに言わざるを得ないというふうに思いますが、こうした財務省の考え方について、改めて財務省が指摘したことについて教育委員会の見解を伺いたいと思えます。

○**鴨田俊廣議長** 渡邊教育委員長。

○**渡邊満夫教育委員長** 御指摘のように、財務省サイドといえますか、10月27日に財政制度等審議会の財政制度分科会というのが開かれておりますけれども、その席上においても、平成23年の義務標準法の改正後も小学校における問題発生件数に占める小学校1年生の割合は、ほとんど変わっておらず、むしろいじめや暴力行為は少し増加している、あるいは小学校1年生の学級編制が40人から35人に下げられたが、いわゆる小1プロブレムは解消しておらず、明確な効果は見られない。議員御指摘のように、厳しい財政状況を踏まえれば、学級編制の標準は40人に戻すべきというような説明がなされているということは、私どもも承知しているところであります。これまでの少人数教育や指導力向上の取り組みとその成果を踏まえて、きめ細かな指導体制の整備を図っていくということは、大変重要なことだというふうに私ども、認識しております。

県の教育委員会のほうでも教育山形「さんさん」プランを推進中でありまして、本市教育委員会と

しましても、この少人数学級編制のよさを生かしてまいりたいというふうに考えておるところであります。こういう面において、国においてもこれまで同様、少人数教育や指導力向上の取り組みを推進していただきたいものというふうに考えているところであります。

そういう意味で、財務省の説明といいますか、サイドからの考え方については、内藤議員おっしゃられるような、単に効率性、あるいは財源の問題からのみ論じられるべきものではないというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 私も、現場の教職員の皆さんといろいろお話しする機会があるわけでありましたが、教育委員会のほうでも同じような考え方だと私も一安心するところでありますが、やっぱりこうした動きに対していろんなところから意見を申しあげていかなきゃならないというふうに思っているところでありますが、さきに議会ではこうした意見書を求める請願が出されまして、国や関係機関に既に全会一致で採択されて意見書として提出をしているわけでありましたが、私は、こうした地方議会だけでなくしていろんなところからこうした運動を進めていくべきだろうなというふうに考えております。

そういうことで、学校教育に関しては、つまり学校関係者、教育関係者、あるいは教育委員会等が一番やっぱり学校の子供たちに接する機会が多いわけでありますから、そういうところの意見が非常に大きく反映されるんじゃないのかなというふうに思っておりますので、教育委員会としては、こういうふうな動きに対して何か対応策としてできることはないのかなというふうに私、思っているんですが、何かあれば、ぜひ教えていただきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 教育委員会サイドといいますか、私ども教育委員会としましても、1つは、県単位で山形県市町村教育委員会協議会というふうなものも設置・組織しているわけでありますけれども、私ども単独で物を言うよりは、議員おっしゃられるように、こういう組織を生かした要望活動というものが大事だろうというふうに思います。そういう意味で、11月17日に県の教育長、それから県の議会議長宛てに、それから翌18日になりますけれども内閣総理大臣、衆・参議院議長、文部科学省大臣、総務大臣、財務大臣、あとは県選出の国会議員に対しまして、平成27年度文教施策と予算要望に関する要望書というふうなものを提出しております。その中で少人数学級編制についても、先ほど述べたような趣旨で要望をいたしておるところであります。

このようなことで確かに組織立って、あるいは連携してこういう要望活動というのは大事だというふうに思いますので、こういう他の関係機関、関係団体とも連携をとりながら要望活動なり、私ども主張を訴えていきたいものだというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 軌を一にした、こうした動きをしていただいているということで、大変ありがたいことだなというふうに思っているわけでありますけれども、ぜひこうした動きについて全国的な動きにしていきたいと思っておるところでございます。

差し当たっては、県内の教育委員会協議会というふうにおっしゃいましたか、そこでというふうなことでありますが、全国的な動きにこれになっていけば、さらなる少人数学級の推進につながるというふうに思いますので、ひとつさらに強力に進めていくようお願いしたいというふうに思っておるところであります。

次に、山形県が進めている併設型の中高一貫教育校の概要についてお尋ねをしたいというふうに思います。

県の教育委員会は、平成24年3月に示した仮称県立東根中高一貫校の教育基本計画の中で中高一貫教育について触れ、6年間の計画的・継続的な教育活動により、生徒一人一人の個性と能力を伸ばし大学進学等の真の目標を達成した上で、将来は魅力あるリーダーとして社会のさまざまな分野で活躍し、未来の山形県、日本、そして、世界を支える人間を育成することが期待されるとして、県内初の併設型中高一貫教育校の準備作業を進めてまいりました。

そして、今回具体化したものとして平成28年4月に開校する県内初めての県立中学校と県立高等学校を併設した中高一貫教育校である仮称山形県立東桜学館中学校、山形県立東桜学館高等学校を東根市に設置するとし、県内において説明会が行われております。去る11月10日には本市において西村山地区を対象とした説明会が行われておりますので、まずその概要についてお尋ねをいたします。

○**鴨田俊廣議長** 渡邊教育委員長。

○**渡邊満夫教育委員長** 議員から、併設型の中高一貫教育校・東桜学館についてのお尋ねがありましたので、お答えを申しあげたいと思います。

質問の中にもありましたように、今回平成28年4月に東根に開校する東桜学館、これは県内初の併設型中高一貫教育校ということになります。この東桜学館についての概要ということですので、御説明を申しあげたいと思いますが、次のような点はその特色として示されております。

まず、設置の趣旨といいますか、狙いは、6年間の計画的・継続的な教育活動により、生徒一人一人の個性と能力を伸ばし、大学進学等の進路目標を達成した上で、将来は魅力あるリーダーとして社会のさまざまな分野で活躍し、未来の山形県、日本、そして、世界を支える人間を育成すること。

2番目に、中学校及び高等学校の教員が共同で学習活動や進路指導等のあり方を研究し、その成果を発信することにより本県の教育実践を牽引するというようなことを期待するものとなっております。

そして、その基本理念として高い志、創造的知性、豊かな人間性、この3点、3つを掲げているところであります。

また、一般の中学校や高校と異なる主な特色として次の点が挙げられております。

まず、中学校でも55分授業を実施したり、高校入試がない時間的余裕を活用し学力や個性、創造性を伸ばす。中学3年時に英語を体験的に学べる海外研修旅行を実施する。東桜学館中学校の生徒については、東桜学館高校への入学選抜は行わない。内進生として入学の意思を確認して進学させる。高校の1年時は200名を6学級の少人数学級に編制してきめ細かく指導する。それに、志望大学や習熟度に応じて科目を選択できるカリキュラムを導入するという極めて先駆的なといいますか、試みを取り入れようということが示されております。

概要としては以上のことを申しあげたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** こうした中高一貫教育校の設置目的については、私も見せてもらいましたのでそこに書いてあるとおりのことを見れば、今、委員長が申されましたとおり、基本理念のところを見ますと、高い志、創造的知性、豊かな人間性などと、こういうふうなことをうたわれているわけでありまして、けれども、こうした教育目標というのは、どこの中学校やどこの高校でもあるわけでありまして、そんなに大差はないというふうに思うんですね。

私は、さきに担当者から研修会等でこうしたことをいろいろ伺ってきたわけでありまして、本質的な設置目的がいま一つよくわからないんですね。この前、説明をされたのは、もちろん、主催が県の教育委員会でありまして、後援として寒河江市教育委員会も名前が出ておりますので、設置目的がきちっとしたわかるような形でもし教えていただければというふうに思います。

○**鴨田俊廣議長** 渡邊教育委員長。

○**渡邊満夫教育委員長** 本質的な設置目的というお尋ねでありますけれども、それに直接答える前に、まずこの中高一貫校というふうなものの実施がどのようになされるかという意味で3つの実施形態というふうなものがあるわけですが、まずそこからお話しさせていただきたいというふうに思います。

1つは、中等教育学校であります。これは全く一つの学校として6年間、一体的に中高一貫教育を行う。6年間の課程は前期課程と後期課程に区分されるという、全く一つの学校として6年間というものであります。

それから、併設型中高一貫教育校、これが東桜学館が進めようとしているわけですが、これはただいまの中等教育学校より緩やかな設置形態というべきものでありまして、同一の設置者による中学校と高校を接続するというものであります。この併設型中学校の入学については学力検査を行わない。また、併設型高校においては、その自分のところのといいますか、併設型中学校から入学する生徒については、入学者の選抜は行わないというものであります。

それから、3番目に連携型中高一貫教育校、これは異なる設置者間における中学校と高校が教育課程の編成や教員、生徒間の交流などで連携を深める形で中高一貫教育を実施するという、今申しあげましたように、3つのパターンの一貫校があるわけですが、そのようないずれにも共通してまず言えることは、従来、これが本質的な趣旨、目的と言ってよろしいのかと思いますが、従来の中学校、高等学校の制度に加えまして生徒や保護者が6年間の一貫した教育課程や学習環境のもとで学ぶ機会を選択できるようにすると。それによって中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人一人の個性をより重視した教育を目指すということが本来的な設置目的といつてよろしいかと思えます。もう少し要約すれば、中等教育の多様化、あるいは複線化といつてもよろしいのでしょうか、それと保護者、生徒の選択の幅を広げるといふようなところに狙いがあるものというふうに理解しております。

今回はこの東桜学館は、本県がこれまで金山町と小国で導入してきました連携型に加えまして併設型の一貫校を設置しようとするものというふうに理解しているところであります。以上であります。

○**鴨田俊廣議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 連携型の学校とは、これは明らかに違うわけでありまして、この前、研修会に参加させていただいた最後、資料をいただきまして私もずっと見させていただきました。

その中で、やっぱり中学校3年間の授業時数等を見ると、数学では標準より97時間も多いんですね。それから、それを標準校と比較すると、25%多くなっているということでありまして。それから、高校の内容を約70時間先取りをするというふうなことも出ておりました。また、英語では33%、標準校より多く、そして、140時間になるそうでありまして。標準より140時間が多いということですね。つまりかなりの時間数をこれに費やすというふうに思うわけでありまして、高校で扱う3,000語を中学校3年間で学習する内容になるそうでありまして。

また、学習面においては、学習面の学校生活においては単位制を導入して教員を加配し、そうした活用をもって多くの学校設定科目を開設、そして、東京大学や医学部など難関大学にも対応できる教育課程を編成するというふうにしております。

さらに、これは口頭で申されておったのでありますけれども、福島県の例を出され、中高一貫教育校ということで会津学鳳高校というんですか、「学」に「鳳凰」の「鳳」を書いた学校ですが、この例を出されて、昨年だったというふうに思いますが、2名の東大の合格者を出したそうであります。現役の生徒の中からそういうふうな2名の東大の合格者を出したというお話でございました。これは福島県の教育関係者は非常に驚いたといえますか、喜ぶほうの驚きだというふうに思いますが、そういうふうな話がありました。以前は会津学鳳高校というのは女子高校であって、そうした東大等の合格なんて考えもしなかった学校だそうです。そういう点からして非常に教育レベルが上がったといえますか、教育関係者も非常に喜んだといえますか、ということでありましたけれども、私はそこにこの何か山形県の東桜学館というのが設置目的が透けて見えるような気がいたします。

といいますのは、こうした教育方針は、つまりこれまでもいろいろ議論されてまいりました。受験競争をあおるとか、さらにこうしたものに拍車をかけるんじゃないのかなと私は心配もあるわけでありまして、そういうことでもってさらに今のような世の中に弱肉強食の世の中を推進するようなことにつながらなければいいなというふうに思っているわけですが、また、そうした危惧の念を持つわけでありまして、そのことについて教育委員会はどのようなふうなお考えを持っているのか、お考えがあれば、お聞かせをいただきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 ただいま議員が御指摘になりました懸案ということにもなるんでしょうけれども、私どももまだこの学校は本県において初めてということもありまして、どのような形になるかというのが不明な面が多いわけですが、確かにこの案内なんか見ますと、東京大学、医学部なども難関大学に対応できるということを示しております。

先ほど申しあげましたように、中等教育に多様性をもたらして保護者、子供たちに選択の幅を与えるという意味では、この学校というのは意義があるんだろうと思っておりますけれども、私どももそれによって受験競争をあおったり、あるいは学校間格差をいわずらに高めるようなものではあってはならないというような懸念といえますか、そういうものもないような形での運用をということに思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 教育委員会の考え方は考え方として私も理解できますが、ぜひそうあってほしいなというふうに私も希望を申しあげたいというふうに思います。

そこで、さきの本市における説明会には、何か50名程度が参加されたというふうにお聞きをしていますが、本市からの参加者というのはどれくらいかわかりますか。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 端的にお答え申し上げますけれども、11月10日に寒河江市の中央公民館においてこの地域説明会というものが開催されておりますが、この場には54名の参加があったというふうにお聞きしているところであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 寒河江市内からの出席者というのはおわかりになりますか。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 申しわけありません。ちょっと把握しておりません。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 この東桜学館中学校・高等学校の設置について、東根市を中心とする隣接する市や町では教育委員会、もちろんどの学校もそうなのですが、教育委員会等では、その中高一貫校の設置によって生徒数が減じて、そこの学校に入ることによってその町や市の教育委員会が管轄する学校の生徒が減じて、従来の学校経営が困難になるんじゃないかというふうな心配が既に出ているそうであります。先ほど申しあげましたとおり、54名という参加、西村山からはこの説明会に参加をされたというお話ですが、本市からはこの東根市、つまり設置される場所が東根市役所のそばであるそうでありますからかなりの距離感がありますので、遠い距離ということもあって入学希望者が多いとはちょっと考えられませんけれども、そういう意味ではさほど影響がないのかなというふうに私も思っておりますけれども、そのことに関してどういうふうな御見解をお持ちなのか、ぜひお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 なかなか難しい質問でありますけれども、実際、先ほどの説明会の状況を見ますと、8カ所の説明会に合わせて822名というふうになっておりますけれども、大変な数の参加者があったわけですし、保護者や生徒、先生方にも大きな関心事であることが確かであるんだろうというふうに思います。

それで、この東桜学館のほうに生徒が行くことによって、例えば本市内の学校に影響を受けて学校経営が困難になるのではないかというような御質問でありますけれども、このことに関しまして、これまたまさしく不明なわけでありますけれども、教育委員会のほうではこの質問に対して次のように回答しているんですね。

ちょっとその回答を読み上げてみますけれども、全国的に見ると、かなり広い範囲から入学してくる傾向が見られる。ただ、逆に一般の公立中学校については、自己の希望や目標が具体化し、進路意識が明確になった時点で自分にふさわしい高校を選択できるといった利点もある。現在のあり方だと思いますけれども、特定の小学校から多数の入学者が出る可能性は低いだろうというようなことが説明会の席上、答えられているわけですが、ただ、先ほど申した説明会の会場においては、かなり参加者の数にばらつきと申しますか、大変な差があります。

そういうふうなことで本市のような場合、距離的に見て東根とのことでどのような位置づけになるかでありますけれども、今の回答を見ます限り、かなり広い範囲から入学してくる可能性があるというふうなことからいけば、本市の学校への影響、とりわけ御指摘のように、またこれ少子化の影響ということもありますので、それと連動して学級編制、学校経営上の問題というのが生じないとも限らない、あるいは当然、想定すべきだろうというふうに思っております。

したがって、私どもとしては、今後の動向を十分に注視してまいりますとともに、設置者であります県の教育委員会と情報を共有しながら、なお近隣の市町村の教育委員会との情報収集と申しますか、交換といったほうがいいんでしょうか、しながら対応を検討していかなくやならないなと思っております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ぜひそうした地域の動き等に敏感に反応していただいてよく捉えていただいて、適切に対応していただくようお願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

川越孝男議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号10番から12番までについて、16番川越孝男議員。

○川越孝男議員 私は通告している課題について市民の方より生活する中や企業活動を展開する中で起きている寒河江市政の問題点を指摘され、チェック機関である議会の議員として具体的に調査をして改善してほしいという声が寄せられました。それらを踏まえ、社民党市民連合の一員として順次質問をいたします。

通告番号10番、ごみ問題について、一般廃棄物処理の現状と改善策について伺います。

寒河江市では、家庭などから出される、いわゆる一般廃棄物の処理については、西村山広域行政事務組合で行っています。ごみの減量化と再資源化、リサイクルをするために11種類への分別の徹底と最終処分場への持ち込み量を最小限に抑えるために、粗大ごみ処理施設の建設やごみ焼却処理施設の更新などで多額の経費を要することから、この間、ごみの有料化など市民の協力を得て進められているわけであります。

現在の11種類への分別では、緑文字袋の燃やせるごみは焼却処理されています。青色と橙色文字袋の資源ごみ、これも6種類に分別されるわけですが、それぞれリサイクルに回されています。また、有害乾電池と有害蛍光管は専門処理業者に委託されています。残る赤文字袋の燃やせないごみと粗大ごみは、粗大ごみ処理施設の破砕機にかけられ、アルミ、鉄、不燃物、可燃物、プラスチックに自動的に5分類されます。そして、アルミと鉄はリサイクルに回され、可燃物とプラスチックはごみ焼却処理施設に回され焼却処理され、残る不燃物だけが最終処分場に埋立処分されることになっています。市民にはそのように説明されてきています。

ところが、実態はプラスチックが混同したものが最終処分場に埋め立てられているのであります。いつこの場で誰がどのような理由でそのように変更されたのか、全く不明であります。

先ほど申しあげた5分類というのはサンプルもクリーンセンターの入り口にあります。こういう形で不燃物は瀬戸物やガラスくずや、そういうふうなものが不燃物として出てくると。それを最終処分場に持って行って埋め立てをしているんだという形でサンプルも出ているんです。

ところが、実態はこういうものが埋め立てされているんです、こういうものが最終処分場に今現在、こういうものなんです。というふうな実態になっているわけであります。

現在埋め立てられている最終処分場は、底の部分は遮水シートが張られていません。土手の堤頭の部分だけは遮水シートありますけれども、現在埋め立てられている箇所は遮水シートがありません。したがって、土壌や水質の汚染などの心配があります。また、こういったことが住民に説明もされず、知らされていません。これでは住民不在です。構成自治体もどこまで承知しているかも不明であります。寒河江市でも所管課である市民生活課は、今回の私の指摘で初めて知ったように思われます。行政の対応として極めてまずいと思います。

そこで伺います。こういう現状について市長はどのように認識され、このようになった原因と改善

策について伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

川越議員からは、一般廃棄物の最終処分の現状について御質問がございました。御案内のとおり、寒河江市の一般廃棄物については、西村山広域行政組合で共同処理をされているわけであります。そうした前提でお答えをしたいというふうに思います。

そういった意味で、大平埋立処分地には現在、焼却残渣、破碎不適物、資源ごみに含まれないプラスチック類、不燃物を埋め立てているという状況にあるわけであります。現在の焼却施設の稼働が予定された当初は、粗大ごみ処理施設から出たプラスチック類は焼却する計画でございました。しかしながら、このプラスチック類にアルミニウムを初めとする金属類が多く混入しているという状況がありますので、そのまま焼却をすると水素爆発などの重大事故につながるおそれがあるということで、焼却には適さないという判断のもとに、当初稼働の段階から現在のような埋立処理を行っているのが現状でございます。

また、現在の埋立処分地の底部には遮水シートが張られておりませんが、処分地造成の認可を受けた昭和58年1月当時の基準では、底部にはかたい岩盤であるということから遮水シートの設置義務はございませんでした。そういったことではありますが、汚水については処理施設で適正に処理をして水質管理を実施した上で放流されております。その結果については、毎年県のほうに報告をし、特に問題はないという状況になっているところであります。

川越議員からは、この10月6日の西村山広域行政事務組合の第2回議会定例会のほうで、埋立処分をした残渣類に破碎されたガラス、瀬戸物類と混合して御質問の硬質プラスチックやビニール類と処理困難物が埋め立てされているということから、埋立物を再検証を行うべきという御意見があったわけでございます。

そうしたことを受けて広域行政組合のほうでは、改善策の一つとして燃やせないごみ袋などの袋類については、人的作業で袋を破ってできるだけビニール類を排除する前処理の検証を実施しているところでございます。また、小型廃家電リサイクルの取り組みを行うなどを検討しているというふうに聞いているところでございます。

また、住民の方々に対する周知の方法としては、これまでもクリーンセンターだよりなどを通していろいろな形で広報しているわけでありますが、今後とも適時・適切に情報を提供していく予定というふうに聞いているところでございます。

いずれにいたしましても、先ほどから申しあげておりますとおり、市の一般廃棄物、広域行政事務組合で共同処理を行っている事務でありますので、今後ともクリーンセンター並びに構成市町で情報を共有しながら住民にわかりやすく、そして、さらなる埋立量の減量化に向けて鋭意取り組んでいく所存でありますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 混同して処理されていること自体が問題だという問題意識を持つかどうかなんです。

最初はガラスとか瀬戸物とか、そういうふうなものだったんだと。ところが、実際、今の焼却処分場をつくったときからこのようにしていたんだと、今のようにこういうものを皆入れていたんだというふうな話なんです。しかし、こったなこと、誰も知らないですよ、そうでないと思っていますよ。

まず1つは、こういうものが皆、混同されている。これから赤色の袋だけでないですよ。今の市長の答弁だと、赤い袋だけ前作業で取りますということになる。それだけでないんです。まず、現状を見ていただきたい、現場。そして、それでよしとするのか、私はこれでよしとしないから改善策を求めているんです。そうしたときに、別な方法、いろいろ考えるべきだというふうに思います。

それで、今の5分別の中では、今はだめだと。例えばプラスチックでも中にアルミがくっついている今のさまざまな包装類があるわけですね。プラスチックはプラスチックだけ、アルミはアルミだけというのでなくてそういうふうなことがあると。あるいは、木片にもねじが打たれていたり、あるいはくぎがくっついたりすると、そいつを燃やすとだめだからとなると、木片も従来であれば可燃物と言われたものも皆、持っていつているんですね。

そういうふうなことからすれば、私は、1つは、今も粗大ごみ処理施設の分別処理機能というのは、当初はそういうふうに5分別なるといふふうに思われていたんだろーと思えますけれども、ごみの質が変わったというふうなことからすれば、そういうふうなことは改めて検討してみる必要があるんだと思えます。袋さえ取るといふと、このまま投げていふのは、私は絶対おかしいと思えます。だったら、この次のやつだって、シートも何も張らないで岩盤あってなんだったら、今つくっている2期の拡張の大平の処分場だって、そんなに金かけないで何ら問題ないのではないかというふうに逆論理的になります。

あと、農家の人は、廃ポリ、さくらんぼや何かのポリ、昔は畑の脇に置いていた。しかし、それは環境汚染になるということと今、皆、集めてお金を出して処分しているんです。そういうとき、これでいいなんていうことについてはおかしいと思えますので、改めてこの点については検証していただきたいということと、随時報告しますでなくて、こういうふうに変ったこと自体、あとクリーンセンターのパンフレットに5分別して不燃物だけ持っていくというふうに書かれているんです。だものだから、そこら辺も含めて、スタートしたときからそのとおりだといえ、全くおかしい問題がありますのでさらに検証していただきたいということと、一部事務組合で、広域事務組合でごみの部分は共同処理しているからそっちだという問題でなくて、一般廃棄物は法律上は地方自治体の義務です。本来の業務です、法律上は。それを単独でするか、直でするか、一部事務組合でするか、あるいは委託などするか、民間でやってくれるところがあれば、いろんな方法あるわけでありすけれども、根本的には寒河江市の本来の業務だということと法律上、きちんと認識して、そして、関係する団体と連携とりながらいふのはそのとおりでありますけれども、そういう意識で寒河江市はやっていただきたいということを申しあげておきます。

次に、通告番号11番、市政執行上の現状と課題及び改善策について伺います。

1つは、市立病院前の道路整備についてであります。市当局は順調に進んでいると言ひ、26年度に取り組む事業内容は第1工区の本体工事の完了までと第2工区への一部着手とされています。

調査をしてみますという、平成26年5月7日に予算の交付決定を受け、第1工区の本体工事の入札が26年7月16日に実施され、7月18日には市内の建設会社との間で工事期間、平成26年8月5日から平成27年3月21日までとする契約が締結されています。

ところが、第1工区の用地買収は完了したが、大型店舗の補償交渉が決まっていなために、本体工事ができない状況であることが判明いたしました。

建設管理課によると、交渉は市の職員が担当し全力で取り組んでいるが、成立の見通しは12月いっ

ばいか、もしかすると1月になるかもしれないというのです。もう既に工事期間8カ月間の半分は過ぎています。12月に入り雪も降ってまいりました。日照時間も短くなっています。通行する歩行者や運転者に危険や不便を強いることになりかねません。おこなっていることで地域への経済効果にもマイナスになります。雪降る前の、雪降らない段階での工事ができず作業効率の悪化は避けられません。私は、入札や契約は用地の買収や補償が完了してから、もしくは完了する確実な見通しを得た上で行うべきだと思うのであります。

そこで、市長は、こういう実態をどのように認識し、どう対応されてきたのか。さらに、第1工区の年度内完成の見通しを含めて今後の対応策を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 山西米沢線について御質問いただきましたが、この路線については、平成24年度から事業に着手をしているわけでありまして。大変交通量が多い、それから通学路にもなっている、その安全確保ということで進めてきたわけでありましてけれども、用地買収、物件調査などを実施をして順次用地取得の交渉に取り組んでいるところでございます。地権者の方と契約して7月に工事を発注したということでございます。その時点において御指摘にありましたが、道路の西側の大型小売店などとの補償が未契約という状況にありましたが、補償の話し合いにおいて工事に影響が出ないように対応する旨の回答をいただいていることもあって、補償交渉と同時に工事を進められるのではないかとというふうに考えて工事を発注したところでございます。

しかしながら、その後の大型小売店側の諸事情によっていまだ契約に至っていないという状況であります。できるだけ26年度内の早期完了を目指して工事を発注したところであります。

契約がおこなっている大型小売店とは契約完了から工事完了まで4カ月程度かかると見込んでいますので、相手方と連絡を一層密にしながら契約締結に向け取り組み、第1工区の早期完了を目指してまいりたいというふうに思っております。

市としては、第1工区はもちろんでありますけれども、第2工区も含めた全体として平成29年度までの完了を目指しているところでありますので、今後とも早期完成に向けて鋭意努力してまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 今、市長の答弁で、私の勘違いかどうかわかりませんが、24年度からというふうなことのようでありましてけれども、私の認識だと、23年度から29年度までの7年間かなというふうな認識をしておったんですけれども、どうなんですかね。というふうなことが今の答弁でちょっと感じた部分です。私の勘違いかもしれません。実施計画ではそういうふうになっているというふうな私自身の認識ですが、まず、そういうふうに大丈夫だと思って進めたということですが、私、ここで今回指摘しているのは、やっぱり入札をしたり、契約をする段階ではちゃんと用地を獲得して仕事できるような状態に発注者側、市側がさんなねということなんです、私が言っているのは。そのときの考え方はいいですけれども、しかし、現実にはこういう問題、それはもちろん、受注した業者さんも大変でしょうし、市民に迷惑かかるんです。

今回、私に、議会報告会の後なんです。議会報告会で質問出て、私どもの班で行ったところにも、そして、順調に進んでいるというふうな報告、私も当初予算でとっているから順調に進んでいたというふうに思っていました。ところが、「おたく、その場にいたったんでないか」と厳しい指摘です。

よ。「いました」と。「よくと調べてみろ」というふうなこと。調べてみたらこういう状況なんですね。

したがって、この辺をやっぱり改めなきゃだめだというふうに思うんです。じゃ、当初はそういうふうなことでなると思って7月の段階で入札で発注したということですけども、その後、動きとれなくて困っているという、こういう状況、市長はいつの段階で知りましたか。私は副市長のところに相談に行きましたよ、現場から聞いて。大型店舗の交渉が決まらないために進まないんだそうだとことを聞いたものだから副市長のところに行きました。「なに、ここの入札終わって発注なってるべ」と。「いや、そうでなくてこういう問題あるんだ」と。「ならば繰越明許だ」と。そんなことでないんですね。やっぱりそういう現場にはそれぞれ言っているんだそうです。何とかならないか、いつごろ交渉決まるんだと。そいつが上に全然上がらない。半年の中で4カ月間も過ぎるといふ、こういう状況は市長自身、きちんと受けとめてほしいのよ、受けとめて。そして、改善してほしいのよ。そうでないとだめなんですよ。市民にも迷惑、議会は予算、全部提案されたときにすぐ通しているわけですから。そのことをちゃんと受けとめてほしいということ一つ。

もう一つは、昔は用地係ありました。今ないのよね。この交渉というのは極めて単なる一般的な事務作業と違うと思うんです。したがって、こういうふうな部分が今、寒河江市に欠けているんでないかと思えますけれども、用地係の必要性についてどのように考えているのかお聞かせをいただきたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 工事については、我々としてはある程度の計画を持って期間を立てて仕事を進めるといふことでありますから、当然のことながら順調に進んでいきたいと、こう思うのは当然であります。

そういった中で、交渉事でもありますから必ずしもうまくいくことばかりではありませんので、そういうところでいろいろ課題も、途中で当初予定しなかった課題なんかも出てくるというのが現実なところがあるかと思えますから、そういったところはある程度、御理解をいただけなけりゃいかなんというふうに思えます。そういう意味で、努力をさせていただいているところであります。

また、特に用地交渉などというのは大変地道な努力が要る業務でありますから、そういったところについては、できるだけ経験を積んで、そして、交渉がうまく進むような知識、経験を有している職員が必要だといふふうに思っていますから、そういう意味でいろいろこれから考えてもいかなきゃならんというふうに思っています。市のこともそうですけれども、柴橋日田線なども大変長くなっているというわけでもありますから、そういう意味で、交渉事ではありますけれどもいろいろ考えていかなきゃならんというふうに思っています。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 相手あることだから交渉というのは、いろんなことあるというのは十分わかります。

しかし、入札をし、発注して契約をするという段階では、市がやらなければならない交渉関係はめどをつけてからすべきだということを私は言っているんです。今回のように、すぐなるであろうという臆測の中でやっていくといふと全体的に問題が生じるので、その時点では全部終わってから、でなかったら確実に補償交渉が済むといふ、これを得てからすべきだということを申しあげていますので、そこは時間だけとりますのでぜひ受けとめていただきたい。そうでないと、また同じことが起きますよ。相手から損害賠償なんてかけられたら大変なことになりますから、そういうことも含めてきちっと受けとめてほしい。私、言っていること、相手あるからいろいろ変わるということ、そのことを認

めるとかなんとかを言っているんでない。それはそのとおりなんです。しかし、発注する段階でそういう見通しをつけてからすべきだということを申しあげていますので、今後、同じ轍を踏まないためにも私が言っていること、市長、どのように受けとめているのか、もう一度お聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々はぜひ計画どおりに事業が進むように、その計画については住民の皆さんにも説明しているわけですから、その説明した内容については、責任を持つというわけでありますので、ぜひそういったことで、できるだけ事業を計画どおりスムーズに進めていく、その最善の努力をさせていただきたいというふうに思います。そういった意味でいろいろ反省すべきところは反省をしていく、そして、次のステップにつなげていきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 ここだけ時間とっておりませんので次に移りたいと思います。

2つ目は、災害復旧工事について伺います。

9月定例市議会で市道上谷沢高丘線と市道上谷沢奥山線の土木施設災害復旧費1,920万円の追加補正予算が可決されました。

ところが、現場は災害査定時のままであり、地元からは23年度の農林災害復旧工事のように雪が降ってから工事するのではないかという声がまたぞろ寄せられましたので、そこで、調べてみました。

11月18日の時点で財政課に行ってみますと、入札が実施されていないことがわかりました。山形県より内示が来ないために入札ができないということでした。

しかし、私が得た情報によると、災害復旧工事の場合、災害の査定を受け確定すれば、それぞれの自治体で事業費を確保した時点で復旧工事に着手できるんだそうです。査定を受ければ速やかに事業費を確保し、災害復旧を計るべきなんだそうです。県に対する要請や県からの内示は復旧事業と並行して事務的に進められるものであり、内示がなければ入札できないというものではないと聞いています。

この見解の違いは、一刻も早い災害の復旧を図るためには極めて重要なことだと思うんです。今回の市の対応は7月の9日、10日に災害が発生しました。そして、9月2日に災害査定が行われています。9月12日に配分予定額数値を市では受けています。9月19日に補正予算が議会で可決をしています。そして、11月18日、補助金交付予定額内示、これを受けて工事請伺、そして、12月2日入札執行、12月3日契約、12月4日工事着手で27年3月10日完成予定となっています。しかし、私は11月18日の補助金交付確定の内示を受けてから工事伺に入るのではなく、その2カ月前の9月19日、補正予算が可決された段階で工事伺を出して工事に着手をしていくべきだったと思います。

そこで、この補助金予定額の内示を受けた後でないと工事伺ができないとする寒河江市の対応は間違いであり、改めるべきだと思いますけれども、市長の見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 間違いだとは思いますが、(「言っているんです」の声あり)間違いだとは思いません。そういうふうに今までもしてきて今回もしたということではありますが、ただ、それが最善の方法かどうかということについては、やはり我々も検証しなきゃいかんということではありますが、できるだけ早くという御指摘の点は十分承りましたので、我々も今後のいろんな災害の復旧事業の対応につ

いて、現場の状況やら緊急性なども十分考慮しながら鋭意取り組んでいく必要があるというふうに理解をしております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 私が間違いだと言ったのは、内示が来ないうち、工事伺に入られないんだという、この見解は間違いでしょうということを私は申しあげている。それは見解の相違、これは全世界に配信になっているわけですからそれぞれの自治体の管理者の皆さんだって、議員の皆さんだってみんな見ているわけですから、私はそのことを、内示を受けないという入札に向けての業者の資格の審査にも何も入られないという、ここは違うんでしょう、こういう見解は間違いなんだろうということを申しあげたんです。

それで、お尋ねをしますけれども、これずっと調べてみますと、ずっとそういうような対応、これまでもなっているのね。そして、災害のやつは繰越明許でずっと毎年なんですね、こここのところを見ると。それで、こういう実態について災害は直ちにすべきだと、災害工事に着手すべきだというふうなことで、これまで監査委員から指摘はなかったんですか。どうですか、行政側で、建設管理課で。

○鴨田俊廣議長 芳賀建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 これまではなかったところでございます。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 やっぱりみんなもっともっと市民の立場になって、それぞれの立場の人も勉強していただいでやっていただきたいということをここでは申しあげておきます。

○鴨田俊廣議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時ちょうどいたします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時00分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の申し出がありますので、議長においてこれを許可します。佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど川越議員からの御質問で、山西米沢線の事業着手、平成24年度からと、こういうふうに御答弁申しあげましたが、23年度から市の単独で取り組んだ部分がありますので、正確には平成23年度からということでございましたので、訂正させていただきます。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 次に、通告番号12番、乳幼児への歯科フッ素塗布について伺います。

寒河江市では、乳幼児への健康診断時に歯科検診とあわせてフッ素塗布が行われており、25年度の実績で見ますと、1歳6カ月児が対象者の97%、2歳6カ月児が95.3%、3歳児が85.8%実施されています。

フッ素の塗布は保護者の判断で実施しているというふうに言われておりますけれども、私は問題があるというふうに思います。健康福祉課が発行した保護者向けのフッ素塗布Q&Aによると、「フッ素塗布による副作用はないの」との問いに対して、「通常の塗布では心配ありません。塗布後、歯の色が変わることはありません。ただ、心配な方は塗布する前に歯科医院に御相談ください」と書かれています。

しかし、副作用の可能性が指摘されています。行政には副作用やリスクをきちんと説明する責任が

あると思います。9,000ppmのフッ素塗布は、厚生労働省の虫歯予防事業として実施されているようですが、フッ素は高濃度のため急性中毒の危険性が大きいそうです。WHOでは特別な場合以外の使用を奨励せず、8歳未満の子供には禁止勧告しているそうです。

このようなことから、劇薬に指定されているフッ素、フッ化ナトリウムを乳児の歯に塗ることは歯科医師の中でも賛否両論があり、推進する人と慎重に扱うべきとする人がいると聞いています。

以上のことから、乳幼児への歯科フッ素塗布については、中止を含め見直すべきと思いますが、市長の見解を伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 フッ素の塗布の御質問であります。御指摘のとおり、現在、フッ素塗布については、虫歯予防のために1歳6カ月、2歳6カ月、3歳児健診の中で歯科医師によりまして、保護者の御判断に基づいて希望者に対して実施をしている状況であります。

一般的に虫歯の予防、特に子供の虫歯の予防対策としては、甘味飲食物の過剰摂取の制限でありますとか、歯磨きによる歯垢の除去、そして、この歯質の強化対策としてのフッ素塗布が総合的に実施をされているところでございます。

本市におきましては、平成12年度からフッ素の塗布を開始をしているわけではありますが、虫歯有病率は下がってきている状況であります。

フッ素塗布については、御指摘のとおり、虫歯予防効果のメリットがある一方で、体に対する安全性を心配される意見があるということも承知しているところでございます。乳幼児のフッ素塗布については、厚生労働省、それから日本歯科医師会といった専門機関が推奨する方法ということになっておりまして、歯科医師の安全管理のもとに実施されているというふうに理解をしているところでございます。

御案内のとおり、幼児においては、歯磨きや食生活のみでは十分な口腔内の管理ができないことが多いわけでありまして、歯質の強化のため、フッ素の活用を希望する方も多くいらっしゃるわけがあります。今後、保護者の方々に対してフッ素に関する情報を丁寧に提示をしていく必要があるというふうに思っておりますが、希望される方々が安心してフッ素が活用できるように、歯科医師会などと十分を連携を図りながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 そういうふうなことでされているんだというふうに思いますけれども、やっぱり保護者の判断と言いながら、保護者に説明されるペーパーがQ&Aで出されていますけれども、やっぱりしている人たちの意見だけですね。副作用についてもないという書き方、これがさまざまな問題がありますというふうに書かれれば、保護者もいろいろあるんだと思います。まさにそういうことがされないため。全く同じ、原発もそうだったと思います。問題は、事故起きたら大丈夫だ、安心神話があったんです、安全神話が、安全神話。しかし、東京電力福島第一原子力発電所がああいうふうになりました。そういうふうなことをわかっていた上で選択。

したがって、今、寒河江市では保護者の判断でというふうに言われますけれども、私、申しあげたように、全部は言いませんでしたけれども、いろいろそれを見る中で慎重にとされている人たちの見解や何かここに書かれていないんですね。したがって、本当に保護者が判断するんだらば、副作用の問題やデメリットの部分も書いて、そして、判断してもらいたいと思います。これ役所か

らこれされれば、みんな「んだがっす」というふうになるんだと思います。ぜひその点を、やっぱり命にかかわる問題ですからね、劇薬に指定されている薬品でありますから十分検討して、これまでやってきたことはそういう判断でやられてきたんだと思いますので、これからも保護者の判断でということには、全部するなとかもできない。保護者の判断でといえればそれでいいんだけど、保護者が判断するための材料としては、これでは不十分だということを申しあげていますし、私は劇薬は子供に入れたい方がいい。したがって、見直しを含めて検討をお願いしたいというふうに申しあげていますので、このことについても保護者の判断という部分、判断が的確にできない状況がありますので、このことも含めて改めて見直しをお聞かせいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 子供たちが安全にすくすくと成長していただくというのも基本でありますから、健康も大事でありますから、基本は、やっぱり安全・安心だというふうに思いますから、そういう見解があると、御意見があるということも我々も十分承知をしているところでありますから、保護者の皆さんにお伝えする際の情報提供、適切な情報提供のあり方について、さらに検討を加えていきたいと考えております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひそのようにしていただきたいと思います。私どもも戦後生まれですから小学校のとき、体育館にみんな集められて頭から腹の中からDDTをシュッシュッとされた記憶あります。当時は、やっぱりノミ、シラミ初め、そういうふうなものを防ぐためにその時点ではした。しかし、そんなこと、とんでもない、今の。フッ素だってそういう指摘を最初の段階、そうだと思います。

しかし、そういう問題があるんだとすれば、そのことをも保護者にきちっと知らせ、そして判断をしていただくということは極めて行政として当たり前の中真ん中だということに思いますので、今、市長の答弁でいいわけでありませうけれども、ぜひそういうふうなことで、子供の安全・安心、健康第一、今だけでなく将来に起きるといふふうなことも、薬というのは今だけでなくですね。後にまで体内蓄積をしていって起きるといふ問題もありますので、ぜひ見直しを含めて御検討いただきたいということを申しあげまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

荒木春吉議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号13番から15番までについて、11番荒木春吉議員。

○荒木春吉議員 私は、新清・公明クラブの一員として通告13から15番について質問いたします。市長と教育長の御答弁、よろしく申し上げます。

初めに、13番の土砂災害について伺います。

今回8月に広島市で発生した集中豪雨下の土砂災害により、74名ものとうとい人命が失われました。この惨事を受けて先月の19日、改正土砂災害防止法が公布された。同法の趣旨は、①危険区域の明示、②避難情報の提供、③避難体制の充実強化、④国による援助となっております。同法施行後の対応が本市にも求められると思います。

まず、(1)本市内の土砂災害対象地名と箇所数について伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、ことしの8月、豪雨によりまして広島市北部で発生した土砂災害などを踏まえて改正土砂災害防止法が11月19日に公布され、2カ月内に施行されるということになっているところであります。

今回の改正内容、先ほど荒木議員、4点と、こういうふうにおっしゃいましたけれども、我々、大きく分けて、最後の国からの支援ということを除くと大きく3つになるんだというふうに理解をしているところであります。

もう少し内容を説明させていただくと、1つには、都道府県に対して土砂災害警戒区域などの基礎調査の結果の公表を義務づけて、住民に危険性を認識してもらい早目の避難行動につなげるものとする。2つ目は、気象庁と都道府県が連名で出す土砂災害警戒情報について、都道府県に対し、市町村への通知と一般への周知を義務づけ、市町村が迅速に避難勧告等を出せるようにすること。3つ目には、土砂災害警戒区域などがある市町村は、地域防災計画に避難場所と避難経路に関する事項などを定めるものなどということになっているところであります。

先ほどその内容で、都道府県に土砂災害警戒区域などの基礎調査の結果の公表を義務づけているということではありますが、山形県におきましては、土砂災害防止法に基づき平成16年度から基礎調査を実施をして地域への説明を行っているところであります。そして、この26年度に警戒区域等の指定を完了していくという計画になっているところであります。

本市におきましても、平成19年から基礎調査、説明を行い、来年の3月、26年度中に指定を終える予定になっているところがございます。

御質問は、市内の土砂災害警戒区域等の地区名と箇所数ということでございましたが、県の基礎調査の結果によりますと、26年度分の予定も含めて全体では7地区、133カ所となっております。内訳を申しあげますと、寒河江地区4カ所、柴橋地区16カ所、高松地区2カ所、醍醐地区21カ所、白岩地区35カ所、幸生地区26カ所、田代地区29カ所、合計133カ所ということであります。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 今年度中に一応調査が終わるということなのでありがたいなと思っています。今、地区名と箇所数ありましたが、多分寒河江市でも真ん中ではなくて周辺部が多いのかなと思っています。多分避難所等に関して説明会とかあると思うんですが、もし説明会があるとすれば、その内容、何カ所で開くとか教えていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 県のほうの具体的な対応については、先ほど公布から2カ月以内に施行なるということで申しあげましたが、その施行後に市町村に対して説明会を開催して対応を提示するというところでありますので、寒河江市といたしましても、県の説明を受けて市の説明会を開催を計画しているところであります。今日、さまざまな災害の発生が懸念されるわけでありますのでその対応は極めて重要であります。そういった観点で市内全地区で説明会を開催したいという考えでございます。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 答弁ありがとうございます。説明会は全地区で開くということなので、それは結構なことだなと思っています。

そして、地震、津波というのは、多分地震はいきなりですが津波は多分時間差があります。それに比べて土砂災害というか、地すべり、土砂崩れというのはいきなり来るものですから、それに対して

の対策というのは万全を期さないと被害者が出るという感じでありますので、その辺の対応はよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、14番の大人のひきこもりについて伺ひます。

10月1日に刊行された池上正樹著「大人のひきこもり一本当は「外に出る理由」を探している人たち」（講談社現代新書2286）には、本件の取り組みが紹介されています。その中の15から19ページ間に以下の記述があります。

「山形県は昨春、全民生・児童委員2,426人に対し、同協議会を通じアンケート配布及び改修する方法で、いわゆる「大人のひきこもり」の調査をした。「いる」と答えた同委員は937人で、該当者総数は1,607人だった」と。

そこで、まず本市内で「いる」と答えた委員数と該当者総数について伺ひます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいま御質問にありました大人のひきこもりに関するアンケート調査ではありますが、県において昨年、困難を有する若者などに関するアンケートとして、ひきこもり状態にある方やニート、非行など民生・児童委員から見て心配な方を把握する調査を実施をしています。

そのアンケート結果について「いる」と回答した民生委員の割合はどうかということではありますが、調査を実施した県において、非公開の取り扱い項目としているということでもありますので、市町村別の割合については把握できないということでもありますので、御理解をいただきたいなというふうに思ひます。

それでは、本市における該当者総数はどうかということでもあります。先ほど申しあげましたが、これはひきこもり状態にある方、そして、ニート、非行など民生・児童委員から見て心配な方の総数は54名という結果になっております。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 答弁ありがとうございました。

国では、大人のひきこもりは40歳以上をカットしていて、何で山形県を取り上げたかということ、40歳以上のやつも調査しているんですね。多分きのうの女性週刊誌の「女性セブン」によれば、大人のひきこもり、日本全国で225万人いるというキャッチコピーが出ていましたけれども、多分詳細な調査は、県でも4年間かけて行うということなので多分それ以降、きちんとしたデータが出てくるのかなと思ひます。去年やってことしは多分やっていないのかなと思ひますが、あと2年でどうするか、期待をして見守りたいと思ひます。

市内にも54人の方がいるということなので、それに対する分析の結果というか、対策というか、そういうものについて伺ひたいと思ひます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 県からの情報によるわけではありますが、本市においてひきこもりなどの状態にある方とされる方の54人の人口比率にしますと、0.13%ということになるわけではありますが、県全体では0.14%になるのでありますのでほぼ同水準かなと見ていただいております。

先ほど年齢のお話が出ましたけれども、寒河江市における該当者の年齢につきましては、15歳から39歳までが7割を超しているということでもあります。そして、ひきこもりの状況としては、「ほとんど外に出ない」という方が25.9%、「買い物程度は出る」という方が64.8%となっているようであり

ます。ひきこもりなどに至った経緯といたしましては、「失業」が23.0%、「就職できなかった」が16.4%、「不登校」が18.0%となっているところでありまして、職につけないということが大きな要因の一つになっているということが見てとれるところであります。

さらに、ひきこもりの期間であります。63%が5年以上と長期化の傾向にあります。そして、その半数が10年以上となっているところであります。

また、こうした方々が医療機関などの支援を受けている割合というのは約2割ということでありまして。状況が把握できないケースが6割を超えているということでありまして。

現在、県におきましては、相談支援窓口として自立支援センターが相談に応じているという状況であります。また、今年度からひきこもりサポーター養成講座を開設をしております。支援体制づくりが進んでいくというふうに思います。

本市におきましても、ひきこもり状態の方を抱える家族の支援の観点から、相談窓口を設け随時相談を受け付けているところでございます。

今後も家族、本人の支援を行う上で機会を捉えながら市の相談窓口や県の事業の周知を図り、また、ひきこもり状態の方の社会復帰に向けた取り組み、そして、予防に向けた対策についても関係機関などと連携し、対応してまいりたいというふうに今考えているところでございます。

○**鴨田俊廣議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** 最近、某県議の報告会で、市長ももちろん出席していましたが、吉村知事のお話がありまして、今、人口は減っていますよね。山形県は毎年、1万人は減ると。その中で、やっぱり今までの考えを打ち破って老若男女、障がい、健常者にかかわらず、丈夫な方は寿命が尽きるまで額に汗していかなくちゃいけないんじゃないかという話がありました。全くもってそのとおりだと私も思います。少子化対策にしろ、高齢化対策にしろ、総力戦をしない限り、今までの生産性を向上することはできないと私は思います。

この大人のひきこもりというタイトルにありましたが、本人は出たがっているというところが私はみそだと思うんですね。それに対しての公的な機関がいろんな支援をするということは、これから求められてくることかなと私は思っています。

そのひきこもりの原因は何かといたら、失業とか就職できなかったということが挙げられていますが、結局少子高齢化対策の一番の目玉は何かというと、やっぱり雇用だと思うんですね。その点でつまづいてしまって先に進めなくなって後退するというのは、ぜひ避けていただきたいことだと私は思っていますので、そこら辺はまだ緒についたばかりだと思いますが、そこら辺を今以上に厚くしていただきたいと思います。

次に、15番の質問をさせていただきたいと思います。最後に、15番の学習状況調査について伺います。

10月21日火曜日の議員懇談会で、教育委員会は平成26年度全国学力・学習状況調査に係る本市全体の状況と考察の報告をした。その中の2番、学習状況調査の結果からについて伺います。まず、本市校長会で各校が発表した取り組みの概況について伺います。

○**鴨田俊廣議長** 渡邊教育委員長。

○**渡邊満夫教育委員長** お答えいたします。

ただいまお話しありました平成26年度の全国学力・学習状況調査の結果が8月末に公表になりました。

たので、それを受けて私ども教育委員会としても早速本市全体の状況と考察に係る分析を行ったところであります。

そして、9月2日ですけれども、市校長会を開催し、教育長からは全体的な概要とといいますか、全体的な内容、課長からは本市全体の状況と考察について説明いたしまして、これを受けて各学校において分析と評価を行っていただき、その結果を踏まえた具体的な取り組みをお願いをいたしましたところであります。

各学校ではその後、対象となった小学校6年生、中学校3年生のみならず、学校全体を巻き込んだ取り組みを行っていただき、その結果を受けてその後開催した市校長会において各学校の取り組みと実践の状況を発表し合い、研修を深めたところであります。そのときの直接的な御質問は校長会で発表した取り組み状況という御質問でありましたので、その点については教育長よりその概要、取り組み状況を答弁させていただきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 それでは、学習状況調査の結果を受けてその後の各学校の取り組みということになりますので、私のほうからお答えをいたしたいと思っております。

学習状況調査というものが行われたわけでありましてけれども、その調査は、子供たちの学習に対する関心とか、意欲とか、態度、それから学校生活や学習習慣、生活習慣の状況など、子供たちの学習や生活等に関する意識や状況を調べるという非常に広い範囲にわたる調査であります。

各学校では、この学習状況調査の結果から全国や県と比較してよい傾向を示している点、それからいい傾向ではないなというふうに捉えられる点を明らかにし、特にいい傾向でないという点については、どこにその原因があるのか等について分析をし、そのための対策について検討したところであります。

その内容については、日々の各学校の授業のあり方、それから家庭での学習や生活習慣のあり方などに関する非常に幅広い分野にわたる取り組み、対策についてであります。

1つは、授業のあり方については、子供たちがより一層「わかる」とか「できる」ということを実感できるように1時間1時間を大事にした授業を工夫することが、最も大事であるということを経験で話し合われたようであります。

具体的には、1時間1時間の授業のめあて、きょう、何を勉強するのかなという、そういったことをやっぱり子供たち一人一人にしっかり持たせるということ。それからそれに基づいて自分の考えや意見を書いたり、そして、発表したりする場をより多く取り入れること。そして、学習の時間の終わりには、きょう、学習のめあてに基づいて学習した内容を振り返ってこんなことがわかったとか、こんなことが確かめられたとか、こんなことができるようになったという学習を振り返る場を持つなど、学校全体として、または教師一人一人がなお一層そのことについて意識して取り組んでいこうということを確認しているようであります。

また、学習習慣や生活習慣やメディアとのかかわり方は、学習と関連があるというように指摘されていることから、各学校では、子供たちの学習や生活状況に応じて望ましい生活、学習習慣になるよう家庭と連携し、具体的に充実した取り組みを進めているところであります。

このことは、「さがえっこの育み10か条」の取り組みとも関連してくるものであります。具体的に10か条の中にある「早寝早起き、家族で朝御飯」の項目については、それぞれの学校が生活リズムを

確立させる強調週間というものを持って取り組んでおります。

それから、「学力を支える家庭の学習」という項目があるわけでありませけれども、これも各学校で各家庭に配付している「家庭学習の手引き」というものがあるわけでありませけれども、それをもう一度、子供たちと家庭としっかり再確認をしようというふうにしております。

それから、「ノーテレビ・ノーゲームで家族の会話」という項目があるわけでありませけれども、これについてはノーメディアやウィズメディア強調週間、なるべくそういうものとうまくつき合いながら時間をある程度、長時間にわたらないようにして家族で会話をしていこう、家族で一緒に本を読んでいこうというような強調週間の取り組みなども具体的にされておるようであります。

さらに、次のような取り組みも行われています。ある中学校では、「予習や復習など計画的な学習ができていない」という実態がありませましたが、この理由の一つには、「何を勉強すればよいかかわからない」のではないかという実態があるのではということその学校では分析をし、授業と家庭学習がスムーズに結びついて、生徒自身が家庭学習の見通しが立てられるようにすることが大事だということに取り組んでいます。具体的に「1日あるいは1時間の授業の振り返り」、「家庭学習の計画」を行うという、その場を日課表の中に具体的に設けていこうということであります。

また、その家庭学習をした内容については担任によってしっかりと見取りをして子供たちを励まして、いい取り組みになるようにしていこうというふうに行っているところあります。

また、ある中学校では、アンケートによってSNSの調査をいたしました。御存じであると思ひませが、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、インターネット上の交流を通して社会的なネットワークを構築するサービスでありますけれども、この中で特にラインの使用について全国的にいろんな課題になっているものも指摘されているところあります、このことについてアンケート調査した結果、中学校では、その使用の率といひませか、使用時間も含めて県や全国平均を上回っており家庭学習にも影響が出ているという実態が明らかになりました。

そこで、学年自治会が中心となってラインの使い方について約束を決め、SNSに振り回されない生活リズムをつくらうということで、子供たちが主体となった取り組みを進めております。また、そのことを学校でもバックアップしようということで保護者を巻き込んだ取り組みにしていこうとして、「我が子のSNSについて考える」という意見を保護者から求めたり、それからPTA全体では「子供をインターネットの犯罪から守る」ための研修会といひませか、講演会を実施したりしながら充実した取り組みをしていこうというふうに行っているところあります。

このようにそれぞれの学校、いろんな取り組みをやって行っているわけでありませけれども、このような各学校の取り組みが学力向上にもつながってくるのではというふうには考えております。教育委員会としては、各学校の具体的な取り組みがなお一層充実するよう支援するとともに、各学校の取り組みをお互いに学び合うことができるようにこれからも努力してまいりたいというふうに行っているところあります。以上であります。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 答弁ありがとうございました。

本市における今後の重点的対応策について伺ひませ。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 今後の重点的対策ということでのお尋ねであります。本市全体の今後の対策と

して、ただいまお話しありましたように、議員懇談会の席上、資料として最後の3として5項目から成る対策をお示したところでありますけれども、繰り返しになりますけれども、ここでお話しさせていただきたいと思えます。

1つは、「わかる」、「できる」と児童・生徒が感じられる授業づくりの一層の推進を図る。

2番目に、日々の授業ごとや単元ごとに学習の定着状況を丁寧に把握、評価し、課題があれば、その都度、確実に定着させる。

3番目に、全国学力・学習状況調査だけでなく標準学力調査NRTや各種テストなどの結果とも関連づけ児童・生徒の学力を多面的に捉えその向上を図る。

4番目に、各校の分析や取り組みを交流し合い、市全体で日々の授業の一層の質的向上を図る。

最後の5番目に、基本的な生活習慣が学力と関連することに鑑み、「さがえっこ育みアクションプラン」の一層の推進を図るということでもあります。

今ほど教育長から校長会での概要をお話ししましたけれども、多分にタブるところがありますけれども、私ども、この5点の対策を鋭意進めていきたいという考えであります。

いずれも教育委員会と学校が連携し、あるいは共同して進めていかなければならないものだけですが、とりわけ教育委員会としては、今申しあげました4番目、各校の分析や取り組みを考慮し合い、市全体で日々の授業の一層の質的向上を図るところを特に重点的に進めてまいりたい、取り組んでまいりたいというふうに考えております。ただいま教育長から御紹介がありましたけれども、実践を発表し合い研修し合うことで他校のよさを生かしたさらなる学力向上の取り組みに結びつけると、これが校長会での一つの試みでありますけれども、まずそれがございます。

そのほかに、これはとりわけ総務文教の委員の方には御案内のことかと思えますけれども、毎年、協力校を指定いたしまして研究の委嘱を行っております。これも毎年になりますが、公開研究発表会というふうなものを開催しております。本年度、去る10月、白岩小学校においてこの公開研究発表会を行いまして、市内の全ての先生方に一堂に会していただき研修を行ったところであります。さらには、市内の全教職員の研修期間というふうに位置づけ条例設置されているわけですが、寒河江市教育研究所という組織、研究機関がございまして、ここでは「授業の改善」、「生徒指導」、「食育」、「読書活動推進」など7つの研修部会を設けておりまして、市内の先生方全員、そのいずれかの部会に属していただいで研究、研修をしていただいでいるということもございまして。一例を挙げましたけれども、このようなくあいで児童・生徒の学力向上を組織的に図っていくことは極めて大切であるというふうに考えます。

教育委員会といたしましては、冒頭申しあげました5つの重点を踏まえて各学校や保護者、地域の皆さんと連携しながら、本市児童・生徒の学力・学習状況の一層の向上に向け努力してまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 今、委員長の言及された10月10日の公開授業、私も総務文教の副委員長ですから1時から最後まで聞かせていただきました。この間は12月2日ですが、武道の視察ということで陵南中学校に行って柔道の授業を見てまいりました。柔道は武道の一環ですが、その後の懇談会がありまして校長先生のお話を伺ったり私どもの意見を開陳したりして懇談になったわけですが、校長先生はいじめに対しても、学習向上策に対してもしっかりと把握してございまして、多分レポートの枚数を見て、

私は意識が確かなものであると私は見ておりましたのでよかったなと思っています。ことしは、研究授業は小学校でしたが、来年は陵東中でやるということなので私は楽しみにしております。

昨年、ノーベル賞を受賞したiPS細胞の山中伸弥さんですね、教育というのは、多分テストでいい点をとること、いい学校に入ることが多分今の世の中では目標になっていますが、その先があるという話ですね。その結果、いい点数をとっていい学校に入ってその後があるという話です。だから、何になるかという、世の中というか、人様に貢献するというか、山中さんでいえば難病を治療する、患者さんの負担を軽くするというのが教育の目標なのかなと私は思っていますので、ぜひ今挙げた項目のみならず、さっきの話じゃありませんが、総力戦で生徒一人一人の学力向上のために頑張っていたきたいなと思っています。

以上で質問を終わります。

○鴨田俊廣議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 日程第2、議第71号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

議 案 説 明

○鴨田俊廣議長 日程第3、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 議第71号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、チェリークア・パーク民活エリア内分譲用地を土地開発公社から買い戻す企業誘致推進事業費2億1,816万2,000円を追加し、歳入については財産収入を同額追加し、対応するものでございます。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ160億1,085万9,000円とするものでございます。

以上、補正予算について御説明申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。以上であります。

散 会 午前11時48分

○鴨田俊廣議長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成26年12月8日（月曜日）第4回定例会

○出席議員（18名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
13番	佐藤良一	議員	14番	内藤明	議員
15番	高橋勝文	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	木村寿太郎	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会会長	奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
月光龍弘	政策推進課長	宮川徹	財政課長
松田幸彦	税務課長	小林友子	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	森谷孝義	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	秋場礼子	商工振興課長
原田真司	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	軽部賢悦	病院医務主管
荒木利見	教育長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
安達晃一	監査委員 事務局局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	渡邊拓也	総務係長

議事日程第4号

第4回定例会

平成26年12月8日(月)

午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第4号))
- 〃 2 議第58号 平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- 〃 3 議第59号 平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 〃 4 議第60号 平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 〃 5 議第61号 平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 6 議第62号 平成26年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 7 議第63号 寒河江市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正について
- 〃 8 議第64号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 9 議第65号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 〃 10 議第66号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
- 〃 11 議第67号 寒河江市立みなみ保育所に係る指定管理者の指定について
- 〃 12 議第68号 寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定について
- 〃 13 議第69号 損害賠償の額を定めることについて
- 〃 14 議第70号 西村山地区視聴覚教育協議会の廃止について
- 〃 15 議第71号 平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)
- 〃 16 請願第8号 農協改革に関する請願
- 〃 17 請願第9号 米の需給安定対策に関する請願
- 〃 18 質疑
- 〃 19 予算特別委員会設置
- 〃 20 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号と同じ

再開 午前9時30分

- 鴨田俊廣議長 おはようございます。
ただいまから、本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は議事日程第4号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 日程第1、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第4号））から日程第17、請願第9号米の需給安定対策に関する請願までの17案件を一括議題といたします。

□

質 疑

○鴨田俊廣議長 日程第18、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

初めに、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第4号））に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第58号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第59号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第60号平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第61号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第62号平成26年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第63号寒河江市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第64号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 16番。64号について報酬審議会の開催日と開催結果についてお尋ねをしておきます。

○鴨田俊廣議長 奥山総務課長。

○奥山健一総務課長（併）選挙管理委員会事務局長 この件につきましては、この人勸に係る報酬の

改定につきましては報酬審議会には諮っております。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第65号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 16番。この65号に関して当該労組との間の話し合いというか、それはどういう状況になっているのかお聞かせをいただきたい。

○鴨田俊廣議長 奥山総務課長。

○奥山健一総務課長（併）選挙管理委員会事務局長 この件につきましては、人事院勧告に基づきまして、この実施に当たりましては労働組合と協議を行いまして合意を得たところでございます。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第66号寒河江市国民健康保険条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第67号寒河江市立みなみ保育所に係る指定管理者の指定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第68号寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第69号損害賠償の額を定めることについてに対する質疑はありませんか。後藤議員。

○後藤健一郎議員 69号、イラストレーション使用に係る損害賠償の額のことについて御質問させていただきます。

こちらのほうは、発覚したときに協議会の場合だったと思いますが、そちらで御説明いただいておりますが、その後、新聞等にも掲載されまして非常に市民の方も関心があるようです。こちらについてちょっとお伺いしたいところがございます。

今回は、この問題は以前、市報のほうですね、印刷をお願いしていた会社がイラストレーションの使用許諾権を取得していない状態で使用していたというのがこの問題の一番の発端でございます。今回、そのようなことからイラストレーションの著作権元から指摘を受けてこのような損害賠償をすることになったということでありますが、そのもともと印刷をしていた会社が倒産してしまったためにその期間は問わず、その後の期間を市のほうに請求されたというケースなんですけれども、例えば倒産した会社がもし現存しているならば、この請求というのは、本来その会社に行くものだと思います。

というのは、要は私たちのほうで市報をつくるという仕事をお願いしておいて、その中でどんなイラストを使うのかとか、どんなタイトルを使うのかなどというのは、その印刷会社が責任を持つてするという取り決めの中でこのような仕事をしているために、もしその会社があれば、本来はそこに請求が行くべきものと思います。今回、市のほうでこちら損害賠償を払うことになったんですが、それというのも、その会社が倒産して10月5日号の市報も今今出さなくちゃいけないということで、そのデータを多分引き上げてきて急遽印刷してもらって、そこからそのイラストを使い続け

てきたということで今回このようになっているんですが、市報を穴をあけないようにデータをすぐ印刷して出す。そして、多分その次の号もつくっていたかと思います、時期的には。なので、10月5日号、そして、10月20日号の2号に関しては、データをそのまま使って印刷するというのは、これは私はやむを得ないことだったと思います。

しかしながら、11月5日号以降は本来、先ほど申しあげたとおり、印刷というのは、私たちは市報の仕事をお願いする。そして、その中身に関しては印刷会社が全てゼロから本来制作するものがあります。そのために印刷が一旦契約が切れた次の印刷会社になったときには、そのイラストを使用していないので別な会社にかわったときからは、要はそのイラストを使用しているという問題がそこでなくなっているわけですが、本来であれば、これが11月5日の市報の時点で別な印刷会社にかわって、そして、そこで一から本来つくり直してやるべきものを、そのまま使い続けたために、今回このような問題が発生しているというのが現状だと思えます。

そう考えるならば、11月5日号から使用していた分というのは、これは100%、市が負担すべきものなのかどうかというところは、私は疑問に感じるのですが、この点についてお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 月光政策推進課長。

○月光龍弘政策推進課長 お答えいたします。

ただいまの後藤議員の御質問は、11月5日号の入札以降のものについて、受注した印刷業者側で改めてイラストの使用許諾権の取得手続きをすべきで、それをしなかった受注業者に対しても責任があるのではないかと御指摘のことかと思えますが、まず、イラストの使用許諾権を含む使用については、通常受注者の責任において対応すべきものであり、市報印刷に係る仕様書でもそのように規定しているところです。

しかしながら、この例外と言えますかどうかですが、発注者側、今回の場合は寒河江市ですけれども、発注者側から渡された版下原稿により、受注者が印刷製本した場合には受注者ではなく発注者、寒河江市側の責任となるというのが業界の通例のようございまして、この点については、弁護士さん並びに山形市内の業者、印刷業者のほうに確認させていただいたところです。

御指摘の件は、当該イラストを使用した親子のコーナーについてちょっと人気が高かったということもありまして、当時、市の担当の者が寒河江印刷さんにこのままの形で継続掲載していく旨の指示を出していたという事実がございました。ただいま議員御指摘の10月の5日号、20日号の緊急性を要した部分についてはいたし方ないというのは、議員も御指摘のとおりでございますが、それ以降の11月5日号の入札した後についてもそういう指示を担当者のほうで出していたという事実が判明したところでございまして、当然、当時の担当者につきましても写真やイラストについての法的な部分については、それなりの知識を有していたとは思いますが、当方からの指示によって責任の所在が市のほうに変わっていくという認識にはちょっと欠けていたのかなという部分では、こちらのほうでも反省しているところでございます。

これらの経過について弁護士さんと協議しながら法的な対応を含め検討を行ってまいりまして、その結果、今回のこういった内容の議案の上程とさせていただいたところでございます。今回の件で、市民の皆様にお迷惑をおかけしたところは深くおわび申し上げます。以上でございます。

○鴨田俊廣議長 ほかに。川越議員。

○川越孝男議員 この関係については、11月20日の定例懇談会の場で説明がありました。そして、当局の説明ですと、今、課長からあったような経過で弁護士とも協議をした結果、損害賠償を寒河江市が払うことになったという説明でした。

しかし、今、後藤議員から質問あったと同じ問題意識をその時点で私は持っていました。しかし、契約書を見ないことにはどうにもならないので、契約書を見た上でこれが是か否か検討する必要があるなというふうな思いをしながら、担当課に行って契約書の開示を求めたんですが、情報公開条例に基づいて手続とれということだったんで、情報公開条例に基づいて契約書をいただきました。そして、見ますというと、幾つか問題がありますのでお尋ねをします。

1つは、私は今回の損害賠償を提案している、この中身については可とします。寒河江市の市報でありますから寒河江市の市報を発行するに当たって、デザイン会社が持っているデザインの使用許可を取らないで、著作権あるわけでありますからそれを無断で使用したというふうなことについては、やっぱり賠償責任があり、寒河江市が払うというのは極めて妥当だと思います。

しかし、契約書の中身を見ますというと、今、後藤議員が言ったように、前の会社が倒産したときの、そのときの緊急的な2号についてはやむを得ないと思います。その後の部分については、契約書の中に明確に印刷会社というふうに盛られているんですね。その後もずっと1回で終わりではなくて何回かその後、契約をしてくれています。明らかにこの契約書を見る限り、印刷会社に責任があると思います。

ところが、今の課長の答弁を聞きますというと、市のほうからこういうものを使ってこういうふうという指示がされていたというふうなことがあるんですが、伺い書や何か、契約書そのものだけでなくその前段の伺い書や何かを皆いただいているわけですがそれでもありません。仕様書の中にもありません。もし万が一、市がそういうふうなことで指示をしているとすれば、市の責任は明確です。この責任をどうするのかということもあわせて教えていただきたい。印刷会社でなく、私がこの契約書を見る限り、契約書の1の企画及び……、契約書でなくて仕様書ですね。仕様書の中で具体的に皆うたわれているわけでありますから、1の企画及び条件の(6)下記文字、イラスト、カットなどは原則として印刷業者で担当するとなっています。そして、今言ったような部分が、イラストが市のほうで今までどおり使ってくれなんていうことはどこにもありません。伺い書の中にもありません。

したがって、印刷会社に責任はあるというふうに私、思いますので、印刷会社に求償権を發動して、今回、イラスト会社に対しては寒河江市が賠償する、寒河江市はこの印刷会社に求償権を發動して請求をすべきだと思いますけれども、改めてそのことをお聞かせをいただきたい。

そして、市が指示しているんだとすれば、市のその責任を明確にしていきたいというふうに思います。

それから、これは情報公開の関係は次の段階で聞きます。この2つ、まずお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 月光課長。

○月光龍弘政策推進課長 お答えいたします。

川越議員御指摘のとおり、市の契約の際の仕様書におきまして、イラスト、カット等は原則として印刷業者で担当すると明記しているところがございます。先ほど申しあげたとおり、これについ

ては、原則として印刷業者ということにはなっておりますが、発注者側でこれを使ってくださいという指示をしたということであれば、その部分については市のほうに責任があるということで、その辺があったものですから、弁護士さん及びあと山形市内の印刷会社のほうに問い合わせさせていただいたところです。

市のほうの責任とおっしゃられますが、当時の担当者も著作権等々については、ある程度の部分、認識はしていたかと思いますが、こういった事態といいますか、指示した段階で著作権の責任がこちらのほうに回ってくるというところまでは及ばなかったのかなというところで、その辺は今後、ないように対応してまいりたいと考えているところでございます。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 だめなのよ、それでは、新聞にも載っているからね、市民の人は市の責任は明確だ、こうなってくると。市が発注したと。著作権あるやつ、認識していたけれども損害賠償かけられると思わなかった。極めて甘いですよ。著作権というのはそういうもの。侵してもいいの、相手から損害かけられないといいんだというふうな寒河江市の公の機関として、寒河江として、著作権は侵してはならないと覚えていたけれども請求されると思わなかったからやったんだと。こんなこと、通用しませんよ、通用しません。市民の税金でその損害賠償するんですよ。こんなことで私、納得できません。ちゃんとした回答、市長からお願いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今も現在もそうですけれども、市報を印刷する際は、先ほど来、担当者の指示でというお話をさせていただいていますが、毎号毎号、きちっと市長までその原案を決裁をして、そして、発注をしているわけでありまして。そういう意味では、当時の場合も市長まできちっと原案を決裁をして発注をさせていただいたというふうに思っていますから、そういう意味で我々全体、トップも含めてそういうことに対する認識が非常に薄かったのではないかというふうに思っております。そういう意味で、今回の事案を大きな教訓として我々もそういう点に十分注意をしながら、これからの市報の内容について吟味をして、こういうことがないように努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 したがって、トップまで上がって全部これでよしとしてやったんだとすれば、著作権という極めてそのデザインを持っている人の権利を侵しているわけですから、それで損害賠償の請求をかけられているわけですから、みんなさ上げたから、市が発注、市が明確に責任ですよ、そうならば。そして、280万円の市民の貴重な税金でするわけですから、この責任が市全部上げてと、市長の責任です。どういうことを考えているのか、責任のとり方として。こういう安直なことをしているから市民が市政に対しての信頼も失墜するし、そして、担当者だの勉強する意欲もないんですよ、こんでは。何、その後、何か起きても誰の責任もなくて、市長以下みんなの責任だなんて言っているから、市民は寒河江市政に対しての信頼が高まらないんですよ。こんなんでだめだと思えますね。

そして、こんなことでもしやっていたら、弁護士とも相談したと言うんだけれども、そして、向こう、デザイン会社は払わなきゃいけないけれども印刷会社には求償権ないというふうに弁護士は判断されたんだそうですけれども、私はこの契約書を見る限り、非常に不満です。

したがって、これこのままいって市の血税だけで弁償する。市の責任も何もない。こうなったら住民監査請求の対象、明らかになりますし、住民監査請求されたら市、負けますよ。というふうに私は思う。議会もこのことをきちっと厳しく当局に求めないでこのまま提案どおり通したなんていえば、私も一議員ですけれども市民でもありますから、住民監査してもこういう状態を是正しなければならぬというふうに私は思います。

したがって、議会の中でこれ委員会付託もなるでしょうし、あるいは当局も議会の中の審査状況なども踏まえながら、今提案している損害賠償は、私は可とすると言っているのよ、この提案、このデザイン会社に対しては。しかし、印刷会社への求償権を発動すべきだと。

それは後藤議員も言ったけれども、満額になるか何だかは別にしているいろいろ協議して、そして、この契約書の、ずっとそれぞれの契約書でそうでありますけれども、今度、契約書の中で第8条、この契約で疑義が生じた場合は、甲乙双方で協議の上、決するものとし、協議が調わない場合には、甲の決するところにより、甲というのは寒河江市です、寒河江市、乙のほうは印刷業者です。こういう契約になっているんです。

したがって、こういうふうなことも考えれば、やっぱり市民の利益を守る、市は公の機関でありますから、ぜひ見解もお聞かせをいただきたいし、この間、最終日の12日まで十分当局としても考えていただいて、そして、委員会審査などに当局のその後の考えていることなども報告をしていただきながら、市民が納得できる、そういう対応をしていただきたいたいということを申しあげながら、市長の今のことについての見解をお聞かせいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々は、特にトップはその責任を全部持って、そういうつもりでいろんな市政を運営しているところでありますし、この件についても責任は当然、あるわけありますので、改めて市民の皆さんにおわびを申しあげたいというふうに思います。議員御指摘の点なども十分これから検討させていただいて、議会の皆さんの御意見などもさらにお聞きをして善処をしまいたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑ありませんか。内藤議員。

○内藤 明議員 市長の答弁で可としますけれども、ちょっと事務的なことで少しお尋ねしたいというふうに思いますが、これは当局の指示によって、印刷会社に対する指示によってなされたということでもありますけれども、そこで、これは市報が発行されるたび、このイラストが使われるたびにそういうふうなことを指示なされたのかどうかなんです、それによってもまた責任の割合といたしますか、それが違ってくるのかなというふうに思いますので、その点をお伺いしたいというふうに思います。

それから、もう1点、例えば自動車事故の損害賠償なんかですと、後から保険か何か、ちょっとわかりませんが、適用になるということで補填されるというお話を伺ったことがあるんですが、こうした著作権の場合にはそうしたことがあるのかないのか、その点、2点だけお尋ねしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 月光政策推進課長。

○月光龍弘政策推進課長 お答えいたします。

初めのほうの、指示の仕方についてということだと思いますけれども、先ほど後藤議員からござ

いましたとおり、10月5日号についてはかなり緊急を要したため、マイクロディスクでデータをこちらのほうから寒河江印刷さんのほうにお渡しして随契で市報印刷をお願いしたところでございます。

その後、11月5日号からは入札ということでさせていただいたところですが、それにつきましてマイクロディスクのデータをそのままという形で写真だけ入れかえて、枠のフレームはそのままという形で指示させていただいたところのようです。

2つ目の損害賠償の件は再度、教えていただきたいんですけども。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 自動車事故等の損害賠償のこうした案件がありますと、何か自治体の加盟している保険か何かから後ほど充当されてそれで補填されるという話を伺ったことがあるんですが、こうした著作権などの場合はそういうものがあるのかなのかということなんですが、いかがですか。

○鴨田俊廣議長 月光課長。

○月光龍弘政策推進課長 これについてはそのような旨は何ったところはございませんが、なお、弁護士の方にも確認してみたいと思います。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第70号西村山地区視聴覚教育協議会の廃止についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第71号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）に対する質疑はありませんか。

川越議員。

○川越孝男議員 この関係についても11月20日の定例懇談会で当局から議会に説明がありました、中間的な報告だということで。そして、医師会のほうが、成人病センターのほうかな、ちょっと待ってください、寒河江市西村山郡医師会の関係で山形県成人病センター移転新築用地というふうな形の中で説明があったわけでありすけれども、成人病センター理事長あるいは医師会長というふうなことでありますけれども、どちらのところまで詰めて確認をしていなかったわけでありすけれども、11月25日に理事会で方向性が決まると。そして、その結果をもって11月27日に市長に対して説明がなされるというふうなことがありました。

したがって、当然にして私どもは、その結果、コンサルもかけてアンケートもとって、そのまともったやつで理事会で協議をして結論出すと。そして、市長にも報告するという、こういう報告でした、議会に対して。したがって、それを受けて当然、こういうふうな内容でしたというふうな報告があるんだというふうに私は思っていました、私は。

ところが、今回議案として開発公社から土地を市で買って市で分譲するという形になってきているわけでありすけれども、そこの中身がどういうふうなことだかわかりません。したがって、私は、市長が本当に市民の声を大事にし、市民の意向を聞きながらというのであれば、理事会のほうから、医師会のほうの理事会のほうから報告があった段階で、市長としてはこういうふうにしたいという旨が議会にあってしかるべきだと思う。そうしたときにいろんな意見も言えます。

ところが、今回のやつは、もう既に市長としての意思が固まっています。開発公社から土地を購入して分譲するという。そして、議案として出てきています、議会に。

そうしますというと、議案になれば賛成か反対かきりできないんだということをこの間、ずっと私は議会で一般質問でも何回も申しあげてきている。市長として、そういう意思を固める前に議会の意向なども聞いてほしい、聞くべきだと言ってきたし、寒河江市議会でも議会基本条例をつくって、市がそういうものを提案する場合には、いろいろ事前に意見の交換をしながらそこまで積み上げていって、そして、もちろん議会に提案されてからはそういう説明も皆するというふうになっているんですけども、極めて私は、もちろん、時間なかったというのもありますけれども、議会自体はもう12月2日から開会されているわけでありますから、昼休みでも何でもこの間、追加議案で出される前に状況の報告、1日からです、訂正させていただきます。1日から始まっているわけでありますのでできたというふうに思うんです。こういうところに、やっぱり配慮してほしいというふうな、私は佐藤市政を何とか市民に理解される市政にしていきたいというものですから、時間なくともこういうポイントは大事にしていきたいなというふうな思いがありますので、そのことについての時間なかったということのかなというふうには思いますけれども、市長の見解をお聞かせいただきたい。なしてこういうことを言うかということ、今後、そういうことがあったときは、ぜひこういう轍を踏まないでほしいという強い強い願いがあるからです。見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この件については、チェリークア・パークの最終残り1区画の件でありますので、大変我々にとっても大きなことだというふうに思いますから、これまでの経過も含めて、11月20日に御説明したと思いますけれども、1年前からのそういう意向が西村山医師会、成人病検査センターのほうの意向がありまして、そちらのほうでいろいろ検討してきた経緯があります。

我々のほうとしては、そういう検討結果を早くおもらいをして、そして、内部で検討した上で議会のほうにお示しをしたいということでこれまで来たわけでありますけれども、医師会のほうからお聞きをしますと、事前にお聞きをしますと、11月25日にこの理事会で方向性が決まっていくということをお聞きをしましたから、ただ、御案内のとおり、議会の日程もあって、議案もあって、それから当初で出す議案の期日もあってということでありますから、そういう意味で、できるだけ議会の皆さんにも、事前にどういう方向で医師会のほうで検討しているのかなどについて事前にお示しをして、御意見を伺う必要があるということで11月20日に御説明をさせていただきました。そのときには25日の案がどういう形で理事会のほうで決定をするか、決められるかということは、なかなか事前にわからないところがありましたので、それまでの経過、あるいはそれまでの医師会の方向の考え方などを、非常に漠としたところがあったかと思っておりますけれども、事前に説明をさせていただきたくてあります。

できれば、その理事会の日程が議会との期間があれば、当然のことながら、理事会の決定内容、ストレートに事前にお示しをして御意見を頂戴するということがありましたが、今回はそういう意味で大変議会のほうには突然ということにはならなかったかもしれませんが、川越議員、御指摘の点があったかと思っております。今後、できるだけそういうことがないようにお示しをしていきたいというふうに思っているところであります。その点は我々もおおびを申しあげながら、今後、こういうことがないようにさせていただければなというふうに思いますので、よろしくお示しをいただきたいというふうに思いますし、追加で提案をさせていただきました内容について、議員各位に十分御審議

いただきますよう、心からお願いを申しあげる次第であります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 11月20日の定例の懇談会に、まだ向こうから、医師会のほうから結論出ていないんだけどこういうふうな状況ですという中間的な報告をしてくださったことについては、私は大変よかったというふうに思っているんです。

ただ、今、市長も言ったとおり、コンサルかけてこういうふうになって、アンケートもとった、そいつがどうなの。項目、テーマはあるんだけど、箇条書きになっているんだけど、結果はどうなんだかということは25日の理事会で決まって、そして、27日に市長に報告しますということだったんで、27日の報告を受けたら、やっぱり議会にもきちっと報告する。今後ないようにということは注意するというふうなことでありますので、もちろん、今回、議会もやっている中だから、十分やればできることだったなというふうに思いますので、今後、絶対そういうふうなことがないように。市長の言う、市民の声を聞いてというのは、あるいは議会の声を聞いてというのが、結果的に生きてこないという、非常に困るんで、ぜひ今後、注意をしてやっていただきたいというふうなことを申しあげておきます。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 今、川越さんから話しありましたが、最後の分譲地でありますから、そういう意味で私も大変近くにおりますから大変待ち望んだところでありまして、そういう意味では敬意を申しあげたいというふうに思っているんですが、それで、大体今後の契約から着工までの大まかなところのお話、多分伺っているんじゃないのかなというふうに思いますので、それがわかれば概要などお知らせいただきたいなと思います。

○鴨田俊廣議長 秋場商工振興課長。

○秋場礼子商工振興課長 このたびの御提案で補正予算のほう、御可決いただきましたら、開発公社から用地を購入いたしまして、その後、条件付きの契約を締結、その後、医師会、センター側と売買に伴う条件つき契約を締結いたしまして、次の議会に取得と処分の議案を提出する予定であります。年度内に売買代金の支払いなども受けながら引き渡しを予定しているところでございます。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 多分市長と27日にお話し合いをなされた際に、今後、こういうふうなスケジュールでもって着工してまいりたいということがお話しあったんだろうというふうに推測するんですが、そうしたことの概要について、契約から今、年度内で代金を支払う、これはいいですけども、いつごろまで着工されるような予定になっているのか、そうした概要がわかれば教えていただきたいということなんですが。

○鴨田俊廣議長 秋場商工振興課長。

○秋場礼子商工振興課長 申しわけございません。今後は、成人病センターのほうで設計コンペを行いまして具体的な計画に進んでいきたいというふうなことを伺っております。用地分譲後に基本設計、実施設計を行いながら、平成30年までには新築移転を完了したいというふうに伺っているところでございます。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 私もここで聞かないというと、委員会の中だけで報告ならないんで再度お尋ねをし

ますけれども、11月20日の懇談会の際には、医師会側の新たなサービスということで11項目が説明されたわけよ。ところが、それをコンサルから提示された新たなサービスであって、アンケートもとって、そして、その11項目の事業のうち、11項目やられるのか、3つになるのか、5つになるのかというのは理事会の中で決まるんだと言われていたのよ。したがって、11月27日、そのことについて市長に報告されているんだというふうに思います。私ども、懇談会での当局からの説明を聞くという。したがって、その中身がどうなったのかを議員、これ市民代表である議会の場で当局が説明するのは、極めて筋だべなというふうに私は思っているんです。したがって、再度、この点についてどうなっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 菅野健康福祉課長。

○菅野英行健康福祉課長 20日の懇談会の際には、私のほうから11項目について御説明申しあげましたので、27日のセンター側の説明の際は私も同席しましたので私のほうからお答えしたいと思います。

センター側のほうでは、新たな項目、11項目の中で実施するものとして挙げられましたのが、健康レストラン、健康コンサルティング、あと市民交流サロン、あと施設スペースの市民への提供ということでございました。そのほか、当日ですけれども、センター長からは、保育所等はしないですけれども託児スペースは設けたいというふうなお話がありました。そのほか、メディカルアスレチック事務とコンビニにつきましては、すぐできるということではありませんので、実施のための費用とか、運営後の収支についても十分検討する必要があるということで、別途検討するというふうな説明をいただきました。

11項目あったうち、実施をしないということになるかと思いますが、その項目につきましては、宿泊、プレミアムドック、ワンコイン健診、寒河江版スイスモビリティの展開、ペットカフェ、あと温泉の活用ということでございました。

詳細な理由は把握していないところでありますけれども、ペットカフェと寒河江版スイスモビリティにつきましては、内部のアンケートで実施をすべきでないという声が多かったというふうに聞いております。

また、温泉の活用につきましては、市側のほうからなかなか提供は難しいということを申しあげておりましたので、実施しないというふうになった理由の一つになっているというふうに思っております。以上でございます。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、請願第8号農協改革に関する請願に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、請願第9号米の需給安定対策に関する請願に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○鴨田俊廣議長 日程第19、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第58号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）及び議第71号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第58号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）及び議第71号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

○鴨田俊廣議長 日程第20、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおりそれぞれの所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務文教常任委員会	承認第5号、議第63号、議第64号、議第65号、議第69号、議第70号
厚生常任委員会	議第61号、議第62号、議第66号、議第67号、議第68号
建設経済常任委員会	議第59号、議第60号、請願第8号、請願第9号
予算特別委員会	議第58号、議第71号

散 会 午前10時18分

○鴨田俊廣議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成26年12月12日（金曜日）第4回定例会

○出席議員（18名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
13番	佐藤良一	議員	14番	内藤明	議員
15番	高橋勝文	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	木村寿太郎	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会会長	奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
月光龍弘	政策推進課長	宮川徹	財政課長
松田幸彦	税務課長	小林友子	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	森谷孝義	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	秋場礼子	商工振興課長
原田真司	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	軽部賢悦	病院医務主管
荒木利見	教育長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
安達晃一	監査委員 事務局局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	渡邊拓也	総務係長

議事日程第 5 号

第 4 回定例会

平成 26 年 12 月 12 日 (金)

予算特別委員会終了後開議

再 開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 議第 58 号 平成 26 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 5 号)
" 2 議第 71 号 平成 26 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 6 号)
" 3 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
" 4 質疑・討論・採決

(総務文教常任委員会付託関係)

- 日程第 5 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 26 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 4 号))
" 6 議第 63 号 寒河江市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正について
" 7 議第 64 号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
" 8 議第 65 号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
" 9 議第 69 号 損害賠償の額を定めることについて
" 10 議第 70 号 西村山地区視聴覚教育協議会の廃止について
" 11 総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
" 12 質疑・討論・採決

(厚生常任委員会付託関係)

- 日程第 13 議第 61 号 平成 26 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
" 14 議第 62 号 平成 26 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
" 15 議第 66 号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
" 16 議第 67 号 寒河江市立みなみ保育所に係る指定管理者の指定について
" 17 議第 68 号 寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定について
" 18 厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告
" 19 質疑・討論・採決

(建設経済常任委員会付託関係)

- 日程第 20 議第 59 号 平成 26 年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
" 21 議第 60 号 平成 26 年度寒河江市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
" 22 請願第 8 号 農協改革に関する請願
" 23 請願第 9 号 米の需給安定対策に関する請願
" 24 建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告
" 25 質疑・討論・採決

日程第26 継続審査案件上程

(1) 請願第6号 集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する請願

(2) 請願第7号 「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める意見書の提出に関する請願

〃 27 委員会の審査の経過並びに結果報告

(1) 総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

(2) 建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 28 質疑・討論・採決

日程第29 議案第7号 集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことに関する意見書の提出について

〃 30 議案説明

〃 31 質疑・討論・採決

〃 32 議案第8号 農協改革に関する意見書の提出について

〃 33 議案第9号 米の需給安定対策に関する意見書の提出について

〃 34 議案説明

〃 35 質疑・討論・採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前10時00分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで本日の会議運営について議会運営委員長報告を求めます。内藤議会運営委員長。

〔内藤 明議会運営委員長 登壇〕

○内藤 明議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営については、昨日12月11日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、御報

告申しあげます。

初めに、本日追加されます案件について申しあげます。

追加案件は、請願第6号集团的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する請願及び請願第7号「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める意見書の提出に関する請願の2件の継続審査案件、並びに議会議案第7号集团的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことに関する意見書の提出について、議会議案第8号農協改革に関する意見書の提出について及び議会議案第9号米の需給安定対策に関する意見書の提出についての3件の議会議案であります。このことにより、議事日程の一部変更が必要になりますが、変更内容は日程第26から日程第35まで追加となるものであります。

日程第25の後に日程第26で継続審査案件の請願第6号及び請願第7号の2案件を一括議題とし、日程第27で委員会の審査の経過並びに結果報告を行い、日程第28で質疑・討論・採決を行います。

次に、日程第29で議会議案第7号を議題とし、日程第30で議会議案の議案説明、日程第31で質疑・討論・採決を行います。

次に、日程第32、議会議案第8号及び議会議案第9号の2案件を一括議題とし、日程第34で議会議案の議案説明、日程第35で質疑・討論・採決を行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○**鴨田俊廣議長** お諮りいたします。本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○**鴨田俊廣議長** 日程第1、議第58号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）及び日程第2、議第71号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

予算特別委員会の審査の 経過並びに結果報告

○**鴨田俊廣議長** 日程第3、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。國井予算特別委員長。

〔國井輝明予算特別委員長 登壇〕

○**國井輝明予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、議第58号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）及び議第71号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）であります。

12月8日、委員全員出席のもと委員会を開会し、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することに

いたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

初めに、議第58号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）を採決し、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第71号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）を採決し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第4、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第58号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）について起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、議第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議第71号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第71号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○鴨田俊廣議長 次に、日程第5、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第4号））から日程第10、議第70号西村山地区視聴覚教育協議会の廃止につ

いてまでの6案件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○鴨田俊廣議長 日程第11、総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教常任委員長報告を求めます。沖津総務文教常任委員長。

〔沖津一博総務文教常任委員長 登壇〕

○沖津一博総務文教常任委員長 総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は12月8日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、承認第5号、議第63号、議第64号、議第65号、議第69号及び議第70号の6案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第4号））を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「地区ごとの投票率だが非常にばらつきがあり、よいところと悪いところの格差が90%から50%になっている。投票率を分析して集中的に投票率を上げる工夫や投票率の向上に努める必要があるのではないか」との問いがあり、当局より「選挙啓発につきましては、どちらかといえば、町場のほうが投票率が悪いので、集中的に回るなどして投票率を上げたい」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議第63号寒河江市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、申しあげる質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第64号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第65号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第69号損害賠償の額を定めることについてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「話し合いの段階では、あくまでも未払い分の使用料の請求ということでわかりますが、もう少し早く言ってもらえなかったのか」との問いがあり、当局より「なぜこのタイミングでとは感じましたが、特にそのような話はありませんでした」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第70号西村山地区視聴覚教育協議会の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に

入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「1市4町の視聴覚教育に対して話し合いの場は、今後、どのようにしていくのか」との問いがあり、当局より「協議会が現に保有している資産については、廃止後についても寒河江市が管理し、管内に貸し出しするというで話し合いを進めております。これまで実施してきた自作教材の制作の発表やコンクールは、山形県のほうにつないでいきます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第12、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 議第69号について委員長にお尋ねをします。

8日の質疑の際に市の過失に伴う損害賠償保険への加入の有無についての質疑がありました。これに対して当局からの答弁は、弁護士と協議をしたいという答弁でありました。したがって、弁護士と協議した結果、どういう状況でやったのかお聞かせをいただきたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 沖津委員長。

○沖津一博総務文教常任委員長 その件に関しましては、委員会のほうでは質疑はなかったものと思っております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 今回の損害賠償はそうでありますけれども、その原資になる部分の極めて重要な部分であります。そして、8日に議員からの損害賠償保険への加入の有無の問いですね、したがって、加入しているかどうかは総務課なり財政課なりでわかるのではないかというふうに私は理解をしています。弁護士と協議をするというのは、もう既にその保険に加入をしている。したがって、どういうふうな案分になるのかどうかなどというふうなことを弁護士と協議をするというふうな答弁されていたんだというふうに思うんです。

したがって、今回12日が最終日でありますから、当然にして当局は対応すべきだというふうに思うんです。委員会で審議、分科会で審議なったかならないかよりも、本会議の中で当局はそういうふうに答弁をしているわけでありますから、この点について当局の見解を求めたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 川越議員、委員長報告に対する質疑でありますので、執行部への質疑は御遠慮いただきたいと思えます。

○川越孝男議員 あのね、委員長報告に対しては質疑されていないというふうなことがありました。しかし、8日の本会議での答弁がどういうふうになっているのか、きょう最終日なわけでありますから、当然、当局としてこのことの結果は報告あってしかるべきだというふうに、議長、思いますので、この扱いについて議会として議運を開くなりなんなりして整理をしていただきたいというふうに思います。そうでないというと、本会議で何を言ってもいいということになるわけでありますから、きちっと整理をしていただきたいということを議長に要請をいたします。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑ありませんか。（「議長、今のやつしてけろ、まず」の声あり）

今の議事の進め方について、これは委員長報告に対する質疑でありますので、執行部への質疑は御遠慮いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

川越議員。

○川越孝男議員 委員長質疑では、委員長はそういう答弁なかったということが明らかになりました。しかし、本会議で当局が答弁したものがどういうことかわからない中では非常に困りますので、議長、この点についてまず議会として議運を開くなりなんなりして対応していただきたい。それこそ、こういう進め方、全世界で見ているわけでありますからきちっとやっていただきたいということを要請いたします。

○鴨田俊廣議長 何度も申しあげますけれども、委員長報告に対する質疑でありますので、執行部への質疑は御遠慮いただきたいというふうに思います。（「動議」の声あり）川越議員。

○川越孝男議員 動議ですから。

今、委員長報告に対する質疑の部分でありますけれども、先ほども申しあげましたように、委員会では審議されていないそうでありますけれども、8日の本会議で当局答弁されているわけでありますけれども、そこが極めて重要な部分であります。したがって、動議を出します。その扱いについて当局の見解が示されるようなことをしていただきたいということを、議事進行上の動議として提出いたします。

○鴨田俊廣議長 ただいま川越議員から動議が提出されましたので、この動議を議題として取り上げることに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時20分

再 開 午前10時34分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま川越議員から、議第69号について執行部に答弁されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。

よって、本動議は直ちに議題として採決いたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手少数であります。

よって、川越議員からの動議は否決されました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第5号専決処分承認を求めることについて（平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第4号））、議第63号寒河江市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正について、議第64号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について、議第65号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議第69号損害賠償の額を定めることについて及び議第70号西村山地区視聴覚教育協議会の廃止についての6案件を一括して採決いたします。

ただいまの6案件に対する委員長報告はいずれも承認及び可決であります。

6案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、承認第5号、議第63号、議第64号、議第65号、議第69号及び議第70号は原案のとおり承認及び可決されました。

議 案 上 程

- 鴨田俊廣議長** 次に、日程第13、議第61号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第17、議第68号寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定についてまでの5案件を一括議題といたします。

厚生常任委員会の審査の 経過並びに結果報告

- 鴨田俊廣議長** 日程第18、厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生常任委員長報告を求めます。阿部厚生常任委員長。

〔阿部 清厚生常任委員長 登壇〕

- 阿部 清厚生常任委員長** 厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は12月8日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第61号、議第62号及び議第66号から議第68号までの5案件であります。

審査に入る前に、審査の都合上、議第61号及び議第66号の審査終了後に議第62号、議第67号及び議第68号の審査をすることを諮り、異議なく了承されました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第61号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「医療費がふえ、保険給付費が月2,000万円増加しているが、その要因をどう捉えているか」との問いがあり、当局より「ウイルス肝炎、大腸がん、膵臓がんなどの悪性がん、糖尿病、高血圧、心疾患等の病気がふえているため、医療費が増加しているようです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第66号寒河江市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、報告する質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議第62号平成26年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「包括的支援事業関係で相談を受けたりすることが多くなって仕事の量がふえていると感じているが、今まで4人で行っている仕事を3人に減らしているが、支障を来していないのか」との問いがあり、当局より「当初の予算では、地域包括センターの保健師1名、主任ケアマネジャー2名、社会福祉士1名分でしたが、主任ケアマネジャーが1名減となったため、そこに嘱託職員を配置して対応しております。来年度から仕事もふえてくるということもあり、その辺のところも考慮しながら検討してまいりたいと思います」との答弁がありました。

委員より「介護認定審査会で毎月の審査を25件としているが、29件までふやして弾力的に行っているようだが、審査が1カ月を超えることもあるとのことで、1カ月で結論を出せるように検討していく必要があると思うが」との問いがあり、当局より「認定申請の件数がふえており、それに係る検査、認定調査や主治医意見書を求める件数もふえております。1カ月で結論が出せない主な原因としては、主治医の意見書がおくれるということもありますが、おくれる要因について調べて是正するよう努めたいと思います」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第67号寒河江市立みなみ保育所に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「みなみ保育所の指定管理における選定において、財務健全性の判断が5点となっているが、その判断された理由について伺いたい」との問いがあり、当局より「財務の健全性についてであります。提出いただいた過去3年間の収支状況の書類から、収入などでは予算を上回るような決算処理もされていることなどから、円滑・安定した財務状況にあると判断をしております」との答弁がありました。

委員より「選定結果の独自の基準を設けている内容が、個人情報保護の方針を定め、必要な安全対策という予防措置を講じて適切な管理を行っているということだが、指定管理者になった場合、市の個人情報保護条例等も適用になるため、独自の基準を設けたことにはならないのではないかと思うが」との問いがあり、当局より「独自の個人情報保護の方針を定めていると申しましても、当然、市の条例及び国の法律の範囲内にあるということでもあります。選定結果の中では、特に加点をしているということではなく、そういった市の条例等を遵守しているということでは基準点だという考え方でありました」との答弁がありました。

委員より「年収200万円以下のワーキングプアが社会問題になっているが、働いている保育士さんの1カ月当たりの給与は幾ら支払われているのかお聞きしたい」との問いがあり、当局より「いろいろな雇用形態もありますので、一人一人の賃金内容までは確認しておりませんが、平成27年度の収支予

算書では、平均で250万円以上になっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第68号寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「評価について伺います。3社の応募があり、選定団体とA団体ともに点数がよい2団体ですが、管理実績のところ類似しない施設の指定管理の実績があれば、A団体が逆転します。しかしながら、実績報告書の提出がないということで2点差で選定団体に決まりました。指定管理業務上、この実績報告書の提出は必要だったのか伺いたい」との問いがあり、当局より「実績報告については、提出していただくことになっております。今回のA団体ですが、提出があれば、それなりの判定をできるということで提出をお願いしましたが、提出ありませんでしたのでこのような評価になりました」との答弁がありました。

委員より「自主事業による施設の有効活用方策の事業提案について伺いたい」との問いがあり、当局より「選定団体からは、市民浴場の開場時間を現在のサマータイムよりも拡大した形での御提案をいただいております。また、独自事業として、季節のサービス、ふるまいやバラ風呂、リンゴ風呂などの香り風呂やだんご木を飾ったりしながら季節感を出すなどの提案をいただいているところです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第19、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 私も厚生常任委員会のメンバーなんですが、議第67号の関係について極めて重要な部分が今の委員長報告の中に抜けているんですね。というのは、指定管理者の指定では公募が原則なんです。そして、保育所に導入されたときに、やっぱり子供と保育士さんたちとの関係というのは極めて大切だということで、当初は3年で始まったんですけども、市の職員も配置をしてやってきました。

しかし、指定管理者の指定は5年間ということでして、5年目にやっぱり公募すべきだというふうに導入をしたときの経過からすれば。しかし、保育所は1回目決まれば後は公募しないんだということが今回出されました。それは極めてまずいのではないかというふうなことを意見としても、質疑もしながら意見としても出しているんですけども、委員長の今の報告の中にそれが盛られていません。

したがって、この点についてどういうやりとりがされたのか、きちっと全議員の皆さんに理解をしていただく報告をしていただきたいというふうに思いますので、委員長にお尋ねをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 阿部委員長。

○阿部 清厚生常任委員長 川越委員の言われた質疑は確かにありましたが、委員長として報告することもないということで報告をいたしませんでしたので、御了承願いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑ありませんか。内藤議員。

○内藤 明議員 ちょっとお尋ねをしますが、今、委員長からは報告するほどのものではないということでありましたが、そうした議論はあったということで、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、1回、指定管理者になるとずっと引き続いて未来永劫、そこの何といいますか、保育所といいますか、申請団体が指定管理者としてなるということに答弁があったということを確認してよろしいんですか。

○鴨田俊廣議長 阿部委員長。

○阿部 清厚生常任委員長 市のほうでは……。この件につきましてちょっと休憩させてもらってよろしいでしょうか。

○鴨田俊廣議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時05分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

阿部委員長。

○阿部 清厚生常任委員長 それでは、お答えをさせていただきます。

新規に導入する場合は公募は行いますが、指定管理者がその後、適切かつ良好、順調に保育所の運営をしているということが確認される場合は、公募を行わないことが適当というようなことでこれまで行ってきましたということで、課長のほうから御報告は受けております。以上です。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑はありませんか。内藤議員。

○内藤 明議員 つまりわかりやすく言うと、公募はもうしないということになるわけですか、適切にされているというふうに判断しますと、公募はしないということになるということですか。

○鴨田俊廣議長 阿部委員長。

○阿部 清厚生常任委員長 5年間の見直しということがありますので、その中で見直しというのは、その時点で決まるものかと思えます。

○鴨田俊廣議長 内藤委員。

○内藤 明議員 その見直しというのはどういうふうなことですか。

○鴨田俊廣議長 阿部委員長。

○阿部 清厚生常任委員長 ちょっと今の私の発言の中で見直しという言葉が出てきましたけれども、これまで築き上げた保護者でありますとか、地域あるいは児童との信頼関係ということもありまして、公募を行うことで不安や動揺を与えかねないというようなところであります。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鴨田俊廣議長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第67号を除く議第61号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、

議第62号平成26年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第66号寒河江市国民健康保険条例の一部改正について及び議第68号寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定についての4案件を一括して採決いたします。

ただいまの4案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

4案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第61号、議第62号、議第66号及び議第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議第67号寒河江市立みなみ保育所に係る指定管理者の指定について起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、議第67号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 鴨田俊廣議長** 次に、日程第20、議第59号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）から日程第23、請願第9号米の需給安定対策に関する請願までの4案件を一括議題といたします。

建設経済常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 鴨田俊廣議長** 日程第24、建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。
建設経済常任委員長報告を求めます。杉沼建設経済常任委員長。
〔杉沼孝司建設経済常任委員長 登壇〕
- 杉沼孝司建設経済常任委員長** 建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は12月8日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第59号、議第60号、請願第8号、請願第9号の4案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第59号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第60号平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一

致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第8号農協改革に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な内容を申しあげます。

委員より「これは願意妥当であり、ぜひ採択すべき」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第8号が採択されましたので、担当書記による意見書案の朗読の後、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議会案を提出することに決しました。

次に、請願第9号米の需給安定対策に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な内容を申しあげます。

委員より「願意妥当であり、採択すべき」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第9号が採択されましたので、担当書記による意見書案の朗読の後、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議会案を提出することに決しました。

以上で建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第25、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第59号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第60号平成26年度寒河江市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、請願第8号農協改革に関する請願及び請願第9号米の需給安定対策に関する請願の4案件を一括して採決いたします。

ただいまの4案件に対する委員長報告はいずれも可決及び採択であります。

4案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第59号、議第60号、請願第8号及び請願第9号は原案のとおり可決及び採択されました。

継続審査案件上程

○**鴨田俊廣議長** 次に、日程第26、継続審査案件上程であります。

請願第6号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する請願及び請願第7号「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める意見書の提出に関する請願の2案件を一括議題といたします。

委員会の審査の経過 並びに結果報告

○**鴨田俊廣議長** 日程第27、委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

初めに、総務文教常任委員長報告を求めます。沖津総務文教常任委員長。

〔沖津一博総務文教常任委員長 登壇〕

○**沖津一博総務文教常任委員長** 総務文教常任委員会における継続審査案件の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月8日、委員全員出席し、さきの9月定例会において継続審査となりました請願第6号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する請願について審査いたしました。

主な審査の内容を申し上げます。

委員より「あの悲惨な戦争の反省の上につくられた日本国憲法に違反する閣議決定を許してはならない。意見書を提出していただきたい」旨の意見がありました。

委員より「集団的自衛権については、今後、国会でさらに審議していく。そして、事前に国会の承認を得て法案を明記することになっている。方向性としては間違いはないと思う。請願に対しては願意妥当でない」旨の意見がありました。

討論に入り、委員より「請願については世界の流れ、戦後69年を経過し、基本的に誰でもが戦争のない国を目指している。世界的には、国民の安心・安全を守ることを条件整備する時代に入ってきたと思う。今回の集団的自衛権の行使については、当然だと思っております」との反対討論がありました。

また、委員より「自衛隊が活動する場所が戦闘現場になり得るし、攻撃されれば、武器を使用することを認めています。こんな集団的自衛権の行使容認を認めることはできません」との賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、多数をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第6号が採択されましたので、担当書記により意見書案朗読の後、質疑、意見等に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、多数により議会案を提出することに決しました。

以上で総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

○**鴨田俊廣議長** 次に、建設経済常任委員長報告を求めます。杉沼建設経済常任委員長。

〔杉沼孝司建設経済常任委員長 登壇〕

○**杉沼孝司建設経済常任委員長** 建設経済常任委員会における継続審査案件の審査の経過と結果について

て御報告申しあげます。

本委員会は、12月8日、委員全員出席し、さきの9月定例会において継続審査となりました請願第7号「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める意見書の提出に関する請願について審査しました。

主な内容を申しあげます。

委員より「請願第7号については、農政を展望した場合に、大規模化を図るということも一部にはわかります。しかし、家族を中心とした農業の経営形態になっている状況から、願意妥当と認めて採択すべきだと思います」との意見がありました。

委員より「JA中央会というものが農民のためになっているのか疑問を感じております。そんな意味から賛成できない。よって、不採択とすべきだと思います」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成少数をもって不採択とすべきものと決しました。

以上で建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第28、これより質疑・討論・採決に入ります。

請願第6号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する請願について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、請願第7号「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める意見書の提出に関する請願について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。請願第何号に対する討論ですか。（「請願第6号です」の声あり）賛成ですか、反対ですか。（「賛成です」の声あり）反対討論はありませんか。那須議員、賛成ですか、反対ですか。何号についてですか。（「6号です」の声あり）ほかに。高橋議員。（「6号」の声あり）ほかに。国井議員。（「請願第6号について反対の立場です」の声あり）内藤議員。（「7号です」の声あり）

初めに、反対討論について。（「請願第7号に関して反対の立場です」の声あり）

先ほど確認します。内藤議員は、7号に対する。（「7号に対して」の声あり）

初めに、反対討論について那須議員の発言を許します。

〔那須 稔議員 登壇〕

○那須 稔議員 請願第6号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求めることについて、新清・公明クラブを代表し反対の立場から討論を行います。

このたびの請願では、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更と言われておりますが、そもそも平成26年7月1日の閣議決定は、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」が正式なタイトルであります。

閣議決定の内容は、安全保障法制整備の方向性や考え方を明確にした基本方針であり、他国に対す

る武力行使の排除、それ自体を目的とする、いわゆる集団的自衛権を認めたものではありません。これは閣議決定を受けて開催された衆参両院の予算委員会集中審議で明らかであります。

平成26年7月14日、衆議院予算委員会での公明党の北側一雄衆議院議員の質問に対し、内閣法制局長官は、「他国に対する武力行使の排除、それ自体を目的とするものではない。1972年見解における、いわゆる集団的自衛権は、まさに集団的自衛権全般を指していると考えます。その意味で、丸ごとの集団的自衛権を認めたものではないという点では今回も変わってはいない」と答弁。また、翌15日の参議院予算委員会での公明党の西田実仁参議院議員の質問に対し安倍首相は「他国の防衛、それ自体を目的とする集団的自衛権の行使を認めるものではない」と答弁しております。さらに「閣議決定は、解釈改憲か」との西田参議院議員の質問に対し、内閣法制局長官は、「閣議決定は、憲法改正によらなければならないことを解釈の変更で行うという意味での、いわゆる解釈改憲には当たらない」と答弁しております。

憲法9条のもとで例外的に許される武力の行使についての考え方を述べた1972年の政府見解については、全4項目で構成されています。このたびの閣議決定の3番目、憲法9条のもとで許容される自衛の措置に示された武力行使の新3要件、閣議決定の中で1972年の政府見解を指し、この基本的な論理は、憲法9条のもとでは今後も維持されなければならないと明確にしており、この点に関しては、平成26年7月14日、衆議院予算委員会での北側衆議院議員の「1972年見解と新3要件との間に論理的整合性は確保されているのか」との質問に対して、内閣法制局長官は、「1972年の政府見解の基本理論と整合すると考える」と答弁しております。1972年の政府見解の結論は次のとおりであります。

「あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認される」、「我が国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られる」とされています。

次に、このたびの閣議決定で示された新3要件は、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がないときに必要最少限度の武力を行使すること」としています。

これらの新3要件は、1つは、明白な危険がある場合において、2つ目には、自衛の措置としてのみ許されるもの、3つ目には、必要最少限度の武力行使としているなど三重の縛りをかけております。1972年の政府見解からさらにハードルを上げたものになっています。これを越えるには憲法を改正するしかありません。

また、専守防衛の権利に関しても、平成26年7月14日の衆議院予算委員会安倍首相は、「憲法9条のもとで許容されるのは必要最少限度の自衛の措置としての武力行使のみ。憲法の精神にのっとり受動的な防衛戦略の姿勢は変えず、専守防衛は維持する。それに引き続き受動的な防衛戦略の姿勢は変わらない。また、海外派兵は一般に許されないという従来からの原則も全く変わらない。自衛隊が武力行使を目的として、かつての湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは、これからも決してないことを断言しておきたい」と答弁しております。

以上のことから、請願の中にある安易な解釈改憲、戦争に参加することにつながるものとの指摘は当たらないものと考えます。

また、閣議決定の前文では、戦後日本が専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にはならず、平和国家としての歩みをより確固たるものにする」と強調しています。

さらに、力強い外交の推進や法の支配の重視、紛争の平和的解決への意思も示しております。

今回の閣議決定に基づいた法案の審議は、来年の通常国会が論戦の舞台であり、今回の憲法解釈は、請願で言われる立権主義の否定などではありません。求めなければならないのは、この法改正に対して国民的な議論や国会での審議を十分重ねていくことであります。

このことから、このたびの請願内容には賛同することはできません。その意味で次に出されています議案第7号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことに関する意見書の提出についても、寒河江市議会として意見書を出すべきではないと考えます。

以上の理由により、請願第6号について反対することを表明し、討論といたします。

○**鴨田俊廣議長** 次に、賛成討論について遠藤議員の発言を許します。

〔遠藤智与子議員 登壇〕

○**遠藤智与子議員** 私は、請願第6号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことに関する請願について、日本共産党を代表して賛成の立場で討論いたします。

さきの総務文教常任委員会では、委員長報告のとおり採択されました。本会議でも願意妥当として採択されますよう、以下の理由を付して心から呼びかけるものです。

ことし7月1日、安倍政権は、集団的自衛権行使容認の閣議決定を表明しました。その中には、武力の行使を行う他国軍隊に対する支援をすると明記されております。これはこれまでの自衛隊の海外派遣をする地域を、非戦闘地域と限定していたその歯どめを取り払うものにほかなりません。

しかも、この閣議決定には、輸送や補給、武器弾薬を含むなどの支援活動をこれまで以上に支障なくできるようにすると書き込まれております。

7月14日、15日、両日の衆参予算委集中審議で安倍首相は、自衛隊が戦闘中の米軍のすぐ後ろまで行って支援すれば、敵軍に狙われ、そこが戦闘の現場となり武器を使うことになる」と明確に認めております。

何をどのように言おうとも、それはうそとごまかしであり、詭弁です。この事実こそ、戦争に道を開くものではありませんか。他国での米軍の戦争で自衛隊が肩を並べて武力行使するということです。これでは海外派兵に歯どめがかからなくなり、日本の若者が海外で殺し殺される事態になってしまいます。

そもそも日本国憲法では、時の政権が勝手気ままなかじ取りができないよう権力に対する縛りをかけているのです。この憲法9条のもとで今まで絶対にできないとして歴代の政権が手をつけられなかったものを、自分本位の身勝手な解釈で変更するなどということは明確な憲法違反であり、国民に対する暴挙であります。

尖閣諸島などの問題を挙げ、また衆院予算委の討論を挙げ、集団的自衛権の発動が必要だと言っている人たちもいますが、武力には武力をという考え方は、現在、中東などの例を見ても事態は悪化する一方ではありませんか。

日本は平和外交で、あくまで話し合いで解決するというのが憲法9条の精神です。もっと勉強していただきたいと思います。私は勉強してまいりました。

ことしの流行語大賞で年間大賞にもなったこの集団的自衛権は、国民の関心が高く、マスメディア

でも懸念する声が多く、何より自衛隊員自身やその家族からも反対の声が上がっています。そして、歴代政権の屋台骨を支えてきた元自民党幹事長の加藤紘一さんや古賀 誠さん、そして野中広務さんなどからも強い危惧の声が発信されています。

武器を持って戦闘地に行くことになれば、自衛隊に入る若者も減るでしょう。そうなれば、日本の若者が皆対象にされ、徴兵制がしかれることにもなりかねないのです。

私たちは、何のためにあの戦争の犠牲を乗り越えてきたのでしょうか。二度と戦争はしない、武器は持たないと平和への思いを込めて制定されたこの日本国憲法こそ、宝のように守り抜かなければなりません。時の政権の勝手な解釈で変更されてはなりません。

どうか皆さん、集团的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことに関する請願第6号に、どうかこぞって賛成していただきますよう心から呼びかけまして、私の賛成討論といたします。ありがとうございます。

○鴨田俊廣議長 次に、反対討論について、高橋議員の発言を許します。

〔高橋勝文議員 登壇〕

○高橋勝文議員 請願第6号集团的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する請願について、新政クラブを代表して、反対の立場から討論させていただきます。

今日までマスメディア等で報道されておりますので、整理整頓して討論させていただきます。

今回の閣議決定は、その中で記載された集团的自衛権は、憲法第9条のもとで例外的に許容される武力の行使について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理を示し、その基本的な論理は憲法第9条のもとでは今後とも維持されなければならないとした上で、憲法上、容認される武力行使は、国際法上は集团的自衛権が根拠となる場合がある。しかし、この武力の行使には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれますが、憲法上はあくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち我が国を防衛するためやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものであって、ある国が武力攻撃を受けた場合、その国と関係ある国が共同して防衛に当たるフルサイズ集团的自衛権とは全く異なるものであります。

憲法9条のもとでこれまで許容されておりました範囲での自衛の措置、実際は個別的自衛権と集团的自衛権との重複する領域の事象であって、従来の政府見解を一步も踏み越えていないことが明らかであります。

私は、安倍総理に対し、憲法第9条のもと、日本の平和原則を守り、将来にわたって戦争をしないための法整備を行っていただけるものと信じております。

そして、そのための重要なツールが今回の閣議決定であります。現在、衆議院の選挙の真っただ中であり、争点の一つにもなっており、論戦の真っただ中にあることは、御案内のとおりであります。

私は、これからの安全保障整備に関して、従来の憲法の平和原則を堅持し、フルサイズの集团的自衛権行使に歯どめをかける今回の閣議決定を憲法の平和主義を断じて守る立場から、本請願に反対するものであります。

各議員におかれましては、賢明な御決定をなさいますようお願い申しあげ、私の反対討論とさせていただきます。

○鴨田俊廣議長 賛成討論はありませんか。内藤議員。

〔内藤 明議員 登壇〕

○内藤 明議員 私は、請願第6号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する請願に対し、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

憲法の前文と憲法第9条は、第二次世界大戦の惨禍を顧みて、威嚇と戦力の不保持、国の交戦権を否定し、一切の戦争をしないことを約束しております。

歴代政権は、「自衛隊は我が国が武力攻撃を受けた場合に備えた専守防衛の組織であり、海外で行使することはない。また、憲法9条のもとでは、集団的自衛権の行使は許されない」としてその見解を繰り返し表明し、説明をしてきたところであります。

ところが、戦後レジームの脱却を標榜する安倍首相は、国民や国家にほとんど説明のないままに7月1日、これまで確立した憲法解釈を変更して転換し、我が国が攻撃されていないにもかかわらず、密接な関係にある他国への攻撃を阻止するために武力行使ができるようにする集団的自衛権行使容認の閣議決定を行ったのであります。

つまり、自衛隊が米軍などととも海外の戦闘に参加できるようにすることを決定したのであります。これは、戦後約70年、平和憲法に基づいて非軍事的手段で平和構築を図り、国際貢献し、国際的に信頼と尊敬を得てきた日本の誇るべき歩みを覆す暴挙と言わなければなりません。

そもそも安倍氏は、私が最高責任者だとして豪語し、選挙で多数を得たから何でもできると勘違いされている節が見られます。憲法とは、先ほどありましたとおり、主権者たる国民が政治権力を握り、主権者たる国民が政治権力を縛り、そこに規定された条項を守らせるものであり、縛られる側の政権側が勝手に憲法解釈をすることは許されないことであります。

今回の閣議決定は、憲法9条違反であるとともに、国際ルールである立憲主義を踏みにじるもので到底許されるものではありません。

昨日11日の毎日新聞が発表した9日、10日に行った世論調査によりますと、集団的自衛権行使容認については、賛成が35%に対して反対は51%と報じております。日本の若者が戦地で人を殺し、殺されること、集団的自衛権行使で米国の起こす戦争に巻き込まれ、逆に日本の軍事基地や原子力発電所が標的にされること、在外の日本人がテロの対象にされること、戦争参加によって自衛隊に入隊者が少なくなれば、やがて徴兵制がしかれるのではないかとする、そうした多くの心配、不安があって国民は反対をしているのであります。海外での戦闘参加は国民を戦争に巻き込むことが懸念をされております。

同僚議員の皆さんの御賛同をいただきますよう心から願って、私の賛成討論を終わります。

○鴨田俊廣議長 次に、反対討論について、國井議員の発言を許します。

〔國井輝明議員 登壇〕

○國井輝明議員 請願第6号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する請願について、反対の立場から討論させていただきます。

この集団的自衛権容認に対して世論調査によりますと、反対、または慎重意見の方が多いは確かであります。私がそれを考えるに、集団的自衛権というのは、多義的概念があり、人によって捉え方が違うと感じております。

これまでの歴史で起こった侵略戦争、それをあたかも自衛戦争という形で捉え、これを集団的自衛

権だというように侵略戦争をもって集団的自衛権の行使というような論理のすりかえにより、国民に対して国民の正しい理解を妨げている、こうしたことが原因なのだと考えます。

集団的自衛権は非常に幅があると思いますが、多くの国民は、よその国が攻撃されたときに、それに対して我が国が友情のきずなとして加勢しますよというような理解をしているのだろうと思います。それであれば、やはり日本国憲法の平和主義から見て、そこまでやるのは行き過ぎであり、国民世論が反対するのも当然だと考えます。

政府が進める集団的自衛権というものは全くそのようなものではないと私は理解しております。よその国が、確かに攻撃されたのだけれども、それは我が国への攻撃とも見ることができる。そして、それが我が国に対する攻撃として切迫している状況下にある。別の言葉で言えば、今反撃しなければ我が国にとって危機的な状況に追い込まれ取り返しがつかないことになる。こうした状況下になれば、我が国を守るために反撃しなければならない。集団的自衛権はこうした非常に限定されているものなのであります。

集団的という言葉は使われておりますが、これは紛れもなく自己防衛であり、自分を守るということとであります。よその国を守るということが主ではなく、あくまでもそれは付随するものであります。

こう考えますと、自己防衛としての集団的自衛権、これは固有の権利であり、これは憲法を否定しているとは到底考えられません。

よくこの議論の中で立憲主義という言葉も出てまいります。この立憲主義という言葉も誤解されているのではないかと思います。立憲主義というのは、あくまでも国民の生命、身体、財産、そういう国民の利益を最も尊重しております。そして、国がそれを守りますという立場であることから、このような自己防衛を否定することはおかしいと私は思うのです。

したがって、政府が進める集団的自衛権とは憲法の許容するものであり、自国を守るために必要であると考え、これに対して反対する請願というものには私は理解ができません。政府が導入しようとしている集団的自衛権というものは決して憲法の基本原則に反するものではなく、憲法の許容の範囲内であること。それ以上に国民を守ることに必要であることから、請願第6号について反対の立場としての討論とさせていただきます。

○鴨田俊廣議長 賛成討論はありませんか。

次に、反対討論について太田議員の発言を許します。（「私、取り下げにしてもらってよろしいですか」の声あり）はい、取り下げで結構でございます。

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、請願第6号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する請願について採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立少数であります。

よって、請願第6号は不採択とすることに決しました。

次に、請願第7号「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める意見書の提出に関する請願に

ついて採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は原案を採択することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手少数であります。

よって、請願第7号は不採択とすることに決しました。

議 案 上 程

- 鴨田俊廣議長 次に、日程第29、議会議案第7号集团的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことに関する意見書の提出についてを議題といたします。

議 案 説 明

- 鴨田俊廣議長 日程第30、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

- 鴨田俊廣議長 日程第31、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会議案第7号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議会議案第7号集团的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことに関する意見書の提出について、起立または挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立少数であります。

よって、議会議案第7号は否決されました。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 次に、日程第32、議会案第8号農協改革に関する意見書の提出について、及び日程第33、議会案第9号米の需給安定対策に関する意見書の提出についての2案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○鴨田俊廣議長 日程第34、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第8号及び議会案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○鴨田俊廣議長 日程第35、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議会案第8号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議会案第9号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議会案第8号農協改革に関する意見書の提出について及び議会案第9号米の需給安定対策に関する意見書の提出についてを一括して採決いたします。

議会案第8号及び議会案第9号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議会案第8号及び議会案第9号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午後0時02分

○鴨田俊廣議長 これにて平成26年第4回定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。

平成26年12月8日（月曜日）予算特別委員会

○出席委員（17名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	新宮征一	委員	13番	佐藤良一	委員
14番	内藤明	委員	15番	高橋勝文	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	木村寿太郎	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長	月光龍弘	政策推進課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
秋場礼子	商工振興課長	原田真司	さくらんぼ 観光課長
菅野英行	健康福祉課長	阿部藤彦	子育て推進課長
工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長	阿部誠	水道事業所長
荒木利見	教育長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長	安達晃一	監査委員 局長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	渡邊拓也	総務係長

予算特別委員会議事日程第1号 第4回定例会
平成26年12月8日(月) 本会議終了後開議

開 会

- 日程第 1 議第58号 平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
" 2 議第71号 平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)
" 3 議案説明
" 4 質疑
" 5 分科会分担付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前10時30分

- 國井輝明委員長** ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

- 國井輝明委員長** 日程第1、議第58号平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)及び日程第2、議第71号平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)を一括議題といたします。

議 案 説 明

- 國井輝明委員長** 日程第3、議案説明であります。
お諮りいたします。議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議なしと認めます。
よって、議案説明は省略することに決しました。

質 疑

○**國井輝明委員長** 日程第4、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って質疑、答弁とも簡潔明瞭に行うようお願いいたします。

初めに、議第58号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款及び歳出第2款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款及び歳出第4款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款、歳出第7款及び歳出第8款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第58号第2表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第58号第3表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第71号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第7款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○**國井輝明委員長** 日程第5、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおりそれぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務文教分科会	議第58号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第10款、第2表、第3表、議第71

	号第1表中歳入全部
厚生分科会	議第58号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第4款
建設経済分科会	議第58号第1表中歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、議第71号第1表中歳出第7款

散 会

午前10時33分

○國井輝明委員長 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

平成26年12月12日（金曜日）予算特別委員会

○出席委員（17名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	新宮征一	委員	13番	佐藤良一	委員
14番	内藤明	委員	15番	高橋勝文	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	木村寿太郎	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長	月光龍弘	政策推進課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
秋場礼子	商工振興課長	原田真司	さくらんぼ 観光課長
菅野英行	健康福祉課長	阿部藤彦	子育て推進課長
工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長	阿部誠	水道事業所長
荒木利見	教育長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長	安達晃一	監査委員 局長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	渡邊拓也	総務係長

予算特別委員会議事日程第2号 第4回定例会
平成26年12月12日(金) 午前9時30分開議

再 開

- 日程第 1 議第58号 平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
" 2 議第71号 平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)
" 3 分科会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務文教分科会委員長報告
(2) 厚生分科会委員長報告
(3) 建設経済分科会委員長報告
" 4 質疑・討論・採決
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

- 國井輝明委員長** おはようございます。
ただいまから、予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

- 國井輝明委員長** 日程第1、議第58号平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)及び日程第2、議第71号平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)を一括議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明委員長** 日程第3、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教分科会委員長報告

- 國井輝明委員長** 初めに、総務文教分科会委員長の報告を求めます。沖津総務文教分科会委員長。

〔沖津一博総務文教分科会委員長 登壇〕

○沖津一博総務文教分科会委員長 おはようございます。

総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は12月8日、委員4名出席し、開会いたしました。

本分科会に分担付託されました案件は、議第58号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第10款、第2表及び第3表並びに議第71号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）第1表中歳入全部であります。

審査に入る前に、審査の進行について、議第58号第1表中歳出第2款の一部の審査終了後に第2表及び第3表並びに議第71号第1表中歳入全部の審査を行い、その後に、議第58号第1表中歳出第10款の審査を行うことについてお諮りし、異議なくそうすることに決しました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第58号第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「山形県へ避難した家族への心のケア事業の具体的な内容について」の問いがあり、当局より「東日本大震災により避難している被災児童及び保護者の交流を図る事業で、心身のリフレッシュの場として開催する親子海水浴交流、スキー交流の2つの事業に対する歳入です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第2款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「住民情報電算処理事業ですが、28年1月にスタートのマイナンバー制度を危惧する声も出ているが、流動的なのか、決まったものなのか、その考え方について」の問いがあり、当局より「国から出されている資料でも、番号に対する国民の懸念がされており、一元管理するのかとか、なりすまし被害が出るのではないかが検討されているようです。個人情報ですので、一元管理せずに分散管理することやアクセス制度管理を検討しているようです。また、専門的な部分は、通信の暗号化の実施も検討をしているようです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第58号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「保育所の指定管理と小学校の給食調理業務の委託に関して、保育士の身分と給与の実態について」の問いがあり、当局より「保育士関係の身分なり給料の実態については、毎年実績報告を受けており、担当課で把握しております」との答弁がありました。

討論に入り、委員より「子供の保育、安心して委ねることはできない。このたびは債務負担行為ということですが、人間を育てることに法的な責任をきちんと持っていただきたいという願いがずっと続いておりますので、反対します」との反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第58号第3表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第71号第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。質疑の内容を申しあげます。

委員より「不動産売り払い収入の積算根拠について」の問いがあり、当局より「面積は1万3,159.01平方メートルです。そのうち、西南側に新堰があり、その部分が202平方メートルあります。その単価は80%になります。1万3,300円の単価です。それ以外は1万6,630円で、総額2億1,816万2,000円になります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第58号第1表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上をもって、総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生分科会委員長報告

○**國井輝明委員長** 次に、厚生分科会委員長の報告を求めます。阿部厚生分科会委員長。

〔阿部 清厚生分科会委員長 登壇〕

○**阿部 清厚生分科会委員長** おはようございます。

厚生分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は12月8日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第58号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款及び歳出第4款であります。

審査に入る前に、審査の都合上、議第58号第1表中歳出第3款の審査終了後に歳出第2款の一部及び歳出第4款の審査を行うことを諮り、異議なく了承されました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第58号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）第1表中歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、厚生分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済分科会委員長報告

○**國井輝明委員長** 次に、建設経済分科会委員長の報告を求めます。杉沼建設経済分科会委員長。

〔杉沼孝司建設経済分科会委員長 登壇〕

○杉沼孝司建設経済分科会委員長 おはようございます。

建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は12月8日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第58号第1表中歳出第6款、歳出第7款及び歳出第8款、並びに議第71号第1表中歳出第7款であります。

審査の都合上、議第58号第1表中歳出第6款、歳出第7款の順に審査を行った後に、議第71号第1表中歳出第7款の審査を行い、その後、議第58号第1表中歳出第8款の審査を行うことを諮り、異議なく了承されました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第58号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第71号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「着工はいつごろをめどにしているのか」との問いがあり、当局より「何年からという明確な話はありませんでしたが、平成30年までには移転完了したいとのことで、なるべく早目になりたいとの考えでありました」との答弁がありました。

委員より「健康コンサルティング事業で自治体や企業、学校、地域などで実施している健康づくり事業について、個々が抱える健康課題や保健活動の要望に応えられるようになっているが、市で行っている健康づくり事業と別メニューで行うということか」との問いがあり、当局より「市の健康づくり事業以外でという考えであります」との答弁がありました。

委員より「開発公社で買ったときと同じ金額で買うということですか」との問いがあり、当局より「開発公社が自己資金で買っており、維持管理費もかかっておりませんので、当初の価格で市に分譲して同じ価格で成人病センターに分譲することになります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第58号第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○國井輝明委員長 日程第4、質疑・討論・採決であります。

初めに、総務文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、建設経済分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男議員 16番。議第71号の関係でお尋ねをします。成人病センターの移転というふうなことでありますけれども、現在の成人病センター、この跡地の活用などについて、医師会側としてどのように考えているのかというようなことが審議の際に明らかにされているのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○國井輝明委員長 杉沼委員長。

○杉沼孝司建設経済分科会委員長 そういう話はございませんでした。

○國井輝明委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第58号平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する各分科会委員長の報告は、いずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の委員の起立または挙手を求めます。

[賛成議員 起立または挙手]

起立または挙手多数であります。

よって、議第58号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第71号平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長の報告は、いずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第71号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前9時48分

○國井輝明委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。